

山形市地域防災計画

山形市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第2節 計画の運用	2
第1 計画の運用	2
第2 計画の修正	2
第3節 市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱	3
第1 実施責任	3
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 山形市の概況	7
第1 自然環境	7
第2 社会環境	8

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災化	12
第1 土地利用計画	12
第2 都市施設整備	12
第3 市街地開発事業	13
第4 宅地開発	13
第5 防災業務施設等の整備	13
第6 地域特性の活用と整備	13
第2節 防災訓練	14
第1 総合防災訓練	14
第2 図上訓練	14
第3 その他の防災訓練	14
第3節 調査研究	16
第1 調査の方法等	16
第2 調査項目	16
第4節 防災知識の普及	18
第1 普及内容	18
第2 普及方法	18
第5節 自主防災組織の育成	20
第1 自主防災組織の育成・活動の推進	20

第2	企業（事業所）等における防災の促進	21
第3	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	21
第5-1節	集落の孤立予防	23
第1	孤立のおそれのある集落の状況	23
第2	基礎的な情報の把握・共有	23
第3	予防対策	23
第6節	避難行動要支援者対策計画	25
第1	災害時要配慮者及び避難行動要支援者	25
第2	要支援者への支援体制	25
第7節	避難所及び避難場所の整備	30
第1	避難所及び避難場所の指定	30
第2	地区避難所及び地区避難場所の活用	32
第3	大規模な公共施設等の活用	33
第4	福祉避難所の指定	33
第5	避難所及び避難場所の周知等	34
第8節	災害時用備蓄の充実	35
第1	自助備蓄の推進	35
第2	共助備蓄の推進	36
第3	公助備蓄の推進	36
第4	応援協定の推進	37
第9節	地震災害の予防	38
第1	基本的な考え方	38
第2	山形盆地断層帯被害想定	38
第3	山形盆地断層帯の被害想定	41
第4	地震情報の伝達	42
第5	地震災害の総合対策	43
第6	市民への広報及び啓発	44
第10節	水害の予防	45
第1	治山	45
第2	治水	45
第11節	風害の予防	48
第1	広報計画	48
第2	屋外広告物等対策	48
第3	街路樹対策	48
第4	農作物対策	48
第12節	土砂災害の予防	50

第 1	土砂災害危険区域等	50
第 2	予防対策	50
第13節	雪害の予防	53
第 1	克雪対策	53
第 2	雪崩、融雪災害対策	53
第 3	道路施設の交通確保対策	54
第14節	火山災害の予防	55
第 1	火山災害対策の基本的考え方	55
第 2	火山情報等の発表及び伝達	57
第 3	蔵王山火山防災協議会の設置	62
第 4	火山防災マップの作成及び周知	62
第 5	噴火予報の発表に伴う措置	62
第 6	警戒避難体制の整備	63
第 7	防災知識の普及	63
第 8	避難促進施設指定及び避難確保計画の作成	64
第15節	地盤沈下の予防	65
第 1	地盤沈下の概況	65
第 2	地盤沈下監視調査及び被害状況	65
第 3	地盤沈下防止対策	66
第16節	火災の予防	68
第 1	防火思想の啓発普及	68
第 2	建築物の確認申請時の防火指導	68
第 3	防火対象物点検報告制度による法令基準の適合確保	68
第 4	火災予防査察の強化	69
第 5	火災危険区域の火災予防	69
第 6	防火管理者講習会	69
第 7	林野火災予防	70
第17節	危険物施設等災害の予防	71
第 1	危険物施設災害予防対策	71
第 2	都市ガス等災害予防対策	71
第 3	火薬類の災害予防対策	71
第18節	水道施設の防災	72
第 1	施設の耐震化	72
第 2	施設の集中管理	72
第 3	各水系間の連絡通水体制の確保	72
第 4	図面の整備	72

第 5	災害用緊急貯水槽の設置	72
第19節	下水道施設の防災	73
第 1	施設の耐震化	73
第 2	浄化センターの防災計画	73
第20節	道路・橋りょうの防災	74
第 1	道路の安全性の向上	74
第 2	橋りょうの安全性の向上	74
第21節	建築物等の被害予防	75
第 1	建築物防災知識の普及	75
第 2	耐火・耐震建築物の促進	75
第 3	特殊建築物の防災指導	75
第 4	定期報告制度に基づく指導	76
第 5	空き家対策	76
第22節	文化財の防災	77
第 1	予防措置	77
第 2	防災訓練の実施と市民意識の高揚	77
第23節	凍霜害の予防	79
第 1	情報収集伝達	79
第 2	農作物予防対策	79
第24節	原子力災害の事前対策	80
第 1	原子力施設立地環境	80
第 2	防災体制の整備	80
第 3	資機材等の確保	81
第 4	防災知識の普及	81

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害対策本部	82
第 1	本部の組織	82
第 2	本部の設置及び閉鎖	82
第 3	本部員会議	83
第 4	本部連絡員	83
第 5	部課等の組織及び分掌事務	84
第 6	外部関係機関の派遣要請	84
第 7	業務継続性の確保	84
第 1－1 節	災害対策連絡会議	86
第 1	連絡会議の組織	86

第 2	連絡会議の設置及び閉鎖	86
第 3	連絡会議	87
第 4	連絡会議連絡員	87
第 5	部課等の組織及び分掌事務	88
第 6	副市長及び関係部長等による 4 者協議	88
第 7	外部関係機関の派遣要請	89
第 2 節	防災支部	90
第 1	防災支部の開設及び閉鎖	90
第 2	開設場所	90
第 3	役割	91
第 4	市職員の配備	91
第 5	防災支部の運営	92
第 6	分掌事務	92
第 7	現地災害対策本部への格上げ	92
第 2 - 1 節	市避難所	94
第 1	市避難所の開設及び閉鎖	94
第 2	開設場所	94
第 3	役割	95
第 4	受入対象者	95
第 5	市職員の配備	95
第 6	市避難所の運営	96
第 7	分掌事務	97
第 8	市避難所を兼ねる一時避難場所の取扱い	97
第 3 節	職員警戒配備、動員	98
第 1	警戒配備体制	98
第 2	動員体制	99
第 3	連絡体制	100
第 4	出動の方法	100
第 5	動員者の報告	101
第 6	職員の応援	101
第 7	動員名簿の作成	101
第 8	消防本部における動員	101
第 9	上下水道部における動員	101
第 10	市立病院済生館における動員	101
第 4 節	気象情報の発表・伝達	102
第 1	予報及び警報等の発表	102

第 2	予報及び警報等の伝達	112
第 3	異常現象発見時の通報	112
第 5 節	通信情報	116
第 1	情報の受伝達系統	116
第 2	災害情報の収集、伝達	117
第 3	災害時の通信、連絡	118
第 4	災害時の情報共有	119
第 6 節	被害調査	120
第 1	被害調査の実施	120
第 2	被害程度の判定	121
第 3	り災台帳の整備	121
第 4	り災証明書の発行	121
第 5	被災者台帳の整備	123
第 6	被災者への周知	123
第 7 節	広 報	124
第 1	広報活動	124
第 2	報道機関への発表	126
第 3	広聴活動	126
第 8 節	混乱防止の対策	127
第 1	情報パニックによる混乱防止	127
第 2	避難時の混乱防止	127
第 3	公共施設等の混乱防止	127
第 9 節	避 難	128
第 1	避難	128
第 2	避難指示等	128
第 3	避難指示等の伝達	137
第 4	避難方法	138
第 5	避難受入計画	140
第 6	学校、病院等における避難対策	142
第 7	避難指示の解除	142
第 9－1 節	広域避難計画	143
第 9－2 節	災害時避難行動要支援者避難支援	144
第 1	名簿の提供	144
第 2	要支援者への避難支援対策	144
第 9－3 節	孤立集落対策	146
第 1	孤立実態の把握	146

第 2	初期の対応	146
第 3	救助・救出対策	146
第 4	生活必需物資の搬送	146
第10節	応急給水	147
第 1	給水の基準	147
第 2	応急給水計画	147
第 3	給水の方法	147
第 4	応援要請	147
第 5	地下水による生活用水の給水	147
第11節	食料の供給	148
第 1	配布の基準	148
第 2	調達の方法	148
第 3	不足する食料の受け入れ	149
第 4	配布の方法	149
第 5	炊き出しの実施	149
第 6	国によるプッシュ型支援	149
第12節	生活必需品の供給	150
第 1	生活必需品供給の基準	150
第 2	調達の方法	150
第 3	不足する生活必需品の受け入れ	150
第 4	配布の方法	151
第 5	国によるプッシュ型支援	151
第13節	救出・救助	152
第 1	救出の対象者	152
第 2	救助隊の編成	152
第 3	救出の方法	152
第14節	医療・助産	153
第 1	保健医療調整チーム	153
第 2	医療救護班の編成等	153
第 3	医療・助産の方法	154
第 4	医薬品、衛生材料等の確保	155
第15節	保健・防疫	156
第 1	保健活動	156
第 2	防疫活動	156
第16節	遺体の捜索、安置、埋葬	158
第 1	遺体の捜索	158

第 2	遺体の安置	158
第 3	遺体の処理	158
第 4	遺体の埋火葬	159
第 5	遺体の処理、安置、埋、火葬の事務処理	159
第17節	住宅等の対策	160
第 1	応急仮設住宅	160
第 2	市営住宅への入居	160
第 3	被災住宅の応急修理	160
第 4	被災住宅、建築物に対する調査・指導	161
第18節	文教対策	162
第 1	災害時の応急対策	162
第 2	応急教育	162
第 3	学用品の支給	163
第 4	文化財の保護	163
第19節	労務の供給	164
第 1	労務者の確保	164
第 2	技術者の従事命令等	164
第 3	ボランティア	165
第20節	応急輸送	167
第 1	輸送車両の調達	167
第 2	輸送の対象	167
第 3	輸送の方法	167
第 4	緊急輸送ルートを選定	168
第21節	清 掃	169
第 1	ごみの収集及び処理	169
第 2	し尿の収集及び処理	170
第 3	処理施設の応急復旧対策	170
第22節	障害物の除去	171
第 1	道路・河川の障害物除去の優先場所	171
第 2	道路・河川障害物の除去	171
第 3	住宅障害物の除去	171
第23節	消 防	172
第 1	消防組織	172
第 2	火災警報の発令、伝達	172
第 3	情報計画	172
第 4	火災警防計画	172

第 5	救助・救急計画	173
第 6	相互応援協力体制	173
第24節	水 防	174
第25節	火山災害対策	175
第 1	噴火警報「噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）」の発表に伴う対応	175
第 2	噴火警報「噴火警戒レベル 3（入山規制）」の発表に伴う対応	176
第 3	噴火警報「噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）」の発表に伴う対応	178
第 4	噴火警報「噴火警戒レベル 5（避難）」の発表に伴う対応	180
第 5	降灰後の降雨による土石流の対応	181
第 6	救助対策	183
第 7	その他	183
第26節	道路・橋りょう対策	184
第 1	情報の収集	184
第 2	応急活動体制	184
第 3	応急資器材の調達	184
第 4	道路・橋りょう応急措置の優先場所	184
第 5	道路の応急措置	184
第27節	水道施設対策	185
第 1	災害時の活動体制	185
第 2	施設の応急復旧	185
第 3	応急資器材	185
第 4	他団体への応援要請	185
第 5	広報計画	186
第28節	下水道施設対策	187
第 1	災害時の活動体制	187
第 2	施設の応急措置	187
第 3	応急資器材	187
第 4	他団体への応援要請	187
第 5	広報計画	187
第29節	交通対策	188
第 1	交通状況の把握	188
第 2	交通規制	188
第 3	道路管理者による車両の移動等	189
第 4	緊急通行車両	190
第 5	運転者のとるべき措置	190
第30節	相互応援	192

第 1	自治体との相互協力	192
第 2	応援の要請	192
第 3	各団体からの応援の活動拠点	192
第30-1節	広域避難者の受入れ	193
第31節	自衛隊の派遣要請	194
第 1	派遣要請	194
第 2	受入れ体制	194
第 3	派遣要請の代理者	194
第 4	派遣自衛隊の業務	194
第 5	派遣要請連絡系統図	195
第 6	自衛隊の自主派遣	196
第32節	災害救助法による救助	197
第 1	実施責任者	197
第 2	災害救助法の適用	197
第 3	災害救助法による救助	198
第 4	災害救助法の適用手続き	198
第 5	応援救助の実施状況の報告	198
第33節	義援金品の配分	199
第 1	義援金品の受付	199
第 2	義援品の配分	199
第 3	義援金の配分	199
第34節	物的公用負担等の実施	200
第 1	応急公用負担等の権限	200
第 2	損失補償等	200
第35節	原子力災害対策	201
第 1	情報収集及び情報伝達	201
第 2	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	201
第 3	原子力災害医療活動等の実施	202
第 4	モニタリングの実施	203
第 5	放射性物質対策の実施	203

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	公共施設の復旧	205
第 1	土木施設の復旧	205
第 2	その他の公共施設の復旧	206
第 3	復旧技術職員の確保	206

第4	緊急資金の確保	206
第2節	水道施設の復旧	207
第1	施設の復旧優先順位	207
第2	管路における復旧順位の指定	207
第3	給水装置の復旧優先順位	207
第3節	被災者の生活安定対策	208
第1	税の減免、徴収猶予	208
第2	災害援護資金の貸付け	208
第3	災害弔慰金等の支給	210
第4	その他の援助	210
第4節	事業所への融資	211
第1	融資計画	211
第2	農林水産業関係融資の種類	211
第3	中小企業関係融資の種類	211
第4	私立学校、医療機関への融資	211
第5節	激甚災害指定による復旧	213
第1	激甚災害指定の手続き	213
第2	激甚災害の指定による援助の種類	213
第6節	原子力災害による制限措置等からの復旧	214
第1	制限措置等の解除	214
第2	モニタリングの継続及び汚染の除去等	214
第3	風評被害の軽減及び損害賠償請求等	214

内容：令和5年8月25日現在

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山形市防災会議において定められるもので、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。
- 2 この計画の作成及び見直しにあたっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備えることを基本とする。

第2節 計画の運用

第1 計画の運用

市及び防災関係機関は、平素より計画の習熟に努め、計画の目的が達成されるよう、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図り、計画の運用に万全を期すとともに、災害時において市、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとることができるよう、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するよう努めるものとする。

第2 計画の修正

市及び防災関係機関は、常に防災に関する所掌事務の実態を把握し、計画について検討を加え、必要があると認めるときは、山形市防災会議に諮って計画の修正を図るものとする。

修正を必要とする事項については、毎年5月末日までに山形市総務部防災対策課に報告するものとする。

なお、緊急を要する事項については、この限りでない。

第3節 市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱

第1 実施責任

1 山形市

山形市は、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として防災関係機関及び住民等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、山形市が行う防災上の諸活動が円滑に実施できるように、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、自ら防災活動を実施するとともに、山形市が行う防災上の諸活動に対し協力するものとする。

4 住民

山形市の住民は、それぞれの立場において、自らすすんで防災に寄与するように努めるものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 山形市

- (1) 山形市防災会議に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する調査研究、教育及び訓練
- (4) 自主防災組織の育成及び指導
- (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備
- (6) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (7) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (8) 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (9) 避難の指示及び災害広報
- (10) 消防、水防その他の応急措置
- (11) 被災者の救援及び保護
- (12) 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- (13) 災害時における文教対策
- (14) 交通対策及び緊急輸送の確保
- (15) 公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置
- (16) 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導
- (17) その他災害発生への防御又は災害の拡大防止
- (18) 災害復旧のための措置

2 山形県

- (1) 山形県防災会議に関する業務
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (3) 水防その他の応急措置
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (5) 被災者の救助及び救護措置
- (6) 災害時における保健衛生及び文教対策
- (7) 治安の維持及び交通規制
- (8) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (9) 自衛隊の災害派遣要請
- (10) 避難の指示又は誘導
- (11) 市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 被災者の救出
- (14) 死者（行方不明者）の搜索及び検視

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1)東北財務局山形財務事務所	ア 地方公共団体に対する災害融資 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 ウ 災害復旧事業費査定の立会い
(2)東北農政局山形県拠点	ア 災害時における主要食糧の供給対策
(3)山形森林管理署	ア 災害応急対策用木材の供給 イ 国有林内の保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理
(4)山形労働基準監督署	ア 工場、事業所等における労働災害の防止 イ 労災保険料等の非常取扱い及び災害補償 ウ 被災工場、事業所に対する救急医療品の配布等
(5)東北運輸局山形運輸支局	ア 災害時における自動車による輸送のあっせん イ 東日本旅客鉄道株式会社との輸送の調整
(6)仙台管区气象台 (山形地方气象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る） 及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(7)国土交通省 山形河川国道事務所	ア 所轄国道、河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 イ 災害時における所轄国道の交通対策 ウ 所轄河川区域における水防業務 エ 洪水予警報、水防警報の発表及び伝達
(8)陸上自衛隊第20普通科連隊	ア 災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動の支援

4 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1) 郵便事業株式会社 山形南支店	ア 被災地における郵便業務の確保 イ 災害時の被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付 ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 エ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 オ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(2) 東日本旅客鉄道株式会社 山形駅	ア 鉄道施設の保安、保全及び旅客の避難救護 イ 災害対策に必要な物資及び人員の応急輸送対策
(3) 東日本電信電話株式会社 山形支店	ア 電信電話施設の保全 イ 災害時における通信の確保及び気象警報の伝達
(4) 日本銀行山形事務所	ア 災害時における通貨の供給確保 イ 金融機関に対する金融緊急措置の指導 ウ 金融機関の業務運営の確保
(5) 日本赤十字社山形県支部	ア 災害時における医療、助産その他応急救護の実施 イ 赤十字奉仕団の災害活動に関する指導調整等 ウ 義援金の募集
(6) 日本放送協会山形放送局	ア 災害予防の放送 イ 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送
(7) 日本通運株式会社山形支店	ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施
(8) 東北電力ネットワーク株式 会社 山形電力センター	ア 電力供給施設の災害予防措置 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の復旧及び資材の確保

5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1) 山形放送株式会社 (2) 株式会社山形テレビ (3) 株式会社テレビユー山形株式会社 (4) エフエム山形株式会社 (5) 株式会社さくらぼテレビジョン	ア 災害予防の放送 イ 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送 ウ 救援ボランティア活動及びボランティア団体等の活動に対する協力
(6) 山交バス株式会社 (7) 第一貨物株式会社山形支店	ア 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施
(8) 山形ガス株式会社	ア 都市ガスの供給及び保安措置 イ 被災都市ガス施設の調査及び災害復旧
(9) 山形市医師会	ア 災害時における医療救護

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合・農業共済組合等農林水産関係団体	ア 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農家に対する融資又はそのあっせん エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 オ 飼料、肥料等の応急確保
(2) 商工会議所・商工会等商工業関係団体	ア 市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び融資のあっせん等の協力 イ 災害時における物価安定についての協力 ウ 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせん
(3) 病院等医療機関	ア 医療、助産等救護の実施 イ 救護活動に必要な医療品及び医療器材並びに医療関係従事者の提供
(4) 町内会・自治組織	ア 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、伝染病予防物資の配給及び防犯等に関する協力 イ 市が実施する応急対策についての協力
(5) 各種民間任意団体等文化事業団体	ア 市が実施する応急対策についての協力

第4節 山形市の概況

第1 自然環境

1 位置

山形市は、山形県の中央から南寄りに位置し、南は上山市、北は天童市、西は山辺町及び中山町、東は仙台市及び川崎町に接している。

山形市の位置 東 経 140° 29' ~ 140° 10'

北 緯 38° 08' ~ 38° 20'

標準点の標高 145.3m (山形市役所の位置)

2 地形

本市の地形の第1の特徴は、東南端が蔵王山頂、東北端が面白山山頂、西南端が白鷹山山頂と3方山に囲まれた盆地であること、第2の特徴は山岳、丘陵地帯が市の面積の約65%を占めていること、第3の特徴は馬見ヶ崎川扇状地に市の大部分が形成されていること、第4の特徴は東西の山岳から多くの河川が流れて複雑な地形を形作っていることがあげられる。

市の東部の奥羽背陵山脈には蔵王火山及び面白火山が、西部の出羽丘陵には白鷹火山があり、特に蔵王火山は今も小活動を続けている。

河川は、扇状地を形成している馬見ヶ崎川、立谷川、本沢川及び南から北へ西部を流れる須川などの一級河川があり、いずれも最上川にそそいでいる。

3 面積

本市の東西の距離は21.5km、南北は27.5km、周囲は114kmであり、面積は381.58km²である。傾斜地10分の1未満の平坦部地域は118.75km²で全面積の約31%にすぎない。

4 地質

本市の約35%を占める低地は、堆積物から形成されている。馬見ヶ崎川扇状地、立谷川扇状地及び本沢川扇状地は礫や砂により形成され、須川や西部の河川による河岸段丘は、礫や砂の他に薄い粘土層より成り、扇状地中央部や河岸段丘は、比較的安定した地質と言える。また、低地の半分程を占める扇状地前縁部や須川氾濫原は、砂と泥の沖積堆積物から形成され地盤が弱く、特に馬見ヶ崎川と須川の合流点付近は軟弱地盤で、地盤沈下もすすんでいる。

一方、山岳丘陵地は、「グリーンタフ造山運動」(約2,400万年前)と呼ばれる火山活動により生成された花崗閃緑岩が厚く基盤岩を成し、その上層には、新第3紀時代(約240万年前)以降に繰り返し流れた溶岩の跡や、激しい地殻変動と地すべり、崩壊の跡も見られ、全体としてかなり複雑な地質構造となっている。また、蔵王温泉から南山形までは須川泥流、西蔵王一帯は神尾泥流と呼ばれる火山泥流におおわれている。

断層としては、下東山断層、新山断層、葉の木沢断層、芳沢断層、隔間場断層等が見られる。葉の木沢断層付近は、花崗岩が破碎されており、崩壊が起こりやすい地域となっている。

5 気候

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し裏日本気候域雪国気候区に分類される。この中にあって、本市の気候は、奥羽、越後の両山系に囲まれ海洋から完全に遮断されているため、

際立った内陸型気候の特徴を持っている。すなわち、夏と冬、昼と夜の気温較差はかなり大きく、冬期の最低気温が -20.0°C に達した記録がある反面、昭和8年7月25日の 40.8°C の気温は、平成19年まで日本最高気温の記録であった。

また、降水量は一年間 $1,200\text{mm}$ 前後で県内で最も少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内の最小降雪地域となっている。風は、地形から年間を通じて南、北から吹くことが多く、風速は概して弱く、冬の季節風もおだやかである。

第2 社会環境

1 人口

(1) 人口の推移

(国勢調査による) 企画調整課

年次	世帯数	人口 (単位人)		
		総数	男	女
大正9年	20,082	116,757	58,253	58,504
14年	21,755	128,670	64,290	64,380
昭和5年	23,723	139,693	69,741	69,952
10年	24,574	145,037	72,191	72,846
15年	24,795	144,577	70,764	73,813
20年	31,216	174,587	83,830	90,757
25年	33,103	180,569	87,755	92,814
30年	34,707	183,799	88,839	94,960
35年	39,411	188,597	90,755	97,842
40年	44,845	193,737	93,044	100,693
45年	52,243	204,127	98,152	105,975
50年	60,756	219,773	105,386	114,387
55年	69,889	237,041	114,535	122,506
60年	73,333	245,158	118,609	126,549
平成2年	77,829	249,487	120,486	129,001
7年	85,157	254,488	122,989	131,499
12年	90,110	255,369	123,294	132,075
17年	93,623	256,012	122,903	133,109
22年	96,560	254,244	121,433	132,811
27年	100,303	253,832	121,575	132,257
令和2年	102,318	247,590	119,001	128,589

[令3改]

(2) 年齢別人口

(国勢調査による) 企画調整課

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	平成 7	平成 10	平成 12	平成 17	平成 7	平成 10	平成 12	平成 17
総数	254,488	255,641	255,369	256,012	100	100	100	100
0~14 歳	41,110	39,189	37,580	35,428	16.2	15.3	14.7	13.8
15~64 歳	170,470	168,923	167,751	164,683	67.0	66.1	65.7	64.3
65 歳以上	42,627	47,248	49,900	55,600	16.8	18.5	19.5	21.7
不詳	281	281	138	341	0.1	0.1	0.1	0.2

区 分	実 数 (人)				構 成 比 (%)			
	平成 22	平成 27	令和 2		平成 22	平成 27	令和 2	
総数	254,244	253,832	247,590		100	100	100	
0~14 歳	33,346	31,869	29,120		13.1	12.5	11.8	
15~64 歳	157,947	151,271	140,796		62.2	59.6	56.9	
65 歳以上	60,882	68,745	72,341		23.9	27.1	29.2	
不詳	2,069	1,947	5,333		0.8	0.8	2.1	

(3) 昼・夜間人口

(平成 27 年国勢調査による) (単位人) 企画調整課

夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口
253,832	271,056	17,224	38,583	21,359

2 都市計画

(1) 都市計画区域

(令和 3 年 4 月 1 日現在) まちづくり政策課

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
15,990 ha	4,093 ha	11,897 ha

(2) 用途地域

(令和3年4月1日現在) まちづくり政策課

第1種低層住居専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)
第2種低層住居専用地域	530〃(12.9〃)	近隣商業地域	134〃(3.3〃)
第1種中高層住居専用地域	167〃(4.1〃)	商業地域	201〃(4.9〃)
第2種中高層住居専用地域	450〃(11.0〃)	準工業地域	519〃(12.7〃)
第1種住居地域	929〃(22.7〃)	工業地域	204〃(5.0〃)
第2種住居地域	197〃(4.8〃)	工業専用地域	170〃(4.1〃)

(3) 地域地区

(令和3年4月1日現在) まちづくり政策課

区 分	面積 ha
防火地域	62.6
準防火地域	1,119

3 道 路

(令和2年4月1日現在) 道路維持課

区 分	総 数	国 道	県 道	市 道
路 線	4,266	5	25	4,236
総延長	1,603,049.7 m	66,863 m	201,615 m	1,334,571.7 m
総面積	14,244,433 m ²	1,319,937 m ²	2,494,275 m ²	10,430,221 m ²

4 河 川

(令和3年4月1日現在) 河川整備課

区 分	河 川 数	河 川 延 長
1級河川	31	152.2 km
準用河川	8	9.5 km
普通河川	81	207.1 km
合 計	120	368.8 km

5 公 園

(令和3年3月31日現在) 公園緑地課

区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他
公園数	237	181	21	35
面 積	398.12 ha	41.25ha	23.83 ha	333.04 ha

[令5改]

6 病院及び診療所

(令和3年4月1日現在) 保健総務課

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯科診療所
院 数	408 院	17 院	252 院	139 院
ベッド数	5,067 床	4,986 床	81 床	—

7 産 業

ブランド戦略課・産業政策課・農政課

商 業 (平成28年経済センサス活動調査 卸売・小売業産業格付編) (飲食業は平成28年経済センサス活動調査)	区 分	店 数	従事者数
	卸売業	902 店	9,119 人
	小売業	1,964 店	14,527 人
	飲食業	1,420 店	8,545 人
	合 計	4,428 店	32,191 人
工 業 (令和3年経済センサス活動調査)	工 場 数	305 カ所	
	従事者数	10,682 人	
農 業 (令和2年農林業センサス)	農業戸数	3,232 戸	
	農業就業人口総数	3,114 人	

第 2 章 災害予防計画

第1節 都市の防災化

本節は、都市の発展に伴う市街地の拡大及び都市構造の多様化によって生ずる都市災害に対して、土地利用計画、都市施設整備及び市街地開発事業等を促進することにより災害に強い街づくりを図るための計画である。

第1 土地利用計画

土地利用計画は、無秩序な市街地化を防止し、秩序ある都市化を図るもので、この計画の実施により都市災害の防止をすすめるものである。

1 市街化区域、市街化調整区域

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を目的とし、都市の健全で秩序ある発展を図るために、既に市街地を形成している区域（既形成市街地）とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域として都市計画区域を区分している。

本市では全国に先がけ、昭和45年3月30日に市街化区域、市街化調整区域を決定し、さらに、その後の社会経済的な変化から随時区域の変更を行い、計画的な市街地化を図っている。今後とも、区域区分の見直しに当たっては、都市の防災性及び安全性について十分考慮し、災害に強いまちづくりを目指すものとする。

2 用途地域

用途地域は、建築物の用途や形態を規制することにより、地域の性格を明確にし、安全快適な都市生活と機能的な都市活動の確保を図るために指定するものである。

したがって、今後とも土地利用の現況、動態等について十分な調査を行い、より適切な指定に努めるものとする。

3 防火地域、準防火地域

防火地域、準防火地域の制度は、火災の危険を防止するために、都市防災上必要と認められる地域を指定するものである。これらの指定地域においては、建築物を耐火構造及び防火構造とすべき制限をしており、土地利用の動向等に伴い、その適切な指定に努めるものとする。

第2 都市施設整備

1 道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区の構成、良好な生活環境を形成するために必要な空間の確保及び上下水道等の供給処理施設の設置、さらには、災害発生時の防災空間や避難路等として、多面的な機能を有している。

したがって、高速交通体系の進展に対応した広域交通ネットワークの整備、都市間道路等の主要幹線道路網の整備、市内主要幹線道路の整備等を促進するものとする。

2 公園・緑地

公園・緑地は、良好な地域環境を形成しながら、市民のいこいの場として生活に潤いを与えており、また、災害時においては、延焼火災の緩衝地帯及び避難場所としても非常に重要な役割を有している。

したがって、山形市みどりの基本計画に基づき、位置、規模等について防災上の要件を十分考慮しながら、都市公園と緑地の整備を計画的に促進するものとする。

第3 市街地開発事業

無秩序な市街地の形成により、都市機能や防災性が低下している地区の整備、機能更新及び新市街地における良好な市街地の形成を図るため、民間活用も含めて都市再開発事業、土地区画整理事業等の促進に努めるものとする。

第4 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の整備を図るために、宅地開発に対しては、開発許可制度が設けられているが、地盤の軟弱な土地及びがけ崩れ等のおそれのある土地の宅地開発については、都市計画法第33条に基づき、防災性及び安全性に関する指導の強化に努めるものとする。

第5 防災業務施設等の整備

災害の未然防止と被害の軽減を図るために、防災業務施設等の整備推進に必要な対策に関する施設等について、整備を図っていくものとする。

なお、特に地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成8年度以降の年度を初年度とする5箇年間の計画を作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。

第6 地域特性の活用と整備

1 農業用水路等の活用と整備

本市は、第1章、第4節、[山形市の概況]で述べているとおり、馬見ヶ崎川扇状地で大部分が形成され、東西の山岳から多くの河川が流れている。

また、本市の歴史的経過のなかで、農業を中心とした営みが行われてきており、現在も多くの農業用水路が存在している。

ついては、災害時における本市の地域の特性のひとつである農業用水路（5堰を含む）の活用（火災防御用水及び一般雑用水利用等）を模索するとともに、整備を図っていくものとする。

第2節 防災訓練

本節は、関係機関相互の協力体制を強化し、市民の防災に対する理解と防災意識の高揚と防災活動の円滑化を図り、減災に向けた実践的防災訓練について定めた計画である。

第1 総合防災訓練

あらゆる災害に備えて、災害時における関係機関相互及び住民との協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、国で作成した「総合防災訓練大綱」に基づき、年1回以上、次の訓練内容の中から選択して計画的に実施するものとする。

実施にあたっては、災害発生時を想定した実践的な訓練とする。

訓練内容	災害対策本部運営訓練	防災支部運営訓練
	災害対策連絡会議運営訓練	避難所（市・地区）運営訓練
	情報通信訓練	地区防災訓練
	広報訓練	自主防災組織防災訓練
	初期消火訓練	その他必要な訓練
	避難誘導訓練	
	応急給水訓練	
	医療救護訓練	
	負傷者搬送訓練	
	救出救助訓練	
	火災防御訓練	
	交通規制訓練	
	救援物資輸送訓練	
	道路啓開訓練	
	自衛隊要請訓練	
	ライフライン施設応急復旧訓練	

第2 図上訓練

図上訓練は、予想される各種災害について、主として次の応急対策を図上で行うものとする。

- 1 職員動員訓練及び災害対策本部設置訓練
- 2 各種災害応急対策訓練
- 3 復旧資材・救援物資の確保及び輸送訓練等
- 4 その他必要な訓練

第3 その他の防災訓練

災害応急対策活動の万全を期すため、防災会議の構成機関等は、単独又は共同して技能の修得を主体とした水防訓練、消防訓練、避難訓練及び通信訓練等を実施し、職員の防災に対する

[平23改]

意識の高揚と技術の練磨を図るものとする。

1 職員動員訓練

休日、夜間等勤務時間外における職員の動員を迅速に行うため、職員に対する情報の伝達及び非常招集について訓練を実施するものとする。

2 水防訓練

水防法第28条の規定により、「山形市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。

3 消防訓練

消防技術の練磨及び習熟を図るため、「山形市消防計画」に基づき消防訓練を実施するものとする。

4 通信訓練

災害が発生した場合において、迅速、的確な災害情報の収集及び伝達並びに通信の円滑な確保を図るため、山形市防災行政無線及び山形県防災行政無線によるほか、防災会議の構成機関等の通信施設により通信訓練を実施するものとする。

5 避難訓練

災害時における避難の指示及び避難誘導等の迅速、的確な実施を図るため、関係機関及び住民の参加、協力を得て避難訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、工場、事業所及び政令で定める大規模な小売店舗その他消防法第8条の規定による防火対象物の防火管理者は、それぞれの消防計画に基づき避難訓練を実施し、常に住民の生命、身体及び財産を災害から保護するように努めるものとする。

6 市民防災センターの活用

地区防災訓練や自主防災組織防災訓練に対し、より実践的な訓練となるよう助言を行う。

第3節 調査研究

災害予防の推進のためには、危険要因を具体的に把握する必要がある。本節は、関係機関の協力を得て調査研究を実施し、地震災害等における総合危険度を判定しようとする計画である。

第1 調査の方法等

総務部防災対策課、まちづくり政策部建築指導課、都市整備部河川整備課、道路維持課及び消防本部等の各課は、調査に関する年次計画に基づき、本市の災害危険要因に関する諸調査について、専門機関に依頼する等により実施するものとする。

調査の結果については、関係機関及び市民へ公表し、防災対策の推進を図るものとする。

第2 調査項目

調査項目は、東京都における総合危険度調査を参考とし、次のとおりとする。

- 1 基本調査
 - (1) 地質調査
 - (2) 地盤調査
- 2 倒壊危険度調査
 - (1) 建築年別木造家屋密集度調査
 - (2) がけ崩れ等地形危険度調査
 - (3) 落下危険物調査
 - (4) ブロック塀、擁壁危険度調査
 - (5) 中高層RC建築物分布調査
- 3 出火、延焼危険度調査
 - (1) 大量火気使用施設調査
 - (2) 危険物取扱い施設調査
 - (3) 耐火建築物調査
 - (4) 空地調査
 - (5) 火災防御線設定調査
 - (6) 消防活動難易調査
 - (7) 消防力、消防地利・水利調査
- 4 避難難易度調査
 - (1) 昼間、夜間人口分布調査
 - (2) 道路網調査
 - (3) 道路障害物調査
 - (4) 交通量調査
- 5 その他の調査
 - (1) 地すべり災害危険区域調査

[令3改]

- (2) 土石流災害危険区域調査
- (3) 雨量、降雪量等気象に関する調査
- (4) 克雪及び豪雪災害に関する調査
- (5) 火山災害に関する調査
- (6) 災害履歴に関する調査
- (7) 被災地の視察調査

第4節 防災知識の普及

本節は、市民、防災会議の構成機関等の職員及び市職員に対し、防災意識の啓発及び防災知識の普及を図るための計画である。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民向けの専門的・体系的な防災訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図る。

第1 普及内容

- (1) 山形市地域防災計画の内容に関する事項
- (2) 地震災害に関する事項
- (3) 風水害等に関する事項
- (4) 気象知識に関する事項
- (5) 職員の責務に関する事項
- (6) 地震、風水害等に関する一般知識
- (7) 自主防災意識
- (8) 防災会議の構成機関等における応急対策の内容
- (9) 災害発生前の準備等から災害発生後の対処方法等
- (10) 防災訓練の推進

第2 普及方法

1 印刷物の配布

(1) 広報紙

火災予防週間、梅雨（集中豪雨）期、防災週間、台風期、降雪期及び融雪期等を中心に、災害時の心得及び注意事項等の周知に努める。

(2) 防災パンフレット

各種ハザードマップ、「山形市洪水ハザードマップ」、「山形盆地断層帯被害想定」、「避難場所地図」、「防災読本」、「自主防災組織の手引き」等のパンフレット、チラシ等を作成し市民及び関係機関に配布して防災知識の普及に努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

2 職員研修等の実施

市及び防災会議の構成機関等は、防災活動を円滑に実施するため、所属職員に対し防災関係法令及び実務等に関する講習会、研修会等を実施し、防災上必要な知識の普及及び技能の向上を図るものとする。

3 学校教育及び社会教育での実施

学校教育及び社会教育の場において、災害の種類とその原因及び対策、防災の基礎知識、避難及び救出救助方法等を計画的に組み入れて防災教育の推進を図るものとする。

4 講演会等の開催

防災週間、土砂災害防止月間等の行事として、市民を対象とした防災講演会等を開催し、防災知識の普及を図る。

5 報道機関の協力

報道機関の協力を得て、新聞、テレビ及びラジオにより防災知識の普及を図る。

6 ビデオ等による普及

防災ビデオ等を研修会等で活用するほか、防災会議の構成機関等、学校、公民館等に貸し出して防災知識の普及を図る。

7 各種防災訓練の実施

防災知識の普及と職員、市民の行動力を養うため、各種訓練の場を設け、積極的な参加を促して防災技術の修得を図る。

8 市民防災センターの活用

市民防災センターが実施する地震体験や煙体験などの災害疑似体験、研修や講演、防災活動への助言や技術指導、各種情報提供など、市民防災センターの事業を通じて、市民への防災意識の啓発と防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織を対象とした研修や、きめ細やかな相談に応じることにより自主防災組織化率の向上と活動の推進を図る。

第5節 自主防災組織の育成

本節は、“自分たちの地域は自分たちで守る”という市民相互の連帯の精神に基づく自主防災組織の育成・整備を図るための計画である。

第1 自主防災組織の育成・活動の推進

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助が有機的に連携し活動することが有効である。

共助については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む環境が必要である。この中核をなす組織が自主防災組織と位置づけ、地域防災力向上のため自主防災組織の育成と活動の推進を図る。

このため、市は、「山形市自主防災組織設立マニュアル」及び「山形市自主防災組織活動マニュアル」に基づき、町内会、自治会等を母体とした自主防災組織の組織率向上を図るとともに、自主防災組織の防災計画（以下「自主防防災計画」という。）の策定と見直し、各種訓練、関係団体との連携を推進することにより既存団体の活動の推進を図る。

1 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、おおむね次のとおりとする。

実施すべき活動を具体化するため、各組織において自主防防災計画を作成するとともに、これに基づき迅速かつ効果的に防災活動を行うために、役割分担を明確にしておくよう促していくものとする。

(1) 平常時の活動

災害時を想定した対策の検討と訓練、訓練等に基づく自主防防災計画の見直し、防災知識の普及、家庭や地域内の防災環境の確認、避難行動要支援者の状況把握と支援体制の充実、防災訓練の実施及び防災用資器材の整備等

(2) 災害時の活動

住民の避難誘導、避難所（市・地区）の運営、情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、住民の避難誘導及び給食給水の実施、避難行動要支援者に対する避難ほう助活動等

2 自主防災リーダーの育成

市は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

- (1) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力さけること
- (2) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐するサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること
- (3) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

3 共助備蓄補助制度

市は、災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄

[平29改]

の購入に対し補助金を交付する。(参照：第2章第8節第2共助備蓄の推進)

4 市民防災センターの活用

市は、市民防災センターを活用し、自主防災組織の活動への支援を行うとともに、自主防災組織の設立に向け町内会・自治会、地区住民への防災知識の普及活動等を行う。

(1) 自主防災組織の活動への支援

- ア 自主防災組織の活動への助言や相談対応
- イ 自主防災訓練への助言や相談対応
- ウ 自主防災組織の先進的事例の紹介
- エ 研修や講演による防災知識の普及と防災技術の向上

(2) 自主防災組織の設立に向けた啓発活動（町内会・自治会、地区住民を対象）

- ア 自主防災組織の必要性や活動内容などの各種情報提供
- イ 地震体験や煙体験など災害疑似体験を通じた防災意識の啓発
- ウ 研修や講演による防災知識の普及と防災技術の向上

第2 企業（事業所）等における防災の促進

市は、危険物、爆発物等を扱っている企業（事業所）並びに病院、政令で定める大規模な小売店舗及び複合用途ビル等公衆の出入りする施設等で、消防法により自衛消防組織の設置と要員の配置及び消防計画の作成が義務付けられている企業（事業所）等について、これら義務付けの徹底を図るものとする。また、事業所等の防災に資する情報の提供等を進めるとともに、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として山形市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

[令3改]

2 地区防災計画の設定

山形市防災会議は、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、この計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第5－1節 集落の孤立予防

本節は、大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり、雪崩等により市内山間部集落への道路網が寸断され、孤立のおそれのある集落について、その未然防止及び被害の最小化を図るために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第1 孤立のおそれのある集落の状況

(平成27年国勢調査による)

集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口 (A)	市の人口 (B)	集落人口割合 (A/B)
8 地区	42 集落	2,140 戸	6,326 人	253,832 人	2.49%

※集落とは、孤立のおそれのある集落をいう。

第2 基礎的な情報の把握・共有

県と協力し、孤立するおそれのある集落における各種情報（通信手段、避難所、備蓄状況など）をデータベース化して、防災会議の構成機関等と情報共有化を図るものとする。

第3 予防対策

1 災害に強い道路網の整備

- (1) 主要道路優先の対策推進
- (2) 複線化等の推進
- (3) 集落住民による道路に面した工作物、立木等の道路封鎖排除

2 自助・共助意識の高揚

- (1) 集落住民への防災意識高揚啓発
- (2) 対象全集落での自主防災組織設立促進
- (3) 対象集落自主防災組織への活動支援
- (4) 集落住民の各種訓練参加促進

3 通信手段の確保

- (1) 市立学校がある集落は、学校の防災行政無線
- (2) 衛星系の電話を設置している集落は、衛星電話
- (3) 上記の手段がない地区に配備する孤立対策用 MCA(マルチチャンネルアクセス)
- (4) 集落住民が保有するアマチュア無線等

4 食料等の備蓄

- (1) 3日間程度の生活に必要な飲料水、食料、その他の生活物資の自助備蓄の推進
- (2) 3日間程度の地区集会所等を活用した避難生活に必要な物資等の共助備蓄の推進

5 臨時ヘリコプター発着所の確保

- (1) 緊急時の救援物資の空輸、負傷者の医療機関等への搬送の必要性に鑑み、孤立するおそ

[令元改]

れがある集落ごとに1か所以上の臨時ヘリポートを選定し、県と情報を共有するものとする。

- (2) 臨時ヘリポートは集落内の空き地等を選定するが、集落内に適切な場所がない場合は、集落住民と協議し田畑等を確保するものとする。

6 孤立対応訓練の実施

- (1) 孤立対応訓練の計画的な実施
- (2) 集落住民の孤立対応訓練への積極的参加

第6節 避難行動要支援者対策計画

本節は、災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者に対する対応についての計画である。

第1 災害時要配慮者及び避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、身体的ハンディがある、災害に対する知識や情報が不足又は持ち得ない、自分の身体を守るための判断ができないなどといった理由から、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。

特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）と位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。

要支援者の要件

- ・ 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級～2級所持者
- ・ 重度知的障がい者 療育手帳A所持者
- ・ 重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- ・ 特別児童扶養手当1級に相当する児童
- ・ 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- ・ 上記以外で避難支援を希望する者

第2 要支援者への支援体制

要支援者に対して避難支援等関係者や、両者への避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の伝達体制等、災害時において自力で避難することが困難な要支援者に対する対策を十分に検討し、強化を図る必要性がある。

1 山形市の推進体制

福祉、健康、防災及び消防救急を所管する関係課が連携し、本制度に係る相談対応、普及周知及び支援などを行う。

関係課は、平常時の業務と係わりの深い避難支援等関係者と当制度の運用にあたり必要な連絡調整を行う。

なお、庁内組織の枠組みは次のとおりとする。

- ① 「庁内関係課」とは母子保健課、長寿支援課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、こども家庭支援課及び防災対策課とする。
- ② 「市関係課」とは庁内関係課、消防本部総務課及び通信指令課とする。
- ③ 「市関係課等」とは市関係課、防災支部長及び市避難所長とする。

[令5改]

④ 「普及改善関係課」とは庁内関係課及び広報課とする。

要支援者避難支援対策の実施にあたっては、地域や関係機関との連携が必須のため、福祉避難所、町内会、自治会、自主防災組織及び福祉関係者等との連絡会議を適宜開催し、情報共有を図るものとする。

2 避難支援等関係者

要支援者支援対策の実施にあたっては、災害対策基本法第49条の11第2項に定める避難支援等関係者と情報を共有し、連携を図りながら進めるものとする。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ア 地区民生委員児童委員協議会会長及び民生委員児童委員
- イ 山形市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会会長及び福祉協力員
- ウ 町内会自治会の長及び担当者
- エ 自主防災組織の長及び担当者
- オ 消防団
- カ 山形警察署
- キ 地域包括支援センター

3 避難支援者

避難支援者は、災害発生時に要支援者の安否確認及び避難支援を行う者とする。

避難支援者は、5-(2)に規定する個別避難計画に基づき要支援者自らが選定するものとする。

4 要支援者名簿の作成、更新及び管理

庁内関係課は、第1で定義づけた要支援者の名簿（以下、この節において「名簿」という。）を次により作成し、市関係課等で共有するものとする。

ア 名簿の作成

(ア) 要支援者の情報収集

庁内関係課は、災害対策基本法及び個人情報保護法の規定に基づき、名簿の作成に必要な限度で、庁内関係課の保有する要支援者の氏名その他の要支援者に関する情報を収集する。

また、名簿の作成に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する要支援者の氏名その他の要支援者に関する情報の提供を求める。

(イ) 名簿の作成

庁内関係課は、(ア)により収集した情報に基づき、所管業務対象者で第1に定める要件に該当する者について名簿を作成する。

名簿には、以下の情報を掲載する。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 年齢
- 四 性別

[令3改]

- 五 避難支援等を必要とする事由
 - 六 町内会自治会名
 - 七 名簿情報提供同意の有無
 - 八 個別避難計画（５－（２）に定める）作成の有無
 - 九 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- イ 名簿の記録媒体
- 名簿は電子データで作成し、長寿支援課が管理するものとする。
- ただし、令和６年１月以降、新基幹システムが稼働した後は、庁内関係課において、避難行動要支援者システムにより電子データで名簿を作成し管理するものとする。
- ウ 避難支援等関係者への名簿情報の提供
- （ア） 平常時における名簿情報の提供
- 別に定める同意書の提出により、名簿の事前提供について同意を得た者については、市関係課が、当該個別避難計画提出者の居住する地区の避難支援等関係者に名簿の提供を行うものとする。
- 名簿の提供範囲及び提供手順については、別に定める。
- （イ） 災害発生時の名簿情報の提供
- 災害発生時の名簿情報の提供は、第３章第９－２節災害時避難行動要支援者避難支援に定める。
- エ 名簿登載情報の更新
- 名簿は、庁内関係課において、所管する業務に関する対象者について３か月ごと更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 市関係課は、ウ－（ア）により提供を行った避難支援等関係者に、更新した名簿を送付するものとする。
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置
- 名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び山形市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては山形市情報セキュリティポリシーを遵守する。
- また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。
- キ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保
- 防災対策課は、避難支援者及び避難支援等関係者が要支援者の避難支援を行う際、避難支援者及び避難支援等関係者等の安全確保に十分な配慮を行うよう、予め様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

5 要支援者の避難行動支援制度全体計画

市は、平成25年8月に国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者の避難行動支援制度全体計画を策定する。

(1) 全体計画

防災対策課を中心に、庁内関係課で案を作成するとともに、適宜見直し案を作成する。
全体計画に定める事項は、以下のとおりとする。

- ア 要支援者、避難支援等関係者及び避難支援者
- イ 山形市及び地域等の推進体制
- ウ 要支援者名簿の作成、共有及び活用
- エ 平常時及び災害時における山形市並びに地域等の取り組み
- オ 避難場所、避難所、福祉避難所及び避難経路
- カ 制度の普及促進

(2) 個別避難計画

全体計画に基づき、庁内関係課と要支援者及び避難支援等関係者と共に、個々の避難計画を作成するよう努める。災害時の避難の際は避難支援者及び避難支援等関係者の支援が最も重要であるため、避難支援者及び避難支援等関係者の協力を得ながら作成し、避難支援者及び避難支援等関係者は個人情報の取り扱いについて十分配慮するものとする。

個別計避難画作成の詳細は、全体計画に定める。

6 福祉施設内要支援者への対策

各福祉施設管理者においては、下記の事項について実施するものとする。

- ・避難訓練の実施
- ・避難誘導計画の作成
- ・地域コミュニティ団体との連携

7 要配慮者利用施設への避難指示等発令情報の伝達体制の確保

避難指示等の発令時において、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内に要配慮者利用施設を持つ所管課は、当該施設の利用者の円滑な警戒・避難が行われるよう避難指示等の伝達を行うため、平常時から当該施設との連絡体制の確保に努めるものとする。

8 要配慮者利用施設における避難確保対策

(1) 要配慮者利用施設

市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（以下「施設」という。）でその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める。

(2) 避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市に報告する。

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

[令3改]

(3) 施設への支援

市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について支援し、必要な指示をすることができる。

9 福祉避難所の確保

市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所を確保するものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等に努めるものとする。

福祉避難所の指定については、次節に定めるところによる。

第7節 避難所及び避難場所の整備

本節は、災害の危険から市民の生命又は身体の安全を図るための避難所及び避難場所の整備に関する計画である。

市は、災害対策基本法（以下「法」という。）第49条の4から第49条の9までの規定に基づき、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全が確保される指定緊急避難場所を確保するため市避難場所を指定し、避難者が避難生活を送るための指定避難所を確保するため市避難所及び福祉避難所を指定する。

また、地区集会所や地区が施設管理者の了解を得て予め定めた屋内の施設を地区避難所、同様に屋外の施設を地区避難場所として活用する。

なお、避難者を受け入れる施設としては市避難所及び地区避難所を基本とするが、一定の時間の経過に伴い、災害及び避難者の状況、当該施設が本来持つ役割その他の事情を考慮し避難所の集約を図るほか、特定の地区又は他市町村からの大人数の避難者及び他市町村への帰宅又は移動が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合の対応のため、大規模な公共施設等を避難所として開設するものとする。

第1 避難所及び避難場所の指定

1 市避難所の指定

市は、避難者を一定期間受け入れて保護するため、法第49条の7の定めるところにより、同上第1項に定める指定避難所として、この市に所在する施設で、法の基準を満たす次に掲げるもののうちから、市避難所を指定するものとする。

- (1) コミュニティセンター
- (2) 公民館
- (3) 小学校、中学校、商業高等学校
- (4) 市有体育館
- (5) 山形県が設置する高等学校の体育館等
- (6) 国立大学法人が設置する大学（その附属学校を含む。）の体育館等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて市避難所を開設する必要がある施設

この場合において、学校を市避難所として指定するときは、学校が教育活動の場であることに配慮し、学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。以下市避難場所を指定する場合も同様とする。

2 市避難場所の指定

(1) 一時避難場所

市は、災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまでの間、一時的に滞在するため、法第49条の4の定めるところにより、同条第1項に定める指定緊急避難場所として、災害の種別ごとに、この市に所在する施設で、法の基準を満たす次に掲げるもの

[令3改]

のうちから、一時避難場所を指定するものとする。

ア コミュニティセンター

イ 公民館

ウ 小学校、中学校、商業高等学校の体育館、グラウンド等

エ 市有体育館

オ 山形県が設置する高等学校の体育館、グラウンド等

カ 国立大学法人が設置する大学（その附属学校を含む。）の体育館、グラウンド等

キ 面積がおおむね1,000平方メートル以上の公園、緑地及び公共空地

ク 道の駅

ケ 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて一時避難場所を開設する必要がある施設

(2) 広域避難場所

市は、大規模な地震、火災等が発生した場合において、一時避難場所からさらに避難を必要とするときに、住民等が安全に滞在するため、法第49条の4の定めるところにより、同条第1項に定める指定緊急避難場所として、災害の種別ごとに、この市に所在する施設で、同法の基準を満たすおおむね100,000平方メートル以上の公園、緑地及び公共空地のうちから、広域避難場所を指定するものとする。

(3) 近隣市町村における指定緊急避難場所の確保

市は、上記に定めるもののほか、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 市避難所及び市避難場所の受入人数

市避難所及び市避難場所の受入人数は、避難者の居住に有効な面積のうち1人あたり4平方メートル以上、市避難場所は避難者の滞在に有効な面積のうち1人あたり2平方メートル以上を確保することを基準に算定するものとする。

4 市避難所及び市避難場所の整備等

市避難所及び市避難場所並びにその周辺について、災害発生時の利用を妨げたり、避難者の安全を損ねたりするおそれがないか平常時からその確認及び必要に応じた整備を行うものとする。

また、市避難所については、その機能向上を図るため、その設置者又は管理者と十分な調整を図り、次のとおり整備に努める。

(1) 防災倉庫の整備

(2) 高齢者等用食料及び乳児用液体ミルク等の備蓄

(3) 毛布及び非常用携帯トイレの備蓄

(4) 感染症対策品の備蓄

(5) 発電機、投光器、燃料携行缶及びコードリールの配備

(6) 防災行政無線その他の通信機器の配備

(7) 要配慮者専用の居住スペースの確保等に配慮した環境整備

- (8) 更衣室等のスペースの確保等の男女のニーズの違いや性的指向・性自認が非典型的な方のニーズ等に配慮した施設の環境整備
- (9) 市避難所となる施設の改築等における耐震化、バリアフリー化及び自然エネルギーの導入等
- (10) ペット同行避難者に配慮したペット飼養スペースの設置等の環境整備

5 市避難所運営委員会

市避難所は、市があらかじめ指名した市職員（この節において「指名職員」という。）が主体となり、施設管理者又は施設運営受託団体、自主防災組織その他の関係団体の協力を得ながら運営するものとする。この場合にあつては、避難者の安心安全を確保するとともに、男性に偏った運営体制にならないよう配慮するものとする。

そのため、市避難所ごとに平常時から市避難所運営委員会を設置し、運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、運営の円滑化と効率化を図るとともに、市避難所運営が長期になる場合における地域住民主体の運営体制への移行についても検討する。また、運営委員への女性の参画を推進するとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努めるものとする。

市避難所運営委員会の構成等については、第3章第2－1節に規定するところによる。

第2 地区避難所及び地区避難場所の活用

1 地区避難所

地区避難所は、地区集会所又は自主防災組織（自主防災組織が設立されていない場合にあつては、町内会・自治会。この節において同じ。）が施設管理者から避難所としてあらかじめ了承を得た施設（周辺の民間施設等）で、災害発生時において避難所として有効に活用することができるものとする。

なお、地区避難所は、耐震性が十分でない地区避難所にあつては地震の際に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域その他災害の危険が及ぶことが想定される区域内の地区避難所にあつては、それぞれ洪水、土砂災害その他災害の際に、活用しないこととする。以下地区避難場所においても同様とする。

2 地区避難場所

地区避難場所は、地区集会所の広場又は自主防災組織が施設管理者から避難場所としてあらかじめ了承を得た場所（周辺の民間施設等）で、災害発生時において避難場所として有効に活用することができる場所とする。

3 地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営

地区避難所及び地区避難場所の確保、開設及び運営については、原則として自主防災組織が主体となり行い、市は、必要に応じ可能な範囲において、その支援に努めるものとする。

4 市避難所への集約

地区避難所の運営はおおむね3日間を基本とし、その状況に応じ、市避難所への避難者の集約を図るものとする。

第3 大規模な公共施設等の活用

1 山形市総合スポーツセンター

次に掲げる場合は、大人数の避難者を受け入れる避難所として、山形市総合スポーツセンターを活用するものとする。

- (1) 災害の発生後一定時間が経過し、市避難所の避難者を集約する場合において、大人数の避難者を受け入れる必要が生じた場合。
- (2) 風水害又は土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その地区内の市避難所又は地区避難所への避難が困難である場合において、当該地区に居住する者等を一体として受け入れる必要が生じた場合
- (3) 他市町村からこの市に大人数の避難者が避難する場合

2 山形県総合文化芸術館

災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形県総合文化芸術館を活用するものとする。

3 山形テルサ

前項と同様に、帰宅困難者を受け入れる避難所として、災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山形駅周辺及び中心市街地に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形テルサを活用するものとする。

4 山形市民会館

前項の場合において、受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が山形テルサの受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山形市民会館を活用するものとする。

第4 福祉避難所の指定

市は、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者等を一定期間受け入れて保護するため、災害対策基本法第49条の4の定めるところにより、同条第1項に定める指定避難所として、市の区域内に所在する社会福祉施設等から、福祉避難所を指定するものとする。

なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第5 避難所及び避難場所の周知等

1 市避難所及び市避難場所

市避難所及び市避難場所に表示板、案内板を設置するとともに、市ホームページへの掲載やパンフレット等の発行を行い、十分に周知する。この場合においては、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を活用し、次の事項について、特に周知徹底に務める。

ア 市避難所と市避難場所の役割に違いがあること。

イ 市避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した市避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 市避難所及び市避難場所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。

2 地区避難所及び地区避難場所

自主防防災計画であらかじめ避難所や避難場所を定めるとともに、平常時から地区住民への十分な周知を図る。

3 緊急的な待避等

市避難場所及び地区避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 車中避難場所

災害時の避難において、プライバシーの確保やペットの世話、感染症対策など様々な理由により、指定避難所ではなく車中泊を選択する避難者に対し、車中避難場所の周知をするとともに、車中避難の際のエコノミー症候群や熱中症等の対策への十分な周知を図る。

また、車中避難が長期にならないよう市避難所等への避難を促すよう努める。

第8節 災害時用備蓄の充実

本節は、災害発生時における、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、平常時から生活必需品等の備蓄を推進する計画である。

災害発生後、生命維持のために最低限必要な物資を過不足なく必要とする人に供給するとともに、平常時においても無駄がないよう効率的な備蓄を行う。

そのため、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、災害発生から最低限3日（推奨1週間）程度の生活に必要な、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資について、自助による備蓄（以下「自助備蓄」という。）を推進する。

地区住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難なものについて、共助による備蓄（以下「共助備蓄」という。）を推進する。

市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難なものについて、公助による備蓄（以下「公助備蓄」という。）を推進する。

時間の経過により、自宅等から地区避難所又は市避難所、地区避難所から市避難所へ移動が想定されることから、各備蓄の有効活用を図るため、可能な限り自助備蓄や共助備蓄も移動先の避難所へ搬送する。

災害発生から4日目からは流通備蓄と他自治体等からの支援物資の供給が見込まれることから、自助・共助・公助と3日間の備蓄を基本とする。

また、自助備蓄や共助備蓄が災害により利用不可能な場合は、隣保協同の精神で相互に融通しあうとともに、公助備蓄、流通備蓄、支援物資の最大限の活用を図る。

なお、具体的な備蓄物資の内容は、「災害時用備蓄マニュアル」の定めるところによる。

第1 自助備蓄の推進

災害発生から最低限3日（推奨1週間）程度の生活に必要な、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資の備蓄を推進する。なお、自助備蓄は、総務省消防庁作成の「防災マニュアル」に記載されている物資を基本とし、各個人や各世帯等の状況に応じた適切な備蓄を呼びかける。

1 非常用持出品

非常食料、衣料品、避難用具、生活用品、医薬品、貴重品類等を非常用持出袋に入れ、玄関などの持ち出しやすい場所に準備する。

2 備蓄品

食料品、生活用品等の最低限3日（推奨1週間）程度の生活で日常的に必要な物資を備蓄する。（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

[令3改]

第2 共助備蓄の推進

地区住民の避難誘導や地区避難所等での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難な物資の整備を推進する。なお、自主防災組織による共助備蓄の整備を促すため、市が補助を行う。

1 避難誘導に必要なもの

災害発生又は発生が見込まれる場合、避難誘導は自主防災組織が担うことから、地区の状況に応じて、避難誘導に必要と見込まれる物資の備蓄を促す。

2 地区避難所に必要なもの

地区避難所への避難を想定する自主防災組織又は町内会・自治会を対象に、地区の状況に応じて、3日間程度の地区避難所生活に最低限必要と見込まれる物資の備蓄を促す。

3 共助備蓄補助制度

災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄の購入に対し補助金を交付する。(参照：第2章第5節第1 自主防災組織の育成・活動の推進)

第3 公助備蓄の推進

市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難な物資の整備を推進する。

1 公助備蓄の内容

自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備する。

区分	備蓄の内容
食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等
生活必需品	生理用品、毛布、非常用携帯トイレ
感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーティション等
資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール

2 保管場所

公助備蓄は、防災支部又は市避難所に分散して保管する。

3 備蓄物資の有効活用

保存期間が概ね1年を切った食料等については、総合防災訓練、防災イベント等開催時に市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。

4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

[令5改]

第4 応援協定の推進

1 流通在庫品等の供給確保の推進

災害時において、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体や事業者と流通在庫品の供給応援に関する協定を推進する。

併せて、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換や情報伝達訓練の実施などにより災害時の連絡体制を確立し、流通備蓄の最大限利用による安定供給の確保に努める。

2 応援協定都市からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している他市町村の応援により、非常用食料等を確保する。

3 県との連携による確保

県、総合支庁との連携のもと、効果的な備蓄品の充実を図るものとする。

第9節 地震災害の予防

本節は、市内全域に大きな被害をもたらす地震による被害を最小限にとどめるための計画である。

第1 基本的な考え方

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

こうした中で、地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、将来起こりうる地震被害とその影響等を可能な限り具体的かつ定量的に予測し、具体的な対策に反映させることが重要である。

については、平成14年5月8日に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した「山形盆地断層帯の評価」に基づき本市の被害を予測し、各種予防計画・応急対策計画の基礎数値とするものである。

第2 山形盆地断層帯被害想定

1 長期評価

市域には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、平成14年5月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成19年8月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されています。

【長期評価の概要】

公表時期		位置	長さ	断層のタイプ	断層の傾斜
平成19年 8月	北部	大石田町～寒河江市	約29km	西側隆起の逆断層	西傾斜
	南部	寒河江市～上山市	約31km	西側隆起の逆断層	西傾斜
平成14年5月		大石田町～上山市	約60km	西側隆起の逆断層	西傾斜

	地震規模	30年以内発生確率	地震後経過率 (注2)	平均活動間隔	地震によるずれ (上下成分)
		相対的評価(注1)		最新活動時期	
北部	M7.3程度	0.003～8%	0.4～1.6	約2,500～ 4,000年	2～3m程度
		S*ランク		約3,900年前以降 1,600年前以前	
南部	M7.3程度	1%	不明	2,500年程度	2～3m程度
		Aランク		不明	
全体	M7.8程度	—	—	およそ3,000年	4～5m程度

[算定基準日 令和5年1月1日]

[令5改]

注1) 国内の主な活断層における相対的な評価で、今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

注2) 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0になる。



2 発災ケースの設定

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくるものが考えられるため、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3ケース（冬期夕方・冬期早朝・夏期昼間）を設定した。

3 被害想定項目と想定内容等

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度 最大地表速度	起震断層からの距離、 地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり 土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震 動
建物被害	家屋、事務所、店舗公 共施設など(物置・土蔵 等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険 度、構造(木造、RC 造等)、建築年次、屋 根の種類・柱の太さ・ 積雪の有無(地域ブロ ックごと)
地震火災	家庭からの出火 (一般火気器具)	出火件数、焼失棟数	建物被害、発生季節と 時刻、木造建物の密集 度、風速消火力
死傷者	建物被害による死傷 地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数(病院 で手当を受ける程度の負 傷)	建物被害、地震火災、 発生季節と時刻
り災者	家屋損壊・焼失による 自宅居住困難	自宅での居住が困難とな る人数	建物被害、地震火災、 世帯平均人口
避難所生活者	自宅居住困難による 避難	避難所に滞在する人数	り災者数、県民防災意 識アンケート調査結 果
交通機関 (道路・鉄道)	県土木部指定の緊急 輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長 期間(1カ月)と短期間(数 日))	地震動、液状化危険 度、津波浸水域橋りよ う、土砂災害危険箇所
河川・海岸構造 物	河川堤防、海岸堤防、 ため池、ダム	地震水害発生危険性	地震動、液状化危険 度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市 ガス、LPガス、電気、 電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険 度、架線、埋設管の種 類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガス タンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険 度、種類ごと施設数

第3 山形盆地断層帯の被害想定

	発災ケース（県全体）			兵庫県 南部地震 （兵庫県）	発災ケース（山形市）		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.8			M7.2	M7.8		
震度	震度4～7			震度4～7	震度6～7		
建物全壊 （棟）	34,792 6.5%	34,792 6.5%	27,597 5.2%	92,877 4.8%	11,707 10.7%	11,707 10.7%	9,699 8.9%
建物半壊 （棟）	54,397 10.2%	54,397 10.2%	48,347 9.1%	99,829 5.2%	14,097 12.9%	14,097 12.9%	12,967 11.9%
出火（件）	397	156	38	256	129	51	14
建物焼失 （棟）	840 0.2%	297 0.1%	57 0.0%	7,119 0.4%	397 0.36%	144 0.13%	25 0.02%
死者 （人）	1,828 0.1%	2,114 0.2%	1,277 0.1%	5,480 0.1%	545 0.2%	596 0.24%	368 0.14%
負傷者 （人）	19,723 1.5%	21,887 1.7%	15,512 1.2%	34,900 0.6%	3,106 1.16%	3,296 1.32%	2,392 0.89%
全半壊建物 り災者（人）	207,814 16.2%	206,504 16.4%	175,366 13.7%	詳細不明	63,772 23.85%	63,155 25.31%	55,230 20.66%
避難所生活 者 （ピーク時： 人）	95,553 7.5%	94,688 7.5%	78,790 6.2%	320,000 5.6%	30,767 11.51%	30,360 12.17%	26,036 9.74%
上水道 断水世帯	202,444 58.1%	202,444 58.1%	199,256 57.2%	1,300,000 阪神地区	34,645 40.4%	34,645 40.4%	32,976 38.5%
都市ガス 停止世帯	50,082 72.6%	50,082 72.6%	50,082 72.6%	860,000 阪神地区	22,082 100%	22,082 100%	22,082 100%
停電世帯	114,823 31.9%	114,823 31.9%	109,352 30.4%	1,000,000 阪神地区	22,735 32.6%	22,735 32.6%	25,858 30.4%
電話不通世 帯	98,042 20.2%	98,042 20.2%	89,357 18.4%	290,000 阪神地区	31,684 26.1%	31,684 26.1%	28,749 23.7%

注) %表示は、評価対象の全数（県内全建物数、総人口、総加入世帯数）に対する被害数の割合

注) 阪神・淡路大震災の事例は、平成7年6月7日現在の数字

注) 建物棟数は住宅、事務所等であり、物置、土蔵等は含まない。

注) 死者数は、地震後しばらく経過してからの発病や過労等による震災関連死を含まない。

第4 地震情報等の伝達

1 地震情報の伝達

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び放送機関等の防災関係機関が、気象庁から発表される地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

2 地震情報

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）を通じて住民に伝達される。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2) 地震情報の種類と内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上 ・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。

	場合	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

[令 5 改]

第 5 地震災害の総合対策

1 防災機関の総合協調体制

地震は、人的物的被害もさることながら、水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設の被害が甚大となり、市民生活を一時的に大混乱させることが予想される。そのため、各防災機関が総力を挙げて応急復旧にあたる必要があるとあり、これら関係機関との密接な連絡、協調体制を確立しておくものとする。

2 地震に強い街づくり

本章第 1 節 [都市の防災化] に述べるところにより、災害に強い街づくりが都市づくりの根本であるという認識を新たにし、諸施策の推進にあたるものとする。

3 市民の自助精神の高揚

大災害時には、防災機関の応急対策が全市域に及ばない事態が十分予想される。したがって、本章第 5 節 [自主防災組織の育成] に述べる計画に基づき、自主防災組織の育成を図るとともに、市民に対して、広報や訓練等を通じて「自分の身や財産は自分で守る」という自助精神の高揚を図っていくものとする。

4 自助・共助・公助の連携

自助「自分の身は自分で守る」、共助「自分たちの地域は自分たちで守る」及び各防災機関による公助のそれぞれの役割分担や三者の連携が防災、減災を実現するためには必須である。このため平時より三者の連携体制を確立するため、災害時連絡調整会議を設置して、総合的な防災体制を確立しておくものとする。

5 「地域防災計画」の実施マニュアルの作成

地震による被害を軽減するには、結局「地域防災計画」の運用いかんにかかっている。したがって、第1章第2節「計画の運用」に述べるところにより、本計画が空論とならないよう本市の各部課等において細部の実施マニュアルを定めておくものとする。

第6 市民への広報及び啓発

広報紙、チラシ、ビデオ放映等を利用して次の事項を市民へ広報するとともに、防災訓練及び「防災週間」の諸行事を通じて防災意識の高揚を図るものとする。

1 地震から自分の身を守るための方法

- (1) テーブル、机などの下に身をかくす。
- (2) すばやく火を始末する。
- (3) あわてて戸外に飛び出さない。
- (4) 塀ぎわや狭い路地に近寄らない。
- (5) がけ崩れ、山崩れに注意する。
- (6) デマに迷わされず、正しい情報で適切な行動をする。
- (7) 避難は徒歩で行い、持ち物は最小限とする。
- (8) 火が出たら落ち着いて初期消火を行う。

2 地震から家を守るための方法

- (1) 本箱、タンスを壁に固定する。
- (2) 額、花瓶など重いものが落ちてこないようにする。
- (3) 石油ストーブの自動消火装置を確認する。
- (4) プロパンガスボンベを倒れないようにしておく。
- (5) 消火器はいざというときに使えるようにしておく。
- (6) 家庭内の危険物（灯油、ベンジン等）を転倒、落下しないようにする。
- (7) 幼児、病人、老人の寝るところは特に安全にしておく。
- (8) 住宅の耐震性や白アリの発生等を調べておく。
- (9) ブロック塀や石垣は倒れないか調べておく。
- (10) 家のまわりのがけは大丈夫か調べておく。

3 家庭で確認しておく事項

- (1) 家の中で一番安全な場所を調べる。
- (2) それぞれの火の元を始末する人を決めておく。
- (3) 避難場所、安全な避難路を確認しておく。
- (4) 非常持ち出し品を準備しておく。
- (5) 家族の安否の連絡方法を確認しておく。
- (6) 自動車へのこまめな満タン給油
- (7) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

[令3改]

第10節 水害の予防

本節は、治山事業及び治水事業の推進を図り、水害による災害を未然に防止し、被害の拡大を防止するための計画である。

第1 治 山

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水・利水の調整を図りつつ、総合的に事業の計画的推進を図るものとする。

1 砂 防

崩壊地又は崩壊危険地が上流部にある荒廃溪流で、土石流発生の可能性の高い地域等の保全に重点を置き、次のとおり荒廃山地の復旧及び防止対策を推進するものとする。

(1) 土砂発生源の対策

山腹崩壊地、荒廃溪流等に対する治山施設の整備及び防災機能の高い森林の造成を図る。

(2) 流送地帯の対策

溪岸侵食の防止のため、治山ダム群の設置を図る。

(3) 堆積地帯の対策

土石流等の衝撃力を緩和させるための治山ダムの設置及び土石流等拡散防備林の造成を図る。

2 造 林

流域保全に資する水源かん養、土砂流出防備林等の保安林の指定を行い、施業の制限を行う。また、健全な森林整備を図るため、適切な保育間伐を推進する。

第2 治 水

市街化の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その最大量も増大している。このため、中小河川や排水路が氾濫し、内水による被害を受ける地域も増加している。

したがって、これらに対処するため、河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても浚せつ、流水障害物の除去等を行い、その機能維持に努めるものとする。

また、気候変動による影響を踏まえ、洪水氾濫による被害の軽減に資する取組として、流域全体のあらゆる関係者と協働して取り組む「流域治水」を推進する。

1 河 川

(1) 国、県の管理する河川（一、二級河川）

国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していくものとする。

(2) 市の管理する河川（準用河川、普通河川）

土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮するなど、流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を推進するものとする。

2 水路

(1) 排水事業の促進

市街地内の堰や一般排水路については、下水道（雨水）整備事業と調整を図りながら整備を推進する。

ア 市街地においては、透水性舗装や浸透柵による雨水の地下への浸透並びに駐車場、公園及び学校等の敷地を利用した雨水貯留施設等の設置を考慮し、雨水の流出抑制を図るものとする。

イ 開発が進められている市街地周辺や丘陵地域では、地形の変化に伴う雨水流出機構の変化を把握し、開発に応じた排水施設の整備、改良を行うとともに調整池の設置やため池等の活用により、雨水流出量を調整するものとする。

(2) 水路の管理

河川環境の整備を推進するとともに、市街地を流れる水路については、維持用水の確保等適正な管理に努め、雨水排除施設及び防火用施設等として、多目的な活用を図るものとする。

3 ため池

(1) ため池の管理

農林部農村整備課は、ため池の所有者、管理者に対して、つねに災害対策の啓発指導にあたり、ため池の安全管理体制の充実を図るものとする。

また、大雨が予想されるときは、事前に放水し、ため池の水位を下げ、災害の予防に努めるよう管理者に連絡、指導するものとする。

(2) 整備事業の推進

老朽化の著しいため池や、欠陥ため池の実態を把握し、改修整備等を必要とするものについては、決壊、漏水等による災害を防止するため、補強改修工事を推進していくものとする。

(3) ため池ハザードマップの周知

決壊した場合下流域に影響を及ぼす恐れのあるため池については、ため池ハザードマップをホームページで公開する等多様な手段により住民への周知を徹底する。

4 蔵王ダム

蔵王ダムは、洪水調節、かんがい用水補給及び上水道供給を行うために建設された多目的ダムであり、本市の水害予防等にとって重要な役割を持つ施設である。

(1) ダムの概要

蔵王ダムは、葉の木沢川合流点直下に建設され、高さ66m、堤頂長273.8m、堤体積276,000 m^3 、総貯水量は7,300,000 m^3 である。ダムサイトの地質は、主に花崗閃緑岩及び変朽安山岩であり、谷巾も広いため、ダムの型式は、中空重力式を採用している。

(2) 洪水警戒体制

県村山総合支庁山形統合ダム管理課長は、山形地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発表されたとき、又は、その他洪水が予想されるときは、「山形県蔵王ダム操作規則」に基づき、次の洪水警戒体制をとる。

ア 市及び山形地方気象台、その他関係機関との連絡を密にし、気象及び水象に関する観測を行い、情報の収集にあたる。

イ 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測し、洪水調節計画をたてる。なお、非洪水期間（11月1日から翌年の6月22日）にあつては、予備放流水位を定める。

ウ ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生じ、危害が発生するおそれがあると認めるときは、関係機関に通知するとともに、市民に周知させるため必要な措置をとる。

(3) 治水

洪水期間は、6月23日から10月31日までとし、この期間は、制限水位を設け、計画高水量385 m^3/s を100 m^3/s （計画放流量）に調節して放流する。

(4) 農業用水

かんがい期間は、5月16日から9月1日までとする。この期間は、利水容量5,200,000 m^3 を農業用水として、上水道と共に利用する。

(5) 上水道

上水道用水は、年間を通して1日30,000 m^3 を取水し、市内に給水している。

第 1 1 節 風害の予防

本節は、台風及び突風による建築物、農作物等の被害の予防をすすめるための計画である。

第 1 広報計画

台風シーズンに合わせて、広報紙の利用及び報道機関の協力により風害予防対策の実施を市民へ広報する。特に、次の事項を重点に周知の徹底を図るものとする。

- 1 煙突、看板、テレビのアンテナ等をしっかり固定する。
- 2 樹木は余分な枝を切り払い、倒れないようにする。
- 3 窓や戸を点検し、すき間がないように補修する。
- 4 ベランダにある植木鉢等は、下に落ちないように他へ移す。
- 5 台風が近づいたらラジオ、テレビの気象情報に注意する。
- 6 台風がきたらむやみに外へ出ないようにする。出るときはヘルメット等をかぶるようにする。
- 7 懐中電灯、トランジスターラジオ、大工道具、雨ガッパ等を確認し、早めに準備する。

第 2 屋外広告物等対策

台風シーズン前に、市内幹線道路の周辺におけるビル等の老朽化した看板や取付け不十分な広告物を調査し、風による落下防止の改善指導を行う。また、建築付属物調査に合わせて3階以上の建築物における水槽、煙突、窓ガラス、ウインド型クーラー等についても調査を実施し、危険な状態にある施設については改善指導を行うものとする。

第 3 街路樹対策

台風シーズンの前に、街路樹のせん定を実施し強風による被害を防止するとともに台風の襲来時にはパトロール車による巡回監視を強化し、枝折れ、倒木等について応急措置を行うものとする。

第 4 農作物対策

農作物を風害等から守るために、山形県村山総合支庁及び農業協同組合と協力して、日頃より農業者に対して次の防止対策を指導する。

1 水 稲

- (1) 生育前期においては深水とし、風雨による稲の倒伏を防止する。
- (2) 出穂前から登熟期には深水かんがいをを行い、白穂や葉枯の防止を図る。
- (3) 冠水した場合は、葉の先端が少しでも早く水面上にできるように排水に務め、減水時に水洗等を行い被害の軽減に努める。
- (4) 退水後は病害虫が異常発生することがあるので、病害虫の発生を監視し、防除を徹底する。

[平 2 7 改]

2 果 樹

- (1) 風上に防風ネットを設ける。
- (2) 果樹棚では張線の状態を点検し、ゆるんでいるところは補強しておく。
- (3) 樹体に丈夫な支柱を立てて倒伏を防ぐ。

3 野 菜

- (1) ビニールハウスはマイカー線を強く張り、破れ穴や風の入るすき間を防ぐ。
- (2) トンネル栽培は、すそから風がはいらないように土を寄せる。
- (3) 支柱栽培の野菜は、倒れないように支柱を補強する。

第 1 2 節 土砂災害の予防

本節は、地すべり、がけ崩れ、山崩れ及び土石流による土砂災害を防止するために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第 1 土砂災害危険区域等

1 土砂災害危険区域等の指定

地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）等の法指定区域及び土砂災害により人的被害発生のおそれのある区域として指定する本市の土砂災害危険区域は、次のとおりとする。

なお、土砂災害危険区域の指定にあたっては、現地調査と防災関係機関の意見に基づいて決定するものとする。

(1) 土砂災害危険区域

ア 地すべり等防止法に基づき指定された地すべり防止区域（以下「地すべり防止区域」という。）の全ての区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）の全ての区域

ウ 建築基準法及び山形県建築基準条例に基づく災害危険区域の全ての区域

エ 砂防法に基づき指定された砂防指定地（以下「砂防指定地」という。）及び森林法に基づく保安林等（以下「保安林等」という。）に指定された区域のうち、人的被害発生のおそれのある区域

オ 国土交通省が一斉点検調査により把握している土石流危険区域、地すべり危険区域及び急傾斜地危険区域並びに農林水産省が一斉点検により把握している山腹崩壊危険区域、地すべり危険区域及び崩壊土砂流出危険区域のうち、人的被害発生のおそれのある区域

カ 上記のアからオまでの区域以外の区域のうち、土砂災害により人的被害のおそれのある区域

(2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

2 山地災害危険地区

山地災害危険地区調査要領に基づき、国及び県が調査、判定したもので山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれのある地区や災害が発生した地区。

第 2 予防対策

1 保全事業

(1) 土砂災害危険区域

ア 地すべりによる土砂災害を予防するため、地すべり防止区域内において、地すべりに
〔令元改〕

よる災害の発生を助長するような有害な行為を規制し、地すべり防止工事の推進を図るものとする。

イ がけ崩れ、山崩れによる土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林等に指定された区域における有害な行為を規制し、崩壊防止工事の推進を図るものとする。

ウ 土石流による土砂災害を予防するため、砂防指定地内において、有害な行為を規制し、大雨等により崩壊を生ずるおそれのある危険溪流については、ダム工、床固工等所要の防止工事の推進を図るものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等

地すべり、がけ崩れ及び土石流による土砂災害を予防するため、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、有害な行為を規制する。

2 住宅移転の促進

(1) 土砂災害危険区域からの住宅移転

土砂災害危険区域内から土砂災害危険区域外に移転しようとする者に対して、「山形市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程」に基づき補助金を交付して、土砂災害危険区域からの住宅移転を促進するものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域からの住宅移転

土砂災害特別警戒区域から土砂災害特別警戒区域外に移転しようとする者に対して、「山形市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程」に基づき補助金を交付して、土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進するものとする。

3 土砂災害の警戒、防止措置

(1) 予防措置の指導

土砂災害危険区域等の土地所有者、管理者及び占有者に対して、その安全な維持管理に努めさせるとともに、災害防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、その他必要な措置をとるよう指導するものとする。

(2) 土砂災害危険区域等の警戒、巡視

土砂災害の未然防止を図るため、梅雨（集中豪雨）期、防災週間、台風期及び融雪期等を中心に、防災関係機関の協力を得て、合同で危険区域の調査、警戒及び巡視を実施するものとする。

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害防止法第8条第1項及び第2項に基づく警戒避難体制について本計画に定め、同法第8条第3項に基づくハザードマップを作成し地域住民に周知する。作成にあたっては、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域住民と協議する。

(4) 山地災害危険区域の周知

山地災害危険地区については、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

[令元改]

4 危険な盛土等への対応

点検等により危険が確認された盛土等について、各法令に基づき速やかに是正指導を行うものとする。

第13節 雪害の予防

本節は、市と市民が一体となって取り組むことにより、豪雪による被害を最小限に抑制し、市民の安全・安心を確保するための計画である。

第1 克雪対策

克雪対策については、別途市長が定める克雪対策に関する計画に基づき実施するものとする。なお、同計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 豪雪対策本部に関する事項
- (2) 道路の除排雪に関する事項
- (3) 排雪場に関する事項
- (4) 要配慮者その他の地域の市民に対する支援に関する事項
- (5) 克雪対策の周知及び市民意識の啓発に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

第2 雪崩、融雪災害対策

1 雪崩災害対策

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

雪崩危険箇所については、防災関係機関等による定期的な巡視を実施し、警戒にあたるものとする。道路に被害を与える危険箇所については、防止林の植林、雪庇の除去等により防止対策を図るものとする。

(2) 住民等への雪崩情報等の周知

ア 発生の予想が困難な表層雪崩については、住民に対し、広報紙等により雪崩の知識の普及及び注意の喚起を図るものとする。

イ 気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起するものとする。

ウ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の指示を行うものとし、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じるものとする。

2 融雪災害対策

気象状況等により雪崩、河川の増水等の融雪災害の発生が予想される場合には、関係機関による巡回警らを実施し、相互に密接な連絡を取りながら融雪災害の防止にあたるものとする。

[令元改]

第3 道路施設の交通確保対策

豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、県、市及び高速道路事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪に対しては、県、市及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

第 1 4 節 火山災害の予防

本節は、蔵王山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、市民、登山者等の生命、身体及び財産を保護するために必要な予防対策をすすめるための計画である。

第 1 火山災害対策の基本的考え方

1 基本的な考え方

国、県、市及び防災関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき、火山防災協議会の協議を踏まえ、対策を推進する。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、市は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が不可欠となることから、日頃より、国、県、市、防災関係機関、公共機関、火山専門家等が協力して、警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

国、県及び市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。

2 計画対象火山と予想される被害

火山噴火予知連絡会は、平成 1 5 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。市内では蔵王山が活火山と定義されている。

また、火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は、次のとおりである。

火山活動に伴い予想される現象及び被害一覧表

火山活動	概 要
大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる概ね20～30センチメートル以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。</p> <p>また、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高い。被害は火口周辺の概ね2～4キロメートル以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。</p>
火砕流（火砕サージを含む）	<p>高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速百キロメートル以上、温度は数百度にも達することもあり、破壊力が大きく重要な災害要因となりえる。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</p>
融雪型火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速数十キロメートルに達することもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
降灰後の土石流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。</p>
小さな噴石・降灰	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2ミリメートル以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から10キロメートル以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十キロメートルから数百キロメートル以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>

[令5改]

3 火山災害警戒地域の指定

内閣総理大臣は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定しており、本市は、蔵王山に係る警戒地域に指定されている。

【蔵王山に係る警戒区域に指定されている市町】

山形県：山形市、上山市

宮城県：蔵王町、七ヶ宿町、川崎町

第2 火山情報等の発表及び伝達

1 火山情報等の内容及び発表

仙台管区気象台は、火山現象等の観測結果及び関係機関等から通報された異常現象を検討して、必要に応じて火山現象に関する予報・警報及び情報を発表し、山形地方気象台はそれを伝達する。

(1) 噴火警報・噴火予報

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表するもの

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

イ 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等のとるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標であり、噴火警報及び噴火予報に付して発表する。

蔵王山噴火警戒レベル表（噴火警報及び噴火予報の種類）

種別	名称	対象範囲	レベル（キロド）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している 噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性はある 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1821年の噴火 鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水 1867年の噴火 御釜沸騰、洪水で死者3名 1895～96年の噴火 噴石、火砕サージ、御釜の湖水氾濫、洪水
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1939～1943年の活動及び1940年の噴火 御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口から居住地近くまでの範囲への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難等が必要）	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される 融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1918年の活動 御釜で白濁及びガス噴出、地震 1923年の活動 御釜からガス噴出
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 （状況に応じて特定地域の避難準備等が必要）	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1949年の活動 丸山沢の噴気活発化 1966年の活動 振子沢で噴気発生、温泉噴出 2015年の活動 御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、地殻変動
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

注1）御釜由来の泥流とは、噴火に伴い御釜の水が溢れ出ることや火口壁が崩壊することによって発生する現象。火口地下から直接噴出する水が熱泥流となって流下する可能性もある。

注2）火口は、御釜を含む馬の背カルデラ内のいずれかに想定される。

注3）特定地域とは、濁川上流域の民間施設を指す。噴石、火砕流、融雪型火山泥流、御釜由来の泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある地域では、早期避難等が必要。

〔令3改〕

(2) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ウ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるなど判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いなど、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。

(イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

(イ) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

[令3改]

ウ 降灰予報（詳細）

（ア）噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

（イ）噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

(5) 火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

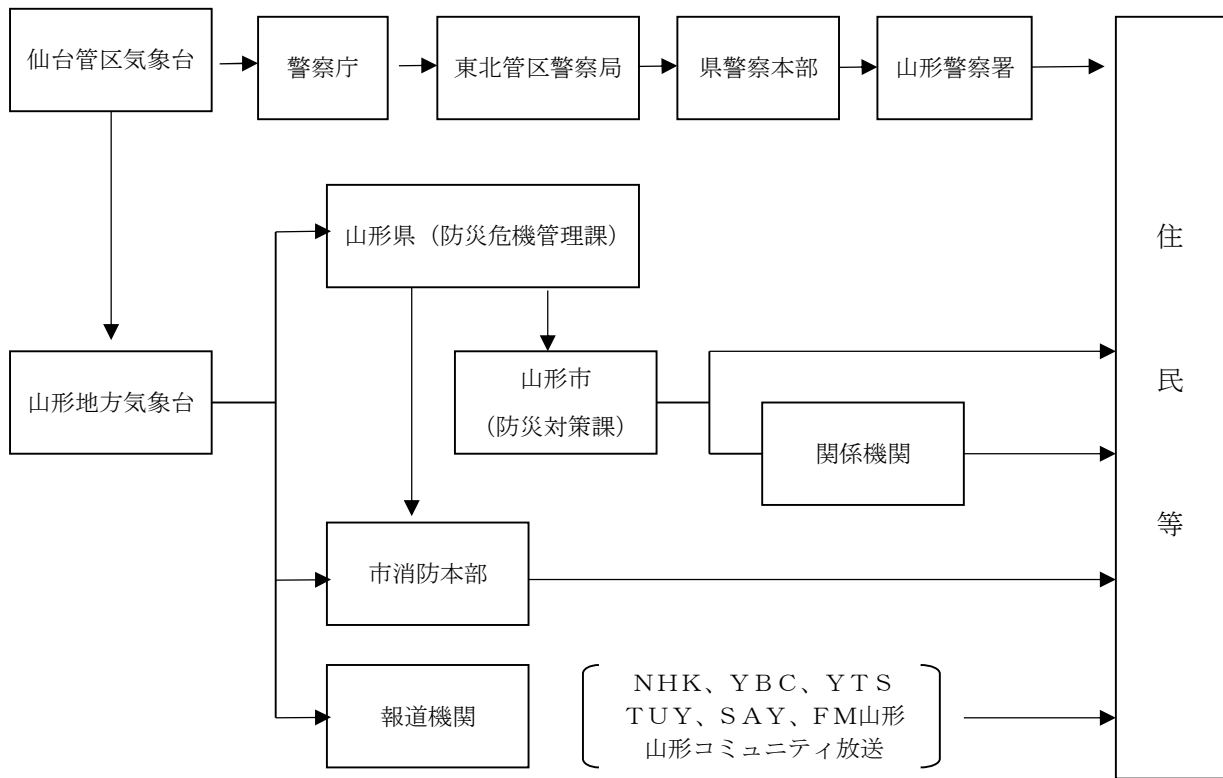
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 噴火警報、噴火予報等の伝達

市、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を緊急速報メール等により、住民、登山者、観光客等への伝達に努める。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む。）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

[令3改]



3 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達については、次により行うものとする。

(1) 異常な火山現象の伝達

ア 発見者の通報

異常な火山現象を発見した者は、口頭、電話、その他迅速な方法により、直ちに市その他関係機関へ通報するものとする。

イ 防災関係機関相互の通報

市その他関係機関は、異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方气象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方气象台は、仙台管区气象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。

(2) 異常な火山現象の種類

通報を要する異常な火山現象とは、概ね次のものをいう。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地域での火映、鳴動の発生

ウ 火山地域での地震の多発

エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化

カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

第3 蔵王山火山防災協議会の設置

市は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、蔵王山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、宮城県、山形県、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町及び上山市と共同で蔵王山火山防災協議会を設置する。なお、協議会には、气象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な者を加える。

協議会は、主に次の事項について協議を行う。

- (1) 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること。
- (2) 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。
- (3) 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。
- (4) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。
- (5) 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること。
- (6) 住民、登山者及び観光客等に対する情報提供に関すること
- (7) 県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (8) 市町村防災会議が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
- (9) 防災訓練に関すること。
- (10) 火山防災意識の啓発に関すること。
- (11) その他必要と認められること。

第4 火山防災マップの作成及び周知

市は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。

第5 噴火予報の発表に伴う措置

市は、蔵王山について、噴火予報が発表されており、活火山であることに留意する必要があることを踏まえ、蔵王山火山防災協議会の決定事項等に基づき、火山活動の状況の周知等必要な措置を講ずるものとする。

第6 警戒避難体制の整備

1 避難体制の整備

- (1) 市は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。
- (2) 市は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (4) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 県及び市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努める。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討し、登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努める。

2 関係施設の整備

(1) 情報伝達のための施設

市は、県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達をより確実にするため、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、観光団体や索道事業者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

(2) 緊急退避のための施設

県及び市は、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進する。

第7 防災知識の普及

1 住民に対する防災知識の普及

市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

2 登山者等に対する防災知識の普及

県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

第8 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成

1 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第5項に基づく避難促進施設の指定範囲は、「御釜中心から概ね3.5km以内の区域」、「降灰後の土石流警戒区域」及び「融雪型火山泥流避難区域」とし、区域内にある、活動火山対策特別措置法施行令第1条に定められている施設で、火山災害発生時、施設利用者の避難を円滑かつ迅速に確保しなければならない施設の名称及び所在地について本計画に定める。

2 避難確保計画の策定

本計画に名称及び所在地の定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市に報告する。

また、施設の管理者等は、当該避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

3 施設への支援

市は、施設の管理者等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について必要な支援を行う。

第 15 節 地盤沈下の予防

地盤沈下は、地震や集中豪雨等の災害に際して、二次災害を引き起こすおそれがある。本節は、地盤沈下による災害を防止するための計画である。

第 1 地盤沈下の概況

1 地盤沈下の原因

地盤沈下の原因は、降水量や軟弱地盤等に起因する自然的要因と地下水の地域的、季節的な過剰揚水や都市化に伴う地下水かん養量の減少等の人為的要因があげられ、なかでも、地下水の過剰揚水が大きく影響する。地下水の片寄った過剰揚水は、帯水層の水圧を低下させ、さらには帯水層を挟んでいる上下の軟弱地層で構成されている不透水層の間隙水圧を下げ、その結果、軟弱地層に圧密収縮が生じ、地盤沈下となって現れるものである。

2 地盤沈下の状況

本市の地盤沈下は、昭和 42 年頃から確認され、市北西部の農用地を中心に四方に拡大し、昭和 50 年の調査地点における平均沈下量は 46 mm であったが、昭和 51 年に制定された「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水の適正な利用が推進されたこと等により、その後の沈下量は徐々に低下し、現在の年間平均沈下量は 5 mm 程度で推移しており、沈静化傾向にある。

第 2 地盤沈下監視調査及び被害状況

1 地盤沈下調査

(1) 地盤沈下水準測量

昭和 49 年から地盤沈下の実態を把握するため、国土地理院の水準測量実施法に基づき大岡山西山麓に仮不動点を設け、毎年 1 月 1 日を基準として市北西部地域の 54 地点について、2 級水準測量〔許容環閉合差 $5\text{ mm}\sqrt{s}$ (距離)〕を実施している。

(2) 観測井による地下水位、地盤沈下観測

地盤沈下現象が何に起因するのか、地層の深さにおいてどの地層で収縮するのか、地下水位との関連などを把握するため、馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部、扇央部及び地盤沈下が著しい地域の低地部等、それぞれの地域を代表する 8 地点を選定し、10 本の観測井で実施している。各観測井には、自記水位計及び自記地盤沈下計が設置されている。

2 地盤沈下による被害の実態

現状では、市民生活に多大の影響を与えるような被害は見られないが、昭和 57～58 年に行われた「山形盆地における地盤沈下調査報告」によると、次のような被害が確認されている。

(1) 井戸の抜け上がり、吐出管の亀裂及び送付管の接続部破損

(2) 土間の傾斜及び陥没、基礎の浮き上がり及び亀裂、土台のゆがみ

(3) 上下水道、ガス管の接続部破損等及び電気通信線の切断

[平 28 改]

- (4) 道路、橋りょうの端部での段差発生、道路、堤防の沈下及び破損、農業用水堰及び水門等の破損
- (5) 住宅内のたてつけの悪化、間隙の発生、構造材の亀裂及び壁材の剥離等、浄化槽の傾斜及び亀裂、墓石、石灯籠のゆがみ
- (6) 農業用排水路、下水道の勾配不適化による農地の湿地化及び湛水深の増大等

第3 地盤沈下防止対策

地盤沈下を防止するためには、かん養量以上の地下水揚水をしないことが重要であるが、特に、地下水は流動速度がきわめて遅いため、一旦不足をきたした地下水を元どおりに回復するには長い年月を必要とする。

地盤沈下、地下水位の低下等の地下水障害を防止するため、県では「地下水採取の適正化に関する条例」に基づき、昭和51年4月から揚水機の吐出口断面積 5.2 c m^2 （口径80mm相当）を超える井戸の新設を禁止している。

本市では、県条例をさらに補完し、地下水かん養量の計画的増大と地下水の適正揚水を徹底させるため、「山形市地盤沈下防止及び地下水適正利用に関する行政指針」（昭和60年4月）を定め、次の防止対策の推進を図ることとしている。

1 地下水かん養

馬見ヶ崎川扇状地では、表土から比較的浅いところに浸透性の高い砂礫層が存在する。こうした自然特性を生かし、都市洪水の防止と雨水等の浸透を推進する。

- (1) 公共施設、一般建造物の屋根に降る雨の浸透施設の設置
- (2) 公共施設用地内の被覆化の抑制
- (3) 遊水、浸透機能を有する公園の建設並びに歩道、水路等の浸透構造化及び工法の検討
- (4) 地下水人工かん養施設の建設

2 水源かん養保安林の保全拡張と造林による流水の確保の推進

3 下水道整備による地下水汚染の防止と有害物質を含む汚水等の地下浸透の禁止による地下水の水質保全

4 建設工事の施工に伴う湧水による地盤沈下防止のための止水工法の検討及び指導

5 水道給水区域の拡大と地下水に替わる水源の確保の推進

6 地下水の適正利用

山形地域地下水採取適正化計画に規定する「適正水位及び採取量基準・揚水機の吐出口断面積基準」（別表）の遵守による地下水の合理的利用を推進する。

- (1) 地域的過剰揚水を防止するための適正採取を指導する。
- (2) 地下水採取者の量水器設置と揚水量の記録保管を推進する。
- (3) 適正な地下水利用を図るため、業種別、用途別の地下水利用原単位の把握と節水意識の啓蒙を図る。
- (4) 工業用水、ビル用水（冷房用水）等の循環利用と節水型設備の導入及び生活関連用水の上水道への転換を図る。
- (5) 地下水を消雪用水に利用する場合は、無散水方式を原則とする。

[平27改]

(6) 養殖用池及び噴水用水に利用する場合は、循環利用を図るとともに、補給水量の削減に努める。

7 その他、地下水位観測、水質調査及び地盤変動等の監視調査の強化

別表

1 適正な地下水の水位及び採取量の基準

	観測井の名称	適正な基準	
		地下水の水位 (静水位)	採取量
扇頂部	山形盆地4号井 (山形市松波二丁目)	6～7m	700万m ³ /年
扇中部	山形盆地3号井 (山形市本町一丁目)	30～35m	
扇端部	山形盆地1号井 (山形市飯塚町)	3～6m	1,800万m ³ /年
	山形盆地5号井 (山形市今塚)	2m	1,800万m ³ /年

2 揚水機の吐出口の断面積の基準

52 cm²以下 (口径80mm)

第16節 火災の予防

火災から人命及び財産を守るには、市民1人ひとりが出火を防止し、初期消火に努めるとともに、火災の拡大防止を図ることが必要である。本節は、消防機関及び関係機関の総力により火災予防の万全を図るための計画である。

なお、火災予防のため必要とする消防組織の強化・育成、消防車両・資機材の充実については、「山形市消防計画」に基づき、十分な対応を行うものとする。

第1 防火思想の啓発普及

1 広 報

春秋の火災予防週間、年末年始特別火災警戒期間及び気象状況等により火災の延焼拡大等の危険が予想される場合は、警火心の喚起を図るため、広報紙、新聞、テレビラジオ及び広報車等による防火広報を積極的に実施するものとする。

2 消防三大スローガンの推進

次のスローガンによる火災予防運動を展開し、一層の防火思想の啓発普及を図るものとする。

- (1) 午後9時は消防の時刻
- (2) 歩行禁煙
- (3) 1戸に1個の消火器の設置

3 防火教室の開催

防火講話、防火映写会並びに初期消火、早期通報の実技訓練等の防火教室を開催し防火思想の啓発普及を推進するものとする。

- (1) 保育園、幼稚園、学校、町内会等のあらゆる団体を対象に防火教室を開催し、防火知識の啓発普及に努めるものとする。
- (2) 学校、事業所等で実施する消防訓練に参加して、指導及び助言を行う。

4 住宅用火災警報器の普及広報

一般住宅等の防火訪問、単身高齢者世帯防火診断、各種訓練指導を通して、一般住宅等に対する住宅用火災警報器の普及広報に努める。

第2 建築物の確認申請時の防火指導

消防法第7条の規定による建築物の確認申請時の同意事務は、火災予防の万全を図るため、建築物が具備すべき防火設備等について審査、指導を行うものである。

したがって、その執行に当たっては、建築主事と緊密な連絡を取りながら、建築構造、消防用設備等について適切な審査、指導を行うものとする。

第3 防火対象物点検報告制度による法令基準の適合確保

消防法第8条の2の2の規定に基づき、一定規模、用途の防火対象物の管理権原者に対して、

火災の予防に関する専門知識を有する者に、火災予防上必要な事項について定期的に点検させることにより、管理権原者による防火対象物の管理を技術的な観点から支援させ、消防法令による基準の適合確保の推進を図るものとする。

第4 火災予防査察の強化

政令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所並びに一般住宅等の実態を把握するとともに、火災危険要因等を排除するため、消防法に基づき火災予防査察を実施する。

1 事業所等の立入検査の指針

- (1) 消防用設備等の設置、維持管理の点検及び報告制度の徹底
- (2) 燃えない環境づくりの推進
- (3) 避難路の確保
- (4) 死傷発生防止対策の徹底
- (5) 自主防火管理体制の確立
- (6) 自衛消防組織による消防訓練の定期的実施の指導
- (7) 法令違反事業所に対する強い行政措置

2 一般住宅等の立入検査の指針

- (1) 火気使用器具類の取扱いの指導
- (2) 火災危険要因の排除
- (3) 消火器具設置の推進と取扱いの指導
- (4) 単身高齢者等社会的弱者の実態の把握及び死傷発生防止対策の推進
- (5) 火気使用機会の多い家庭婦人に対する防火指導の強化
- (6) 住宅用火災警報器の設置指導

第5 火災危険区域の火災予防

木造建築物密集地域、又は危険物貯蔵施設、可燃性ガス類の貯蔵施設その他これらに類する施設等が数多く存在し、出火時の延焼拡大の危険性が予想される区域については、別に定める設定基準に従って火災危険区域に指定するものとする。この区域については、効果的な火災防御計画の策定と併せて火災予防立入検査を実施して、出火防止の徹底を図るものとする。

第6 防火管理者講習会

政令で定める大規模な小売店舗、旅館、病院、映画館、工場等の事業所の管理者等に対し、防火管理に関する高度な知識技能を習得させるために、次の講習会を開催し、火災による死傷発生防止対策を徹底させるとともに、事業所の消防計画に基づく自衛消防訓練の定期的な実施を強く指導して、防火管理体制の充実を図るものとする。

- 1 資格習得講習会 年1回以上
- 2 甲種防火管理者再講習 随時

第7 林野火災予防

林野火災を未然に防止するため、関係機関及び各種民間団体等と連絡会議を開催するとともに、報道機関、学校、町内会、自主防災会、女性防火クラブ、普通共有林野管理人及び看守人、市有林管守人等の協力を得て次の事業等を実施するものとする。

- 1 入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識のかん養
- 2 山林火災警戒期の監視パトロールの強化
- 3 山火事防止啓発用旗の設置
- 4 山火事防止標識板の取付け
- 5 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等による山火事防止の広報
- 6 林野火災消火用の資器材の整備

第 17 節 危険物施設等災害の予防

本節は、危険物、都市ガス、L P ガス、その他可燃性ガス及び火薬類貯蔵取扱施設からの火災、爆発、流出等の災害を未然に防止するための計画である。

第 1 危険物施設災害予防対策

1 危険物施設の災害予防

危険物施設等からの火災、爆発及び流出等による事故は、人命及び周辺地域等に与える危険性が大きいと見られるため、立入検査を行い徹底した安全管理の指導並びに法令に基づく規制を遵守させ、次のとおり災害防止の万全を図るものとする。

- (1) 製造所、貯蔵所、取扱所の位置及び構造の把握
- (2) 危険物施設等の維持管理の適正化
- (3) 危険物施設の定期点検の指導強化
- (4) 危険物取扱者その他関係者の保安管理の指導教育
- (5) 危険物施設等災害に関する応急資機材等の整備
- (6) 自主防災組織の樹立と防災訓練の推進

2 危険物の運搬、移送時の災害予防

移動タンク貯蔵所等の立入検査を実施し、法令厳守の指導を強化して、危険物の搬送、移送時における火災、爆発、流出等の災害防止を図るものとする。

3 危険物施設の安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第 2 都市ガス等災害予防対策

都市ガス、L P ガス及びその他可燃性ガスの設置等の届出により実態を把握し、施設の立入検査を行い、保安責任者その他の関係者に対し、取扱い等における安全確保並びに施設の保守管理と自主防災体制の確立を図るものとする。

第 3 火薬類の災害予防対策

火薬類による火災、爆発等の災害予防のために、火薬類取扱施設等の実態を把握し必要に応じて施設の立入検査を実施して、保安責任者その他の関係者に対して、火薬類の貯蔵、販売等の取扱いについて、保安管理の徹底並びに自主防災体制の推進を図るものとする。

第 18 節 水道施設の防災

本節は、水道施設を災害から守り、被害を最小限にとどめるための計画である。

第 1 施設の耐震化

新たに施設を建設する場合は、各種の耐震設備を設置し、既存施設についても部分的な改良を行い、次のとおり各施設の耐震化を図るものとする。

- 1 浄水場
施設及び建物の耐震性強化を図る。
- 2 配水場
緊急遮断弁及び配水池流出入管に伸縮可とう管を設置する。
- 3 配水管
耐震継手管の計画的な埋設を図る。
- 4 給水装置
給水管種、継手の改良を図る。

第 2 施設の集中管理

各施設が広域にわたり増設されているため、災害時においても迅速かつ適切な対応ができるよう遠方監視装置を導入して集中管理を行い、各施設の有機的な連絡と異常事態の早期発見を図るものとする。

第 3 各水系間の連絡通水体制の確保

災害による断水の被害を最小限に食い止めるために、見崎系、松原系及び県水系の 3 水源系統を幹線配管で結び、緊急時において相互連絡通水が可能となるように管路網の整備を行うものとする。

第 4 図面の整備

応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、次の図面の整備、拡充を図るものとする。

- 1 主要施設の各種図面
- 2 管種別配水管平面図
- 3 水源別配水系統図
- 4 臨時給水所設定図

第 5 災害用緊急貯水槽の整備

災害時における飲料水を確保するために、市内 28 箇所において拠点給水所を開設するため、災害用貯水槽の整備を行う。

[令 3 改]

第 19 節 下水道施設の防災

本節は、下水道施設の被害を災害から予防するための計画である。

第 1 施設の耐震化

1 管 渠

汚水管渠については、以前はヒューム管を基準としていたが、現在は耐震性や軽量化を図り、主に耐腐食性・柔軟性・水密性の高い下水道用硬質塩化ビニール管を使用し、マンホールとの接続部には可とう継手を使用するものとする。

雨水管渠については、耐震性のある既製品のボックスカルバートを使用し、接続部には耐震性継手を使用するものとする。

2 処理施設

処理施設の耐震化を進め、減災に努めるものとする。

第 2 浄化センターの防災計画

1 管理体制

浄化センターの運転管理は、24時間監視体制で、事故防止及び被害の早期発見に対処している。また、気象注意報及び警報の発令時には、別に定める配備計画により水量の異常増加、停電等に対し施設の機能確保に努めるものとする。

2 設備の防災

建物及び高架設備については、落雷事故防止のため避雷針設置の徹底を図っているが、停電に備えて非常用発電機も設置している。ケーブル、配管等については、破損防止及び早期復旧のため、地下埋設から管廊内設置に切り替えるものとする。

第20節 道路・橋りょうの防災

本節は、道路・橋りょう施設の被害を災害から予防するための計画である。

第1 道路の安全性の向上

災害時において道路は、避難路、救急救助用道路、救援物資輸送路及び防火遮断帯等重要で多目的な用途をもっている。したがって、災害時における啓開路線の指定をすすめるとともに、次により道路の安全性の向上を図るものとする。

- 1 地盤、地質状態に基づいて道路の舗装をすすめ、路面の強化を図る。
- 2 側溝、街路灯、防護柵、その他の付帯施設については、定期的な巡視点検を実施し危険性があるものは補修改善を図る。
- 3 電柱、看板等の路上占用物件の状況を調査し、危険性の高いものは倒壊防止の措置を図るよう指導し、通行の障害となる集・堆積物は撤去させるものとする。

第2 橋りょうの安全性の向上

橋りょうは、倒壊した場合において大きな障害物となるので、この市が管理する橋りょうについては、次により安全性の向上を図るとともに、その他の橋りょうについては、必要に応じ、それぞれの管理者に十分な点検など必要な安全性の向上を図るよう要請するものとする。

- 1 橋りょうの安全性を調査し、危険なものについては補修等の整備を図る。
- 2 幹線(緊急輸送ルート)における橋りょうについては、落橋防止装置の整備等安全性の向上を図る。
- 3 水害時に支障となるようなけたの低い橋りょうについては、かさあげ、架け替え等の整備を図る。
- 4 橋りょうの欄干の低いものや間隔の広いものは、地震時に転落等の危険があるので改修を図る。

第 2 1 節 建築物等の被害予防

本節は、建築物及び付属施設物について、災害による被害を予防するための計画である。

第 1 建築物防災知識の普及

1 建築物防災週間の実施

市民に対し、建築物の防災知識の普及及び防災関係法令や制度の周知を図るために実施するものとする。

2 建築物防災知識の啓発

特殊建築物の管理者にパンフレットを配布するとともに、その他の建築物の管理者には広報紙等を利用して建築物防災知識の啓発を図るものとする。

第 2 耐火・耐震建築物の促進

1 公共建築物

公共建築物は、避難所等防災上重要な施設となるので、今後建設されるものについては耐火・耐震性の高い設計とし、既存建築物についても見直しを行い、耐火・耐震性を高めるように改善を図るものとする。公共建築物の中にある本棚等の家具什器類については、各管理者が転倒防止の措置を講じておくものとする。

また、防災活動の拠点となる公共建築物については、耐震診断、耐震改修を計画的、効果的に推進するものとする。

2 民間の建築物の耐火等の促進

都市計画関係法令、建築関係法令等による行政指導を通して、民間の建築物の耐火性能の向上を図るものとする。

3 民間の建築物の耐震化の促進

(1) 耐震診断、改修に関する啓発、相談窓口の設置を通して民間の建築物の耐震化の促進を図るものとする。

(2) ブロック塀等の倒壊防止に関する指導を行うものとする。

(3) 建築付属物の工作物等の落下防止に関する指導を行うものとする。

4 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の把握

まちづくり政策部建築指導課は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物の把握をするために台帳を整備するものとする。

第 3 特殊建築物の防災指導

1 特殊建築物の把握

まちづくり政策部建築指導課は、不特定多数者の出入りする特殊建築物を把握するために、特殊建築物防災台帳を整備するものとする。

2 防災査察の実施

[令 3 改]

建築物防災週間のほか、必要に応じて特殊建築物の防災査察を実施し、防災の重要性を認識させ、安全性の高い建築物へ改修するように指導を行う。不適格建築物の場合は、改善指示を行い、同指示に基づく改善計画書を提出させて改善完了まで強く指導するものとする。

第4 定期報告制度に基づく指導

建築基準法第12条に基づく建築物等の維持管理に関する報告に対し、適切な維持保全を確保するための指導・助言を行うものとする。

第5 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、平常時より状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支援となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第 2 2 節 文化財の防災

本節は、有形文化財等について、災害による被害を防止し、予防対策をすすめるための計画である。

第 1 予防措置

有形文化財、史跡名勝及び天然記念物等について、その歴史的価値と施設の保存のため、次の措置を講じ、防災の万全を期するものとする。

なお、本市内の文化財は、別編資料のとおりである。

1 文化財の防火対策

文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するようその推進を図る。

(1) 火災予防体制の確立

- ① 防火管理体制の整備
- ② 環境の整理整頓
- ③ 火気の使用制限
- ④ 火災危険の早期発見と火災警戒の実施
- ⑤ 自衛消防組織の確立
- ⑥ 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底

(2) 防火施設の整備

- ① 消火施設
消火器、簡易消火用具、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消防ポンプ等
- ② 警報施設
自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
- ③ その他の設備
避雷装置、消防用水、消防進入通路、防火壁等

2 災害予防のための指導

- (1) 各種文化財の調査を行い、防災対策の指導を徹底する。
- (2) 防災設備の管理、指導及び助言を行う。
- (3) 防災組織に対する指導及び助言を行う。

3 環境整備の徹底

- (1) 保存施設の安全確保、危険物の排除を推進する。
- (2) 風水雪害等に対応した未然防止対策の強化を図る。

第 2 防災訓練の実施と市民意識の高揚

- 1 「文化財防火デー」(毎年 1 月 26 日)を中心に、文化財の所有者及び管理者による防災訓練の実施を図るものとする。

[平 3 0 改]

2 市民に対し、文化財愛護精神の普及を図り、文化財保護の協力体制を育成していくものとする。

第 2 3 節 凍霜害の予防

本節は、凍霜害による農産物被害を予防するための計画である。

第 1 情報収集伝達

1 気象情報の収集

市担当部課等は、テレビ、インターネット等のメディアを活用して、必要な情報収集に努める。

2 警戒情報の伝達

市担当部課等は、警戒が必要な情報を得たときは、農業協同組合へ情報を伝達し、農業者に対して広報車等で周知するよう依頼する。

第 2 農作物予防対策

山形県村山総合支庁や農業協同組合と協力して、日頃より農業者に対し次の防止対策を指導する。

1 水 稲

箱育苗、畑苗代では、保温マットやコモ等による保温防霜を行う。

2 果 樹

重油や石油等を使用する燃焼法、防霜ファンなどによる防霜を行う。

3 野 菜

トンネル栽培では、保温マットやコモ等の被覆による保温防霜を行う。また、茎葉やツルがビニールに付着しないようにする。

第 2 4 節 原子力災害の事前対策

本節は、隣接県にある原子力施設において事故等が発生した際における、山形市の事前対策に関する計画である。

第 1 原子力施設立地環境

山形県内には原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域※」にも山形県及び山形市の地域は含まれていない。山形市は、女川原子力発電所から市境まで最短で約 8 6 キロメートル、福島第一原子力発電所からは約 9 4 キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約 1 6 7 キロメートルと離れている。

しかしながら、原子力発電所の事故等が発生した場合には、平成 2 3 年に発生した福島第一原子力発電所の事故により経験したとおり、山形市にも直接的あるいは間接的に多くの影響がある。

これら原子力発電所から事故等により放出あるいは飛散する放射性物質及びこれらの放射線物質からの放射線が異常な水準に達した場合には、放射性物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすと市民に心理的動揺を与えるおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、体制の整備や知識の普及などに取り組む必要がある。

※原子力発電所から半径 3 0 k m 圏内（原子力災害対策指針）

第 2 防災体制の整備

1 通信連絡体制の整備

(1) 情報収集手段

山形県防災行政通信ネットワークをはじめ、事故の発生した場合において即座に情報収集するための手段を複数確保するとともに、山形県危機管理担当課及び防災関係機関との緊急時における連絡体制を整備する。

(2) 情報伝達手段

事故の発生した場合において、市民へ迅速かつ正確に周知するため、コミュニティ FM 放送による緊急割り込み放送、緊急速報メール、防災情報メールマガジンによる一斉送信、マスコミ各社への情報提供、広報車の巡回など、多様な手段を確保する。

2 避難等の体制の整備

市は、次に掲げるとおり、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、市民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

(1) 市は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であ

[平 2 9 追]

り、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた市民への注意喚起体制を整備するものとする。

(2) 市は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、山形県の「原子力災害に伴う屋内退避マニュアル」を踏まえ、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避マニュアルを策定する。

3 防災訓練等の実施

関係機関との緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

第3 資機材等の確保

(1) 福島第一原子力発電所の事故対応のために整備した資機材の維持を図るとともに、放射線測定用資機材、簡易除染資機材についての情報収集に努め、事故が発生した場合に速やかに必要な資機材を確保できるよう体制の整備に努める。

(2) 事故が発生した場合、「第35節 原子力災害対策」を迅速・円滑・的確に実施するため、山形県をはじめ関係機関と連携し、対策に必要な情報収集と訓練を行う。

第4 防災知識の普及

国、山形県、原子力発電所所在道府県及び関係機関が行う原子力災害に関する防災知識の普及と啓発に関する広報活動と連携し、市民への防災知識の普及を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部

山形市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）は、災害対策基本法第23条に基づいて設置するものとする。

第1 本部の組織

本部の組織は、次のとおりとする。

構成	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、保健所長（本部長付）、消防団長（本部長付）
	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、保健医療監、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）

第2 本部の設置及び閉鎖

1 設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、本部を設置するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度5弱以上の地震を観測した場合
風水害	ア 市の地域に大規模な自然災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合
	イ 市の地域に避難指示等の発令が見込まれる場合
火山現象	噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表された場合
火災・その他	市の地域に大火災、又は重大な人為的災害が発生した場合 市長が特に応急対策の措置を講ずる必要があると判断した場合

2 閉鎖基準

本部は、災害による危険が解消したと認められるとき、又は応急対策活動が完了したと認められるときは、本部員会議に諮って閉鎖するものとする。

[令5改]

なお、本部閉鎖に際しては、今後の応急復旧方法、処理業務等について必要な事項を定めるものとする。

3 本部の位置

本部は市役所内に置く。

ただし、市役所が災害による影響で使用不可能の場合は、次の順序で本部の位置を変更するものとする。

- (1) 山形国際交流プラザ
- (2) 山形市総合福祉センター

4 本部設置及び閉鎖の通知

市長は、本部を設置したとき、又は閉鎖したときは、直ちに迅速な手段をもって防災会議の構成機関等へ通知し、あわせて市民へ公表するものとする。

5 市長不在時における本部の設置

市長不在時における本部の設置は、「山形市長の職務を代理する職員を定める規則」によるものとする。

第3 本部員会議

災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、本部に本部員会議を置く。

1 協議事項

本部員会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害情報及び被害状況の分析に関すること。
- (2) 応急対策活動の方針に関すること。
- (3) 自衛隊派遣要請に関すること。
- (4) 災害対策費の支出に関すること。
- (5) 災害救助法の適用に関すること。
- (6) 本部の閉鎖に関すること。
- (7) その他災害対策の重要事項に関すること。

2 構成

本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成する。

3 事務局

本部員会議の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の構成及び分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第4 本部連絡員

本部に本部連絡員を置く。本部連絡員は、本部員会議が開催された場合、その近辺に待機し、上司である本部員の指示を所属部課等の職員に伝達するとともに、所属部課等からの情報を上司である本部員へ伝達するものとする。

本部連絡員は、必要に応じて本部員会議での発言が認められる。

[平23改]

構成	
本部連絡員	本部連絡員は、各部等の主管課等の長とする。 ただし、場合により、本部員が予め指名した職員若干名を本部連絡員とすることができる。

第5 部課等の組織及び分掌事務

本部設置時における部課等の組織及び分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第6 外部関係機関の派遣要請

市の区域内における大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関（以下「各機関」という。）に対して連絡調整員の本部への派遣を要請する。

1 派遣の要請

- (1) 対象は、国道管理、県道管理、電力供給、都市ガス供給、電話（携帯電話を含む。）のうち、市の区域内に事務所を置く機関とする。
- (2) 各機関は、市長からの要請に応じて連絡調整員を本部へ派遣する。ただし、各機関の事情により派遣が困難な場合は、この限りでない。
- (3) 各機関は、その事情により市長の要請がなくとも連絡調整員を本部へ派遣することができる。

2 連絡調整員の業務

- (1) 派遣元機関の有する情報及び派遣元機関からの依頼事項を本部に伝達する。
- (2) 本部又は派遣元機関を除く各機関の有する情報及び本部又は派遣元機関を除く各機関からの依頼事項を派遣元機関に伝達する。

3 連絡調整員の処遇等

その他連絡調整員の派遣に関し必要な事項は、各機関と協議のうえ別に定める。

第7 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うも

[平30改]

のとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくとともに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第 1 - 1 節 災害対策連絡会議

災害対策本部設置以前の段階における市の意思決定機関として、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害対策連絡会議（以下、この節において「連絡会議」という。）を設置する。

第 1 連絡会議の組織

連絡会議の組織は次のとおりとする。

構成	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員

第 2 連絡会議の設置及び閉鎖

1 設置基準

市長は、本市に次の事態が生じた場合は、連絡会議を設置するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合
風水害	次のいずれかに該当し、副市長、総務部長、都市整備部長、消防長の協議（以下「4 者協議」という。）により状況を総合的に勘案した結果、災害対策連絡会議の設置が必要であると認められた場合 ① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生又は発生が見込まれるとき。
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

2 閉鎖基準

市長は、次の場合に連絡会議を閉鎖するものとする。

- (1) 災害による危険が解消した場合
- (2) 応急対策活動が終了した場合
- (3) 災害対策本部を設置した場合

[令 5 改]

3 連絡会議の設置場所

連絡会議は、市庁舎庁議室に置く。

4 連絡会議の設置及び閉鎖の連絡

市長は、連絡会議を設置又は閉鎖したときは、直ちに迅速な手段をもって、防災会議の構成機関等へ連絡し、あわせて市民へ公表するものとする。

5 市長不在時における連絡会議の設置

市長不在時における本部の設置は、「山形市長の職務を代理する職員を定める規則」によるものとする。

第3 連絡会議

1 協議事項

連絡会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害情報及び被害情報の収集と分析
- (2) 警戒2号体制の配備
- (3) 警戒2号体制で配備する職員（対象職員の全部配備又は一部配備。一部配備の場合、その範囲。）
- (4) 応急対策活動の決定と実施
- (5) 災害対策本部への移行準備
- (6) 防災支部の開設（震度4以上の地震を観測した場合を除く。）及び閉鎖
- (7) 市避難所の開設（震度4以上の地震を観測した場合を除く。）及び閉鎖
- (8) 職員の配備や役割の決定
- (9) その他

2 事務局

連絡会議の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

第4 連絡会議連絡員

連絡会議に連絡員を置く。連絡会議連絡員は、連絡会議が開催された場合、庁議室の近辺に待機し、上司である本部員の指示を所属部課等の職員に伝達するとともに、所属部課等からの情報を上司である本部員へ伝達するものとする。

連絡会議連絡員は、必要に応じて連絡会議での発言が認められる。

構成	
連絡会議連絡員	連絡会議連絡員は、各部等の主管課等の長とする。 ただし、場合により、本部員が予め指名した職員若干名を連絡会議連絡員とすることができる。

第5 部課等の組織及び分掌事務

連絡会議設置時における部課等の組織及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

第6 副市長及び関係部長等による4者協議

風水害の警戒においては、迅速な判断が求められることから、警戒時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の連絡会議への移行準備の円滑化を図るため、副市長及び特に警戒体制の中核を担う関係部等の長により情報収集と警戒対策について協議を行う。

1 4者協議の組織

4者協議の組織は次のとおりとする。

構成	
4者協議	副市長
	総務部長、都市整備部長、消防長

2 4者協議の実施

(1) 実施基準

副市長は、本市に次の事態が生じた場合は、4者協議を実施するものとする。

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ① 市の地域に大雨警報に加えて土砂災害警戒情報など複数の警報が発表されたとき。 ② 台風等により相当な被害が見込まれるとき。 ③ 集中豪雨により局地的被害が発生または発生が見込まれるとき。

(2) 4者協議を実施するにあたり、副市長が不在の場合は、次の者が代わって実施する。

ア 総務部長

イ 都市整備部長

3 4者協議

(1) 協議事項

4者協議は、次の事項を協議する。

ア 災害情報及び被害情報の収集と分析

イ 応急対策活動の準備

ウ 災害対策連絡会議への移行準備

エ 防災支部の開設準備

オ 市避難所の開設準備

カ 警戒2号体制の配備準備

キ その他

[令5改]

(2) 事務局

4者協議の事務を処理するため、事務局を置く。構成及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」に定める。

4 4者協議連絡員

4者協議に連絡員を置く。4者協議連絡員は、4者協議が実施された場合、その近辺に待機し、上司である部長等の指示を所属部課の職員に伝達するとともに、所属部課からの情報を上司である部長等へ伝達するものとする。

4者協議連絡員は、必要に応じて4者協議での発言が認められる。

構成	
4者協議連絡員	4者協議連絡員は、各部等主管課の長とする。 ただし、場合により、部長等が予め指名した職員若干名を4者協議連絡員とすることができる。

5 部課等の組織及び分掌事務

4者協議実施時における部課等の組織及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

第7 外部関係機関の派遣要請

災害対策本部の開設前に、市の区域内における大規模災害の発生により、被害が生じ、又はそのおそれがある場合において、迅速、円滑、的確な応急対策又は復旧対策を行うために市長が必要と認めるときは、市長は、ライフラインに係る各機関へ連絡調整員の連絡会議への派遣を要請する。この場合、前節第6の規定を準用する。

第2節 防災支部

本節は、災害時において各地区に防災支部を開設し運営するための計画である。

各地区における災害応急対策を強化するとともに、災害警戒時の地区における詳細な状況を把握し早期の対策を行うため、各地区に防災支部を開設する。

防災支部を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。

これにより、地区内における応急対策等の迅速化と的確化を図るとともに、全市的な応急対策等の円滑化を図る。

第1 防災支部の開設及び閉鎖

1 開設基準

次の場合に防災支部を開設するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度4以上の地震を観測した場合 (災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の防災支部を開設する。)
風水害	災害対策本部又は災害対策連絡会議において、気象状況や河川水位状況などを総合的に判断し、防災支部の全部または一部の開設を決定した場合
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

2 閉鎖基準

次の場合に防災支部を閉鎖するものとする。

- (1) 災害による危険が解消した場合
- (2) 応急対策活動が終了した場合

第2 開設場所

次の場所へ防災支部を開設する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、管轄する地区内の他の施設で防災支部の開設が可能なものに開設する。

- (1) 防災支部を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第49条の4第1項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 防災支部を開設する施設が被災し、又は被災するおそれがある場合

地区	箇所数	開設場所
第1～10地区	7所	やまがたクリエイティブシティセンターQ1（第1、4地区）
		東部公民館（第5、8地区）
		南部公民館（第6地区）
		西部公民館（第2地区）
		北部公民館（第3、9地区）
		霞城公民館（第10地区）
江南公民館（第7地区）		
コミュニティセンター管轄区域	20所	各コミュニティセンター
合計	27所	

第3 役割

- (1) 管轄区域内における応急対策の総合調整
- (2) 管轄区域内の関係団体（町内会・自治会、自主防災組織、消防団等）との連絡調整
- (3) 災害対策本部又は災害対策連絡会議との連絡調整
- (4) 管轄区域内の応急対策に必要な人的物的支援の災害対策本部への要請
- (5) 管轄区域内の避難所や避難場所への人的物的支援と調整
- (6) 管轄区域内の被害情報の地区住民からの収集
- (7) 同一建物内における市避難所の開設と運営

第4 市職員の配備

防災支部を開設する場合、市は指名職員を防災支部へ配備する。

ただし、同一建物内に防災支部と市避難所を開設する場合には、防災支部長は市避難所長を、防災支部員は市避難所員を兼務するものとする。

また、防災支部を開設後、状況に応じて職員を増減員し、増減員数は災害対策本部又は災害対策連絡会議で調整を行う。

1 配備する指名職員

区分	配備する指名職員
やまがたクリエイティブシティセンターQ1	中央公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
各公民館（中央、元木公民館を除く。）	各公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
各コミュニティセンター	原則、当該施設のある地区に居住する職員

2 構成

区分	任務
支部長	管轄区域内における災害対応の総合調整 防災支部運営及び管轄区域内の市避難所運営の総括 防災支部運営委員会の運営
支部員	災害対策本部等との連絡調整 関係団体との連絡調整

3 配備の時期

防災支部の開設時とする。

[令5改]

4 配備の伝達体制及び伝達方法（自動配備の場合を除く。）

区分	執務時間内	執務時間外
伝達体制	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">本部長（市長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総務部長</div> ↓ 防災対策課長 → 防災支部指名職員 </div>	
伝達方法	庁内放送、庁内グループウェア、 庁内電話、防災行政無線等	電話、携帯電話メール、 電話が不通の場合は、ラジオ・テレビ等

第5 防災支部の運営

防災支部は、指名職員が主体となり、町内会・自治会、自主防災組織、施設管理受託団体及び消防団など関係団体の協力を得ながら運営を行うことにより、地区内の応急対策等について迅速で的確な総合調整を行う。

そのため、平常時から防災支部運営委員会を設置し、運営の円滑化と効率化を図る。

1 防災支部運営委員会の構成

- (1) 指名職員
- (2) 地区内の町内会・自治会の代表（若干名）
- (3) 地区内に避難を予定している自主防災組織の代表（若干名）
- (4) 公民館長又はコミュニティセンター所長など
- (5) 消防団分団長等（コミュニティセンター管轄地区に限る。）
- (6) 当該地区の女性防火クラブ会長

2 防災支部運営委員会の主な役割

- (1) 関係団体間の連絡調整及び防災訓練
- (2) 地区内における災害応急対策
- (3) 防災支部運営に係る情報交換

第6 分掌事務

防災支部の分掌事務は、「防災支部運営マニュアル」の定めるところによる。

第7 現地災害対策本部への格上げ

局地的な人身被害や住家被害が発生又は発生のおそれがある場合、防災支部の機能を強化し現地災害対策本部に格上げする。現地本部は、防災支部又は災害現地に設置する。

1 体制

本部長が、本部員又はその他の職員から指名する、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長各1名、現地災害対策本部員を若干名で組織する。

2 任務

現地災害対策本部長は、災害現地の被害情報を本部長に報告するとともに、本部長の指令

[平26改]

により応急対策を実施する。ただし、急を要する対策については、現地災害対策本部長が適切な措置を講ずるものとする。また、有効な応急対策を実施するために、現地災害対策本部に防災会議の構成機関等からの職員の派遣を要請するものとする。

第 2 - 1 節 市避難所

本節は、災害時において市避難所を開設し運営するための計画である。

災害の危険から市民の生命又は身体の安全を確保するため、市は、震度 4 以上の地震が発生した場合又は災害対策本部若しくは災害対策連絡会議において決定した場合のほか、避難指示等を発令する場合に市避難所を開設する。

市避難所を開設する場合、指名職員を配備し、関係団体と連携しながら運営を行う。

なお、地区避難所での避難生活が数日間に及ぶ場合は、避難者の安全を確保するため市避難所へ移動を促すものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

第 1 市避難所の開設及び閉鎖

1 開設基準

次の場合に市避難所を開設するものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度 4 以上の地震を観測した場合 (災害対策本部又は災害対策連絡会議の決定がなくとも自動的に全部の市避難所を開設する。)
風水害	災害対策連絡会議又は災害対策本部において、気象状況や自主避難者の状況を総合的に判断し市避難所の全部又は一部の開設を決定した場合
火災・その他	市長が必要であると判断した場合

2 閉鎖基準

次の場合に市避難所を閉鎖するものとする。

- (1) 災害による危険が解消した場合
- (2) 応急対策活動が終了した場合

第 2 開設場所

ただし、市避難所を開設する施設が、特定の災害につき災害対策基本法第 49 条の 4 第 1 項の基準に適合しない場合において、当該災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該施設に市避難所を開設しない。

また、市避難所を開設する必要がある施設で、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合には、当該施設に市避難所を原則開設しない。

開設場所	箇所数
公民館（中央公民館を除く。）	7所
コミュニティセンター	20所
市立小中学校	49所
市立商業高等学校	1所
県立高等学校（山形東、山形西、山形南、山形北、山形中央、山形工業）	6所
山形大学（大学、附属中学校、附属小学校）	3所
市体育館（南部、福祉、蔵王、江南）	4所
元双葉小学校	1所
山形刑務所（鍛錬場）	1所
東北文教大学体育館（風水害及び火山現象の自然災害時のみ）	1所
べにっこひろば（風水害の自然災害時のみ）	1所
合計	94所

第3 役割

住居が被害を受け、居住の場を失った市民や通常の生活が困難になった市民などに対して住生活の場を提供するため市避難所への被災者の受入れを実施する。

- (1) 市避難所の開設と運営
- (2) 各団体（自主防災組織、町内会・自治会等）との連絡調整
- (3) 施設管理者との連絡調整
- (4) 防災支部との連絡調整
- (5) 防災支部への人的物的支援の要請

第4 受入対象者

市避難所へ受け入れる者は次のとおりとする。

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- (3) 避難指示等が発令された場合等により緊急避難の必要がある者

第5 市職員の配備

次のとおり指名職員を市避難所へ配備する。

ただし、同一建物内に防災支部と市避難所を開設する場合には、防災支部長は市避難所長を、防災支部員は市避難所員を兼務するものとする。

また、市避難所を開設後、状況に応じて職員を増減員し、増減員数は災害対策本部または災害対策連絡会議で調整を行う。

1 配備する指名職員

区分	配備する指名職員
公民館（中央公民館を除く）	各公民館職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
コミュニティセンター	原則、当該施設のある地区に居住する職員
小中学校、県立高等学校、山形大学	原則、当該施設のある地区に居住する職員
市立商業高等学校	市立商業高等学校事務局職員及び原則、当該施設のある地区に居住する職員
市体育館	原則、当該施設のある地区に居住する職員
元双葉小学校	原則、当該施設のある地区に居住する職員
山形刑務所（鍛錬場）	原則、当該施設のある地区に居住する職員
東北文教大学体育館	風水害及び火山現象の自然災害時のみ南山形小学校の指名職員
べにっこひろば	風水害の自然災害時のみ大郷コミセンの指名職員

2 構成

区分	任務
所長	市避難所運営の総合調整 避難所運営委員会の運営
所員	防災支部等との連絡調整 各団体との連絡調整

3 配備の時期

市避難所の開設時とする。

4 配備の伝達体制及び伝達方法（自動配備の場合を除く。）

区分	執務時間内	執務時間外
連絡体制	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市長（本部長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">総務部長</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> 防災対策課長 → 市避難所指名職員 </div>	
伝達方法	庁内放送、庁内グループウェア、 庁内電話、防災行政無線等	電話、携帯電話メール、 電話が不通の場合は、ラジオ・テレビ等

第6 市避難所の運営

第2章第7節に基づき設置する市避難所運営委員会の構成及び主な役割は、次のとおりとする。

1 避難所運営委員会の構成

(1) 指名職員

- (2) 当該施設に避難を予定している自主防災組織（自主防災組織が組織されていない場合は町内会・自治会）の各代表等（女性防火クラブがある地区にあつては、当該クラブ会員を人選の候補者に含める。）

[令3改]

(3) 施設管理者（学校長など）又は施設管理受託団体の実務責任者（コミュニティセンター事務局長など）

2 避難所運営委員会の主な役割

- (1) 関係団体間の連絡調整
- (2) 避難所運営に係る取り決めに関すること
- (3) 避難所運営に係る情報交換

第7 分掌事務

市避難所の分掌事務は、「市避難所運営マニュアル」の定めるところによる。

第8 市避難所を兼ねる一時避難場所の取扱い

市避難所を兼ねる一時避難場所については、市避難所の指名職員が、市避難所の開設基準に合わせて開設し、その管理にあたるものとする。

第3節 職員警戒配備、動員

本節は、本市における災害時等の市職員による警戒配備体制及び動員体制を迅速かつ確実に実施するための計画である。

第1 警戒配備体制

災害対策本部が設置される以前における職員警戒配備体制は次のとおりとする。

1 警戒1号配備体制

警戒1号配備体制とは、災害が見込まれるため、注意深く状況を観察する段階の体制とする。

(1) 配備の時期

次の場合に警戒1号配備を敷くものとする。

区分	状況
風水害	次のいずれかに該当する場合 ① 市の地域に大雨、暴風、洪水等の気象警報（大雪警報を除く。）のうち1つの警報が発表されたとき、自動的に配備する。 ② 上記以外で総務部長が必要であると判断したとき。
火災・その他	総務部長が必要であると判断した場合

(2) 配備の解除

次の場合に警戒1号配備を解除するものとする。

ア 災害の発生の危険がなくなったと総務部長が判断した場合

イ 警戒2号配備体制又は動員1号・2号体制に切り替えた場合

(3) 配備対象課、分掌事務及び配備人数

警戒1号配備体制時の配備対象課及び分掌事務は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

各課において警戒1号配備体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備については各課長が決定する。

2 警戒2号配備体制

警戒2号配備体制とは、速やかに災害対策本部を設置できるよう準備を整える段階の体制とする。（一部応急対策を含む。）

(1) 配備の時期

次の場合に警戒2号配備を敷くものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度4以上の地震を観測した場合、自動的に配備する。
風水害	災害対策連絡会議の協議を受けて本部長が判断した場合
火災・その他	

(2) 配備の解除

次の場合に警戒 2 号配備を解除するものとする。

ア 災害の発生の危険がなくなると市長が判断した場合

イ 警戒 1 号配備体制又は動員 1 号・2 号体制に切り替えた場合

(3) 配備対象課、分掌事務及び配備人数

警戒 2 号配備体制時の配備対象課及び分掌事務、並びに指名職員の配備は、「山形市災害対策連絡会議運営マニュアル」の定めるところによる。

各課において警戒 2 号配備体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備については災害対策連絡会議で決定する。

第 2 動員体制

災害対策本部が設置された場合における職員の動員体制は、次のとおりとする。

1 動員 1 号体制

動員 1 号体制は、災害対策本部設置のもと応急対策を講ずる体制である。

(1) 動員の時期

次の場合に動員 1 号体制を敷くものとする。

区分	状況
風水害	本部長が、災害応急対策活動のために職員の動員体制が必要であると判断した場合
火災・その他	

(2) 動員の解除

次の場合に動員 1 号を解除するものとする。

ア 本部が閉鎖された場合

イ 警戒 1 号・2 号配備体制又は動員 2 号体制に切り替えた場合

(3) 動員範囲

全課の約半数の職員（消防本部、上下水道部、市立病院済生館の職員を除く。）と指名職員をもってあてる。

各課において動員 1 号体制が必要となった場合の配備職員を予め指名する。ただし、状況により、指名した職員の全配備又は一部配備について災害対策本部で決定する。

(5) 分掌事務

動員 1 号体制時の分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

2 動員 2 号体制

動員 2 号体制は、動員 1 号体制では不十分であるため、さらに職員を増員し応急対策を講ずる体制である。

(1) 動員の時期

次の場合に動員 2 号体制を敷くものとする。

区分	状況
地震災害	市の地域に震度5弱以上の地震を観測した場合、自動的に配備する。(※)
風水害	本部の協議を受けて本部長が判断した場合
火災・その他	

※ 発災直後の職員の参集場所については、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めによる。

(2) 動員の解除

次の場合に動員2号体制を解除するものとする。

ア 本部が閉鎖された場合

イ 警戒1号・2号配備体制又は動員1号体制に切り替えた場合

(3) 動員範囲

全課の全職員（消防本部、上下水道部、市立病院済生館の職員を除く。）と指名職員をもってあてる。

ただし、職員の全配備又は一部配備について災害対策本部で決定する。

(4) 分掌事務

動員2号体制時の分掌事務は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。

第3 連絡体制（自動配備の場合を除く。）

区分	執務時間内	執務時間外
連絡体制	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">本部長（市長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総務部長</div> ↓ 防災対策課長 → 本部員（連絡会議員） ↓ 職員課長 ↓ 各部主管課長 ↓ 各課長 → 各課職員 </div>	防災支部指名職員、市避難所指名職員
伝達方法	庁内放送、庁内グループウェア、庁内電話、防災行政無線等	電話、携帯電話メール、電話が不通の場合は、ラジオ・テレビ等

第4 出動の方法

職員が出動する際は、徒歩又は自転車、バイク等を利用し、作業服を着用して食料を携帯するように努めるものとする。

[平28改]

第5 動員者の報告

各部の主管課長は、警戒配備体制又は動員体制が敷かれてから1時間以内に、部ごとの動員者について職員課長へ動員者名簿を提出するものとする。ただし、警戒配備体制が敷かれた場合において、配備対象課に各部の主管課が含まれない場合は、部長等から予め指名された課長が動員者名簿を提出することができるものとする。

防災支部長は、所管組織に参集した職員について防災対策課長へ配備状況を報告するものとする。

なお、病気、その他やむを得ない理由により動員に応じられない職員は、その旨を本部長（市長）に届けなければならない。

第6 職員の応援

各課の動員職員に不足が生じたときは、次の指示により職員の相互応援を行うものとする。ただし、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の分掌事務により、あらかじめ応援業務を定める場合を除く。

区分	指示
部内間の相互応援の場合	本部員（各部長）の指示
他の部からの応援の場合	本部長（市長）の指示
大量の職員数動員が必要な場合	平常時の各部等職員での按分を基本とし、災害対策本部又は災害対策連絡会議で決定する。

第7 動員名簿の作成

各課の長は、毎年度、警戒1号・2号配備体制及び動員1号・2号体制が必要となった場合の配備職員に関する名簿（以下「動員名簿という。」）を作成し、各部の主管課長へ提出するものとする。

各部の主管課長は、部内の動員名簿を取りまとめ、毎年防災対策課長が別に定める日までに防災対策課長へ提出するものとする。

なお、防災対策課長は、全体の動員名簿を作成のうえ、関係部署等への情報提供を行う。

第8 消防本部における動員

消防本部の動員体制は、「山形市消防計画」の定めるところによる。

第9 上下水道部における動員

上下水道部の動員体制は、上下水道部が別に定めるところによる。

第10 市立病院済生館における動員

市立病院済生館の動員体制は、市立病院済生館が別に定めるところによる。

第4節 気象情報の発表・伝達

本節は、気象情報の発表及び伝達について定めた計画である。

第1 予報及び警報等の発表

1 特別警報、警報、注意報等の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報

(1) 種類

種 類	概 要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険がせまっているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種 類	概 要	
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

[令5改]

(2) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

[令3改]

イ 警報および注意報

山形市	府県予報区	山形県		
	一時細分区域	村山		
	市町村等をまとめた地域	東南村山		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	104	
	洪水	流域雨量指数基準	立谷川流域=19.6、村山高瀬川流域=13.5、野呂川流域=6、本沢川流域=13.5、龍山川流域=7.3、貴船川流域=4.6、富神川流域 6.6、藤沢川流域=4.3、松尾川流域 6.8、後明沢川流域=5.6、遅沢川流域=4.3	
		複合基準 (※)	本沢川流域= (7,11)、藤沢川流域 (5,3.7)	
		指定河川洪水予報による基準	須川下流 [鮎洗]、須川上流 [坂巻・石堂]	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 40 cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	立谷川流域=15.6、村山高瀬川流域=10.8、野呂川流域=4.8、本沢川流域=10.8、龍山川流域=5.8、貴船川流域=3.7、富神川流域=5.2、藤沢川流域 3.5、松尾川流域=5.4、後明沢川流域=4.4、遅沢川流域=3.5	
		複合基準 (※)	馬見ヶ崎川流域=(5,19.9)、村山高瀬川流域=(5,10.8)、野呂川流域=(5,4.8)、須川流域=(5,19)、本沢川流域=(5,8.6)、龍山川流域(5,5.8)、富神川流域=(5,4.2)、藤沢川流域=(5,2.6)、遅沢川流域=(5,3.3)	
		指定河川洪水予報による基準	須川下流 [鮎洗]、須川上流 [坂巻・石堂]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15 cm
			山沿い	12時間降雪の深さ 25 cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	① 最少湿度 30% 実効湿度 65% ② 降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
なだれ	① 山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm 以上で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm 以上 ② 山形地方気象台の日平均気温 5℃ 以上で肘折 (アメダス) の積雪 180 cm 以上 ③ 山形地方気象台の日最高気温 5℃ 以上で肘折 (アメダス) の積雪 300 cm 以上 ④ 12 月は日降水量 30 mm 以上で肘折 (アメダス) の積雪 100 cm 以上			

	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上の時 ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

[令5改]

警報・注意報基準一覧表の見方

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (5) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (6) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (7) 洪水の欄中、「○○川流域＝▲▲」は、「○○川流域の流域雨量指数▲▲以上」を意味する。
- (8) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (9) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準にのみとらわれれば警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある

程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(12) この基準は令和5年6月8日現在のものである。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

[令5改]

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

4 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常を発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

[令5改]

8 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 山形地方気象台が県知事に通報する火災気象通報

(1) 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを市及び消防本部に伝達する。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

随時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、随時の通報を行う。

(2) 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

10 指定河川洪水予報

(1) 種類及び発表基準等

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。最上川上流及び須川下流については国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が、須川上流については山形県（村山総合支庁）と山形地方気象台が共同で、次の表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	発表基準等
洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5相当 情報 [洪水]）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報 （警戒レベル4相当 情報 [洪水]）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当 情報 [洪水]）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 （警戒レベル2相当 情報 [洪水]）	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。

[令5改]

(2) 予報地点となる河川の水位観測所

所轄事業所名	河川名	観測所	水防団待機 水位 (通報水位) [レベル1 水位]	氾濫注意 水位 (警戒水位) [レベル2 水位]	避難判断 水位 [レベル3 水位]	氾濫危険 水位 (危険水位) [レベル4 水位]	備考
山形河川国道事務所	須川 (下流) 馬見ヶ崎川	鮎洗	(m) 13.00	(m) 14.00	(m) 15.90	(m) 16.30	
		糠野目	11.50	12.00	12.90	13.30	参考資料
	最上川 (上流)	小出	11.50	12.00	12.60	12.80	
		長崎	12.80	13.30	15.50	15.80	
		下野	13.30	14.00	16.20	16.70	
山形県	須川 (上流)	石堂	1.10	1.60	1.80	2.10	村山総合支庁
		坂巻	1.50	2.50	2.60	2.80	

[令5改]

11 注意報、警報の発表区域

山形地方気象台は気象等の警報・注意報を、県内各市町村を対象とした区域で発表する。ただし、テレビやラジオなどの放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」等の名称を用いる場合がある。

放送等で用いられる名称			市町村 (気象等の警報・注意報の区域(二次細分区域))
府県 予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	
山形県	村山	東南村山	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
		北村山	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
		西村山	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
	置賜	東南置賜	米沢市、南陽市、高島町、川西町
		西置賜	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
	庄内	庄内北部	酒田市、遊佐町
		庄内南部	鶴岡市、庄内町、三川町
	最上		新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

第2 予報及び警報等の伝達

1 気象注意報、警報及び特別警報（以下「警報等」という。）の伝達

- (1) 山形地方気象台及び関係機関は、別表5の系統図により警報等を伝達する。
- (2) 市における警報等の受領及び伝達は、次のとおりとする。
 - ア 執務時間内は、市防災担当部課等及び消防本部が受領し、執務時間外は、守衛室及び消防本部が受領する。
 - イ 本庁関係各課には、市防災担当部課等が通知する。
 - ウ 出先機関及び施設には、所管する担当各課が通知する。
- (3) 県防災危機管理課は、山形県防災行政通信ネットワークにより市及び消防本部に通知する。
- (4) 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)は、警報及び特別警報を市に伝達する。
- (5) 市長は、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災警報を発したときは、県防災危機管理課に報告する。

2 指定河川洪水予報の伝達

山形地方気象台、山形河川国道事務所及び関係機関は、別表6の系統図により最上川上流・須川下流指定河川洪水予報を伝達する。

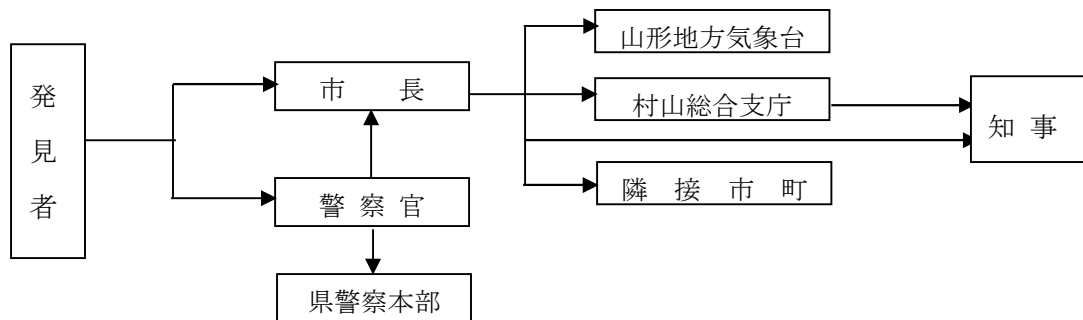
3 水防警報の伝達

水防に関する警報等の伝達については、別編「山形市水防計画」の定めるところによる。

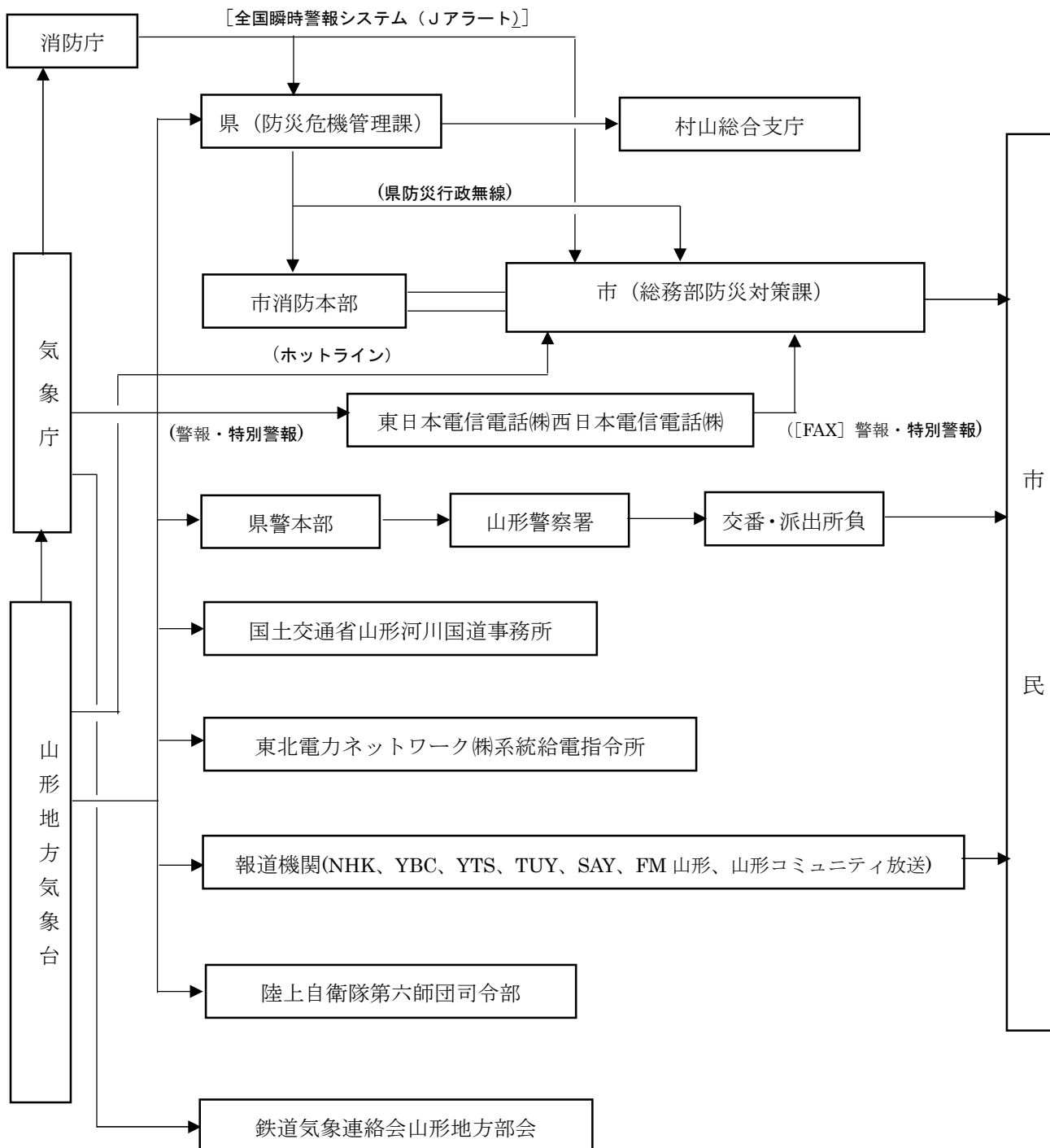
第3 異常現象発見時の通報

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その状況を直ちに市及び消防署又は警察署に通報するものとする。
- 2 市長は、通報を受けた場合は、次の事項について山形地方気象台、並びに県及び隣接市町に連絡するものとする。
 - (1) 気象に関する事項
著しく異常な現象（例えば、竜巻等）
 - (2) 地象に関する事項
 - ア 火山関係
第2章第14節〔火山災害の予防〕に定めるとおりとする。
 - イ 地震関係
頻発地震 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

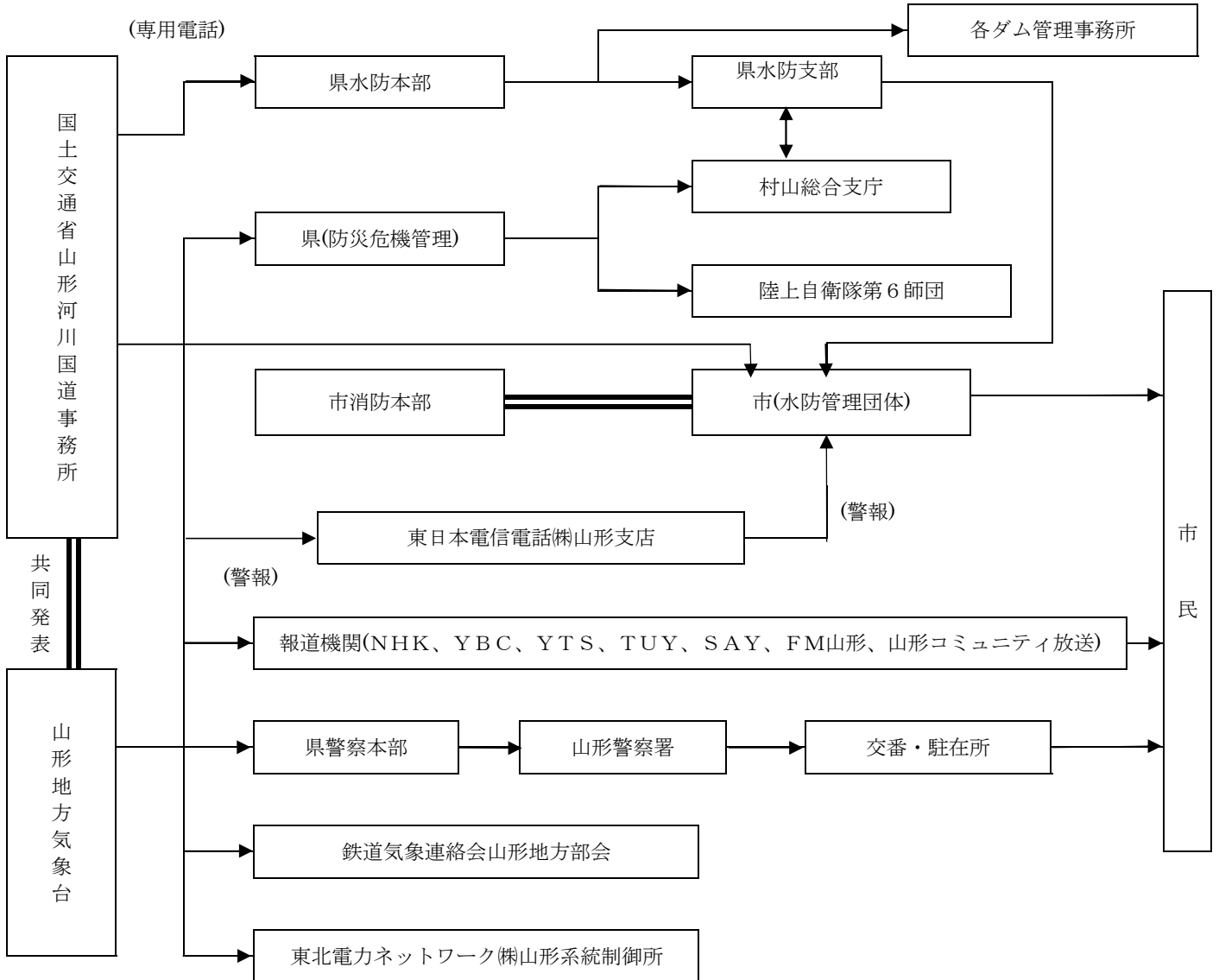
3 異常な現象を発見した場合の通報図



別表5 気象注意報、警報伝達系統図



別表6 最上川上流・須川下流指定河川洪水予報伝達系統図

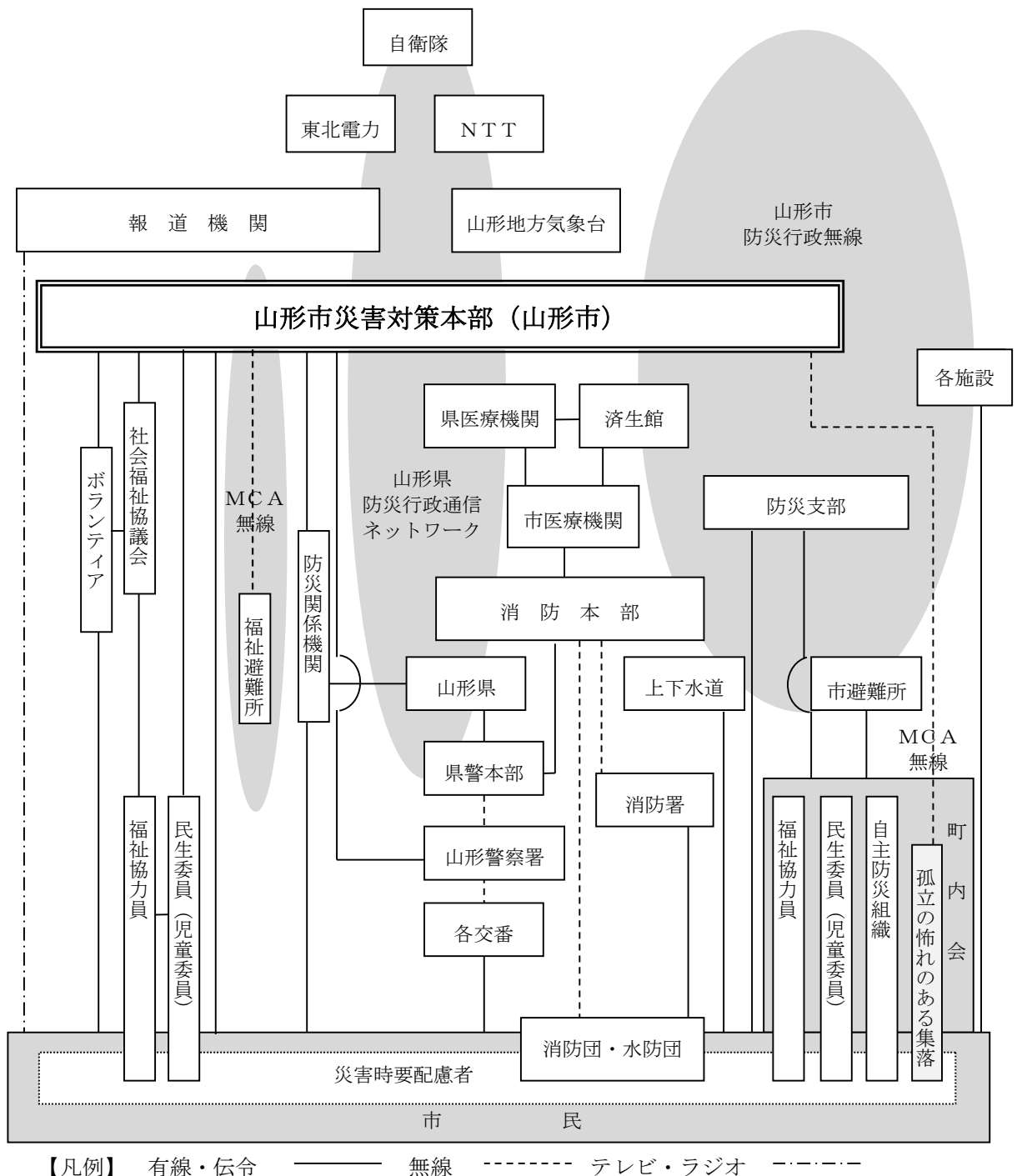


第5節 通信情報

本節は、災害時において情報の収集、伝達を迅速かつ確実に、適切な応急対策を実施するための計画である。

第1 情報の受伝達系統

災害時の情報の受伝達概要は、次のとおりである。



[平29改]

第2 災害情報の収集、伝達

1 災害発生直後の情報収集・報告

各部課等の長は、災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて山形警察署及び関係機関と緊密な連携を取り、全市的に被害の状況、その他災害対策活動に必要なあらゆる情報等を収集し、逐次、本部長に報告するとともに、次の事項に留意し、速やかに県及び関係機関にも報告するものとする。

なお、これらの報告については、原則として山形県防災行政通信ネットワークを使用するものとする。

(1) 具体的報告方法

① 各災害情報ごとに、その収集・報告に係る責任者、調査要領、方法等を定め、速やかな情報収集が行えるよう、事前の整備を行う。

② 災害情報は、総合支庁を経由し報告するものとするが、緊急を要する場合には、県防災危機管理課に直接報告する。

なお、県防災危機管理課との連絡がとれない場合は、直接、消防庁防災課に対して災害情報を報告するものとする。

③ 災害により、火災が同時多発し、或いは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、119番通報の状況等の情報を積極的に収集し、最も迅速な方法により、県に報告する。

(2) 収集内容

被害の情報収集を行う場合は、次の事項を中心に行う。

① 災害の原因

② 災害が発生した時間

③ 災害が発生した場所又は地域

④ 被害の程度

⑤ 災害に対してとられた措置

⑥ 今後の見通し

⑦ その他必要な事項

この場合、市民の生命・身体に関する事項については、できるだけ詳細に、かつ速やかに連絡するものとする。

また、災害が当初の段階であり、被害情報を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を県防災危機管理課に報告する。

2 ヘリ等による災害情報の収集

地震等の大規模災害が発生した場合、道路の損壊、橋の落下、建物の倒壊等により、陸上からの情報収集は、困難を極めることが予想される。

については、ヘリ等による空からの災害情報の収集を行うため、県、県警察本部、自衛隊にヘリ等の情報収集を依頼するものとする。

3 災害報告の種類

(1) 被害報告の種類

被害報告は、人的被害、物的被害、被害状況及び被害金額等を取りまとめて報告するもので、おおむね次の区分により行う。

ア 災害速報 災害の発生に伴い、被害の概況調査に基づいて報告する。

イ 災害中間報告 災害発生後から応急措置終了まで、被害状況の変動に伴い、逐次報告する。

ウ 災害確定報告 応急措置終了後、10日以内に被害状況の確定調査に基づいて報告する。

(2) 災害年報

市長は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものを取りまとめ、災害年報として2月15日までに報告するものとする。

第3 災害時の通信、連絡

1 防災行政無線

(1) 山形市防災行政無線（移動系）、山形県防災行政通信ネットワークの活用

災害に関する予警報の伝達及び災害情報の収集、伝達にあたり、通常使用する通信手段に障害等が発生した場合は、山形市防災行政無線（移動系）、山形県防災行政通信ネットワークを活用して迅速、的確に行うものとする。

(2) 習熟

防災行政無線の取り扱いについては、的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、操作・運用の訓練を実施するものとする。

(3) 優先使用

市が行う情報の伝達、災害対策の指示、その他災害関連情報の伝達等は、防災行政無線の使用を優先し、通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努めなければならない。

2 非常時における通信の確保

(1) 災害時優先電話

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合においては、庁内及び各施設のNTTが指定した災害時優先電話を使用するものとする。

(2) 他の機関の通信設備の使用

災害に関する予警報の伝達、通知、警告、あるいは災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災害対策基本法、その他関係法令の定めるところに基づき、警察無線、自衛隊無線、その他の機関の通信設備を使用することにより通信を確保する。

(3) 通信途絶時における措置

災害時において優先設備が途絶した場合は、アマチュア無線局の協力により通信を確保する。

[平29改]

また、自動車、オートバイ、自転車又は徒歩により伝達を行うものとする。

3 市民に対する緊急情報の伝達手段

「第7節 広報」に定める手段とする。

4 災害時の情報共有

山形市防災行政無線（移動系）、電子メール、グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する、組織の情報共有を目的としたシステム）、電話、FAX等を活用し、災害現場を含め全庁的に各種情報を共有するものとする。

第4 災害時の情報共有

1 庁内の情報共有

グループウェア（山形市地域イントラネット網で運用する、組織の情報共有を目的としたシステム）を活用し、全庁的に各種情報を共有するものとする。

- (1) 各部課等は、部内の災害に関する情報を取りまとめ入力する。
- (2) 庁舎内停電等によりグループウェアが機能しない場合は、本部員会議からの伝達による。
- (3) 迅速、的確な運用が行えるよう、操作・運用の訓練を実施する。
- (4) 運用については別に定める。

2 現地との情報共有

- (1) 本節第3「災害時の通信、連絡」の手段による。
- (2) 携帯電話、消防無線等を活用する。

第6節 被害調査

本節は、災害時において被害調査を迅速、確実に行うための計画である。

第1 被害調査の実施

災害時における被害調査は、災害応急対策を行ううえでの基礎資料となるので、市の各部課等はそれぞれの担当業務に応じて迅速、的確に実施する必要がある。調査は、災害の種別や規模などにより関係機関の協力を得るなど対応が異なってくるが、おおむね次の区分により実施するものとする。

1 調査の時期

(1) 概況（初動）調査

全市的な被災状況を把握するためのもので、目視あるいは被害写真などにより、災害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告するものとする。

(2) 中間調査

被害状況の変動に伴い、必要な事項につき、逐次調査を実施するものとする。調査時期は、災害発生後3日～7日以内とする。

(3) 確定調査

国、県に対する確定報告、あるいは補助費申請の資料となるので、所定の調査票や被害写真を添付するなど、調査内容の正確を期するものとする。調査時期は、応急措置終了後10日以内とする。

2 調査及び報告の内容

調査項目は、おおむね次のとおりとする。

(1) 人的被害

- ア 死者
- イ 行方不明者
- ウ 負傷者

(2) 物的被害

- ア 住家被害
- イ 非住家被害
- ウ 公共建物被害（文教施設、その他公共施設）

(3) 土木関係被害

- ア 道路被害
- イ 河川、砂防被害
- ウ 橋りょう被害

(4) 土砂災害被害

- ア 地すべり
- イ 土石流
- ウ がけ崩れ

(5) 農林水産関係被害

- ア 農林水産業施設被害
- イ 農産物被害
- ウ 林産物被害

[平24改]

- エ 水産物被害
- (6) 商工関係被害
 - ア 商工業施設被害
 - イ 商工被害
- (7) ライフライン施設被害
 - ア 電力施設被害
 - イ ガス施設被害
 - ウ 電信電話施設被害
 - エ 上下水道施設被害
- (8) 火災発生件数（地震、火山噴火等に起因するもの）
- (9) その他の被害（鉄道施設被害、ブロック塀等被害等）

3 被害調査結果の集約

被害調査は、部内の課等単位で行い、各部の主管課は、各部の調査結果を集約し、市の防災担当部課（災害対策本部又は災害対策連絡会議設置後においては、その事務局。この節において同じ。）に報告する。

第2 被害程度の判定

本節による被害程度の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、別編資料「被害程度の判定基準」に基づき行うものとする。

第3 り災台帳の整備

市の各部課等は、第1 被害調査の実施 2 調査及び報告の内容(1)～(9)の調査を基に現場を確認し、台帳（正本）（別編資料の様式）を作成するとともに、市の防災担当部課に送致する。

市の防災担当部課は、送致された台帳の写しを副本として整備する。

第4 り災証明書及び被災証明書の発行

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などの際に、当該災害によって被災したという証明が必要となる場合がある。

当該被災者から申請があった場合、山形市が確認できたものについて、り災証明書及び被災証明書を速やかに発行する。

また、災害救助法が適用された場合の災害においても同様に取り扱うものとする。

ただし、消防法による火災損害調査に基づきり災証明書の発行は消防本部が行う。

1 証明書の種類

(1) り災証明書

災害により被害を受けた住家について、市が被害の程度を証明するもの。

(2) 被災証明書

災害により被害を受けた、り災証明書の対象とならない家屋、車両、農林水産業関係施設等において、確認できる被災状況について証明するもの。必要に応じて、被害の程度も証明する。

[令3改]

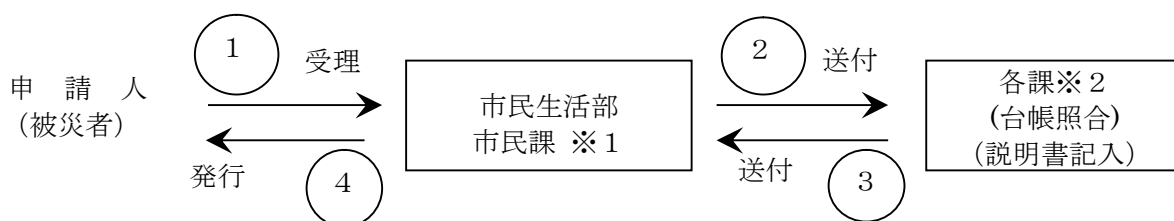
2 発行手続

災害を受けた者から、り災証明書及び被災証明書の交付申請が提出された場合は、り災者・被災者台帳（調査票）に基づき発行する。

なお、申請窓口及び発行業務については、市民生活部市民課において行うが、被災の種類別に確認が必要となるため、各所管課（班）を経由したうえでの発行となる。

申請から発行までの流れは次のとおりとなる。

ただし、火災については、申請書受理から発行まで山形市消防本部が行う。



3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造の被害

- ア 全壊・全焼
- イ 流出
- ウ 大規模半壊・中規模半壊・半壊・半焼
- エ 準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(3) その他の物的被害

4 発行手数料

山形市手数料条例第2条により1部につき300円とする。

ただし、同第6条第2号の規定により、災害を受けた者から被災に関する証明の請求があったときは、これを徴収しない。

5 申請受付期間

り災証明書及び被災証明書の申請受付期間は、被害を受けた翌日より原則37か月以内とする。

ただし、被災状況が確認できる場合及び特別な事情により申請が困難な状況であったと認められる場合は、申請受付期間後も申請を受理する。

第5 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第6 被災者への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明を行うものとする。

第7節 広 報

本節は、市民への各種情報の正確で迅速な伝達及び広聴を実施するための計画である。

第1 広報活動

1 広報の内容

災害発生後、直ちに広報活動を開始し、住民に対して災害に対する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

区分	内容
災害情報	気象警報、災害の発生予想、災害の規模、発生日時・場所及び二次災害の危険性の有無等とする。
被害情報	被害の発生及び拡大状況等並びに、出火防止・人命救助協力の呼び掛け、り災者の安否等個人情報も含むものとする。
避難情報	避難指示、避難誘導及び避難者の状況、市避難所の開設状況、並びに、混乱防止の呼び掛けも含むものとする。
救護情報	食料、飲料水及び生活必需品の供給並びに医療機関の活動状況等の救護救助の状況等とする。
復旧情報	道路・橋りょう及びライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧状況等とする。
生活情報	教育に関する情報並びに、入浴、トイレ等の生活関連情報とする。

2 広報の手段

手段	内容
全国瞬時警報システム(J-ALERT)による自動配信	ア 山形コミュニティ放送株式会社が放送する番組への緊急割り込み放送 イ 株式会社ダイバーシティメディアが放送する番組への文字情報自動表示 ウ 携帯電話会社が提供する緊急速報メールによる災害情報、避難情報等の自動配信
ラジオ・テレビの利用	ア 山形コミュニティ放送株式会社との「山形コミュニティ放送の緊急電話放送装置利用に関する協定」に基づく割り込み放送 イ 災害時におけるスポット放送 ウ 特別報道番組の要請 エ 山形コミュニティ放送株式会社との「災害時の放送要請に関する協定書」に基づく臨時災害放送 オ 山形コミュニティ放送株式会社との「市政コミュニティ広報放送業務委託」に基づく放送依頼 カ 市政広報番組の利用

〔平29改〕

防災ラジオ	FMラジオ局が送出した自動起動信号の受信により、電源を切った状態からの起動又は他局放送受信の状態から緊急放送を行う放送局に切り替わる防災ラジオを活用し、避難指示等を行う旨の情報を一斉に送信する。
Lアラート（災害情報共有システム）	山形県防災情報システムと接続しているLアラート（災害情報共有システム）を利用し、避難情報等を行う旨の情報等を発信する。
防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課公式ツイッター、山形市公式LINE及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式ツイッター及び山形市公式LINE並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。
ホームページの活用	被災状況、震度情報、救援物資に関すること、ボランティア募集情報、交通情報等を随時更新し、市内外に向け情報を発信する。なお、チェーンメール等悪質なメール等の取り扱いに注意する。
防災行政無線の活用	防災行政無線を活用し、公民館、コミュニティセンターその他の施設を通じ、情報提供に努める。
掲示物の張り出し	防災支部、避難所（市・地区）等に、掲示物の張り出しを行う。
広報誌の活用	「広報やまがた」定期版及び臨時版を発行する。
職員による広報	広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し、広報を行う。
各種団体の活用	自主防災組織、町内会・自治会、消防団その他地区に精通した団体等の長に対し、当該情報の地区住民への伝達を要請する。
サイレン、警鐘の使用	消防団ポンプ庫に設置されているサイレン、警鐘で、災害発生を伝達する。
航空機等の利用	必要に応じて、自衛隊及び県に要請し、航空機又はヘリコプターを使用し、広報を行う。

3 手段の多様化

(1) 防災ラジオの整備

市は、次に掲げるところにより、対象区域の自主防災組織、町内会・自治会及び住民に防災ラジオを配布するとともに、対象区域の小中学校及び中学校に、屋外拡声装置に接続した防災ラジオを整備する。

年度	対象区域
平成28年度	蔵王山噴火に伴う融雪型火山泥流避難区域
平成29年度	土砂災害警戒区域
平成30年度	浸水想定区域

令和元年度 ～令和3年度	浸水想定区域（浸水想定区域の見直しにより拡大した区域）
-----------------	-----------------------------

(2) その他

市は、さまざまな環境化にある住民等及び職員に対して災害に関する情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、手段の多重化、多様化を検討する。

第2 報道機関への発表

市民等へ迅速、円滑、的確に応急対策状況、復旧状況等を伝達するため、山形市から報道機関への情報提供を行う。

対象とする報道機関は、市内に放送局を持つテレビ、ラジオ各局及び市政記者クラブ加盟の各新聞社とする。

手段と順序は、次のとおりとする。

- (1) 第1段階 FAX
- (2) 第2段階 電子メール（FAXが不通の場合）
- (3) 第3段階 本庁舎3階の市政記者クラブ及び広報課において文書配布する（FAX及び電子メールが不通の場合）。合わせて、山形県防災行政通信ネットワークのFAXが利用可能な機関へは、これにより送信する。

第3 広聴活動

広域的災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。

1 実施体制

- (1) 平常時の広聴機能に加え、り災者の要望等を把握するため、必要に応じて市庁舎、消費生活センター等に臨時相談所を設置するものとする。
- (2) 業務の所管は、「山形市災害対策本部運営マニュアル」の定めるところによる。
- (3) 臨時相談所を設置した場合は、その旨を十分に広報する。

2 要望等の処理

- (1) 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努力する。
- (2) 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

第8節 混乱防止の対策

本節は、大災害発生直後において、さまざまな社会的な混乱が生じる恐れがあるため、混乱の防止を行うための計画である。

第1 情報パニックによる混乱防止

災害直後において、不正確な情報によって引き起こされる流言飛語等の可能性があることから、次の対策を行うものとする。

- (1) 災害直後における一般市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、活発な広報活動を行い、流言飛語（デマ等）を否定するとともに、的確な情報を伝達する。
- (2) 広報車のみならず、広報装置を装備する車両、携帯マイク等広報可能手段を最大限に確保するとともに、対象地域ごとに効率的に配分して実施する。

第2 避難時の混乱防止

広域災害発生時における人的被害を軽減するため、通勤通学者、滞留者等を含む地域住民に対する避難指示に際しては、次の対策を行うものとする。

- (1) 災害発生直後の山形駅における混乱を防止するため、警察、消防、鉄道等の関係機関とそれぞれの業務に基づく十分な協議・調整を行い、避難指示を行う。
- (2) 避難指示は、可能な限り、広報車等を投入する。
- (3) 避難指示を無視して避難対象地区に残る者に対しては、警察等関係機関と協力し、指示に従うよう説得し、状況により強制措置をとる。
- (4) 災害が収束し、避難した地域住民及び通勤通学者・滞留者等のうち帰宅等が可能なものは、帰宅させる。徒歩による帰宅等が困難な通勤通学者については、方面別に編成し、関係自治体との連絡調整の後、車両輸送等の措置をとる。なお、帰宅が不可能な場合は、避難所等において必要な措置を行う。

第3 公共施設等の混乱防止

災害時において、不特定多数の人を受入れる公共施設の管理者は、利用者の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。

- (1) 利用者に災害状況や警報等を伝達し、災害内容の周知を図る。
- (2) 避難誘導に際しては、身体障がい者、高齢者、幼児、病弱者、妊産婦等を優先し、必要な場合は介護措置を行う。
- (3) 可能な限り家族等へ状況連絡を行う。
- (4) 自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員及び資機材の応援、障害物排除、交通規制等の措置について、必要に応じて市及び関係機関に依頼する。

第9節 避 難

本節は、避難の方法及び避難場所等について定め、市民の安全を確保するための計画である。

第1 避難

1 避難行動

避難とは、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」をい
い、次の全ての行動を避難行動という。

- (1) 第2章第7節に定める避難所又は避難場所への移動
- (2) 自宅等から移動しての安全な場所への移動
- (3) 近隣の高い建物等への移動
- (4) 建物内の安全な場所への退避

第2 避難指示等

1 避難指示等の発令

市は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害か
ら保護するため、5段階の警戒レベルによる、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避
難指示、警戒レベル5緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を発令し、市民へ避難を
促す。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技
術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性
の確保に努めるものとする。

なお、市民には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合
はもちろんのこと、発令される前であっても市が出す防災情報に十分留意し、災害が発生す
る前に自らの判断で自発的に避難行動をとるように促す。

【避難情報と居住者等がとるべき行動】

避難情報の種別	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (山形市長が発令)</p>	<p>【命の危険 直ちに安全確保！】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (山形市長が発令)</p>	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <p>○市避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した市避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ・市避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(注1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(注2)を行う。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (山形市長が発令)</p>	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した市避難場所・市避難所へ立退き避難することが強く望まれる。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>【自らの避難行動を確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>【災害への心構えを高める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

注1 近隣の安全な場所：市避難場所等ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

注2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※ 突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

[令5改]

【警戒レベルと防災気象情報の関係】

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			
			避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
				水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)が災害切迫(黒)大雨特別警報(浸水害)注1	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が災害切迫(黒)大雨特別警報(土砂災害)	
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)が危険(紫)	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が危険(紫) 土砂災害警戒情報	
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)が警戒(赤) 洪水警報	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が警戒(赤) 大雨警報(土砂災害)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が注意(黄)	土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)が注意(黄)	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める	早期注意情報				

2 実施責任者

避難指示等の実施責任者は、次のとおりである。

実施責任者	災害の種類	根拠法令
市長 (指示)	災害全般	災害対策基本法第60条
水防管理者〔市長〕 (指示)	洪水	水防法第29条
警察官 (指示)	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた吏員 (指示)	地すべり 洪水	地すべり防止法第25条 水防法第29条
自衛官 (指示)	災害全般	自衛隊法第94条

[令5改]

3 国及び県への助言の要請

市長は、避難指示等を発令する場合、又は土砂災害についてはそれらを解除する場合において、必要があると認めるときは、避難指示等の対象地域、判断時期等について、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は山形県知事に対して助言を求める。

なお、助言をスムーズに得られるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 知事による代行

災害対策基本法第60条第6項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって避難のための指示を行う。

5 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

6 避難指示等の発令基準

(1) 避難指示等の発令判断の設定

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ウ 国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(2) 洪水等の発令基準

区分	基準	対象区域等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然制が高い場合）</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報 [洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	<p>洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>
	<p>1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：水位周知河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	<p>水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>

[令5改]

	<ol style="list-style-type: none"> 1：洪水予報河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合（又は山形市内で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合） 2：指定河川洪水予報の、観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、箇所定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：蔵王ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 	<p>洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1：水位周知河川の観測所に定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合（又は山形市内の個別に定めた危険水位に到達したと確認された場合） 2：水位周知河川の観測所に定められた水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：蔵王ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 	<p>水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>

[令5改]

区分	基準	対象区域等
	<p>1：山形市内にある洪水予報河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位の上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2：洪水予報河川の観測所で定められた氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予想が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：洪水予報河川で、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：山形市内にある水位周知河川の観測所に定められた避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2：水位周知河川の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①河川上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③河川上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域</p>

[令5改]

注：山形市水防計画に定める河川及び基準水位による。

※ 対象河川に含まれない河川は、流域雨量指数の予測値及び現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。

※ 対象河川に含まれない小河川は、現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。

※ 大雨特別警報（警戒レベル5相当情報〔浸水害〕）の発表時、又は洪水特別警報の発表時は、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。

※ 夜中に避難指示等の発令が予想される場合は、必要に応じ、気象警報の発表前であっても避難指示等を発令する。

(3) 土砂災害

区分	基準	対象区域等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）となった場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：土砂災害の発生が確認された場合</p>	<p>市の区域の土砂災害警戒区域</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域</p>

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>原則として、気象庁及び県が提供するメッシュ情報にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域</p>
----------------------------	--	---

※ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日の早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合や、強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合は、必要に応じ、高齢者等避難を発令する。

※ 大雨特別警報（土砂災害）の発表時は、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、既に発令した避難指示の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。

※ 火山噴火に伴う降灰後の土石流については、第3章第25節で定める。

※ 地滑り及び河道閉塞については、上記に定めるもののほか、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に高齢者等避難の発令を判断する。

(4) 火山現象

噴火警報の発表に伴う避難情報の発令基準は、第3章第25節で定める。

(5) その他の災害

ア 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるときは避難指示等を行うものとする。

イ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるときは、避難指示を行うものとする。

第3 避難指示等の伝達

1 伝達内容

避難指示等を発令する場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等の実施責任者
- (2) 避難指示等の理由
- (3) 避難対象区域
- (4) 避難所の名称及び所在地
- (5) 避難経路
- (6) 注意事項

2 伝達方法

市民に対する周知については次により状況に即した方法で徹底を図るものとする。

また、必要に応じて各家庭への個別訪問等により避難指示等の徹底を図る。

加えて、避難指示等の発令の際は、危険の切迫性に応じ伝達文の内容の工夫や、その対象者や対象者ごとにとるべき避難行動をわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

方 法	内 容
緊急速報メール	緊急速報メールを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。
山形市防災情報メールマガジン	山形市防災情報メールマガジンを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。
テレビ・ラジオ	山形コミュニティ放送及び各報道機関に対して、避難指示等の発令を通知し、関係市民に伝達すべき事項を明示して放送を要請する。
防災ラジオ	防災ラジオを活用し、避難指示等を行う旨の情報を一斉に送信する。
Lアラート(災害情報共有システム)	山形県防災情報システムと接続しているLアラート(災害情報共有システム)を利用し、避難指示等を行う旨の情報を発信する。
山形市公式フェイスブック	山形市公式フェイスブックを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。
広報車	広報車、消防車等により、関係地区を巡回して避難指示等を行う旨の情報を伝達する。
サイレン・警鐘	サイレン、警鐘を使用し、伝達する。
自主防災組織等による伝達	自主防災組織及び町内会・自治会等の地区内の各種団体による組織的な伝達を行う。
市ホームページ	市のホームページに避難指示等の発令について、その詳細を掲載する。
山形市防災対策課公式ツイッター	山形市防災対策課公式ツイッターにより、避難指示等の発令を一斉に送信する。
山形市公式LINE	山形市公式LINEを利用し、避難指示等の発令を一斉に送信する。

3 要配慮者利用施設への避難指示等の伝達

避難指示等の発令時において、土砂災害警戒区域、浸水想定区域又は融雪型火山泥流避難区域に所在する要配慮者利用施設を所管する課等は、要配慮者利用施設等に対してあらかじめ整備した連絡体制により避難指示等の伝達を行うものとする。

[令3改]

4 避難指示等をした場合の報告等

(1) 知事に対する報告

避難のために立退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 関係機関に対する連絡

避難指示等は、山形警察署と相互に緊密な連絡をとりながら行うものとする。なお、警察官が単独で避難の指示を行ったときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。

(3) 市避難所の管理者に対する連絡

避難指示等を行ったとき及び自主避難が予想される場合は、直ちに市避難所となる施設の管理者へ連絡し、場合により必要に応じて市避難所の運営を依頼する。

第4 避難方法

1 避難移動の流れ

災害が発生又は発生のおそれがあるとき、自主防防災計画で予め定める避難所や避難場所への避難を促す。

その場合、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、融雪型火山泥流避難区域、燃料施設や落下物などの危険箇所、避難者の移動可能範囲などを総合的に勘案し検討するよう促す。

なお、市が避難指示等を行った場合は、市が指定する市避難所又は市避難場所への避難を促す。

ただし、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市は必要と認める地域の居住者等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示するものとする。

時間の経過に伴い、生活衛生環境の保全と運営管理の効率化のため、避難所の集約化を図る。

(1) 地震災害

状況		住民の避難移動
ア 自宅等が倒壊や延焼のおそれがある場合	地震発生時	自主防防災計画で定める地区避難場所又は市避難場所に避難する。
	最初の避難場所が危険なとき。	市避難場所（一時又は広域）に移動する。
	さらに危険なとき。	市避難場所（広域）に移動する。
イ 上記アの場合で、避難所の安全が確認できた場合	地震発生時	自主防防災計画で定める地区避難所又は市避難所に避難する。
	避難が数日間に及ぶとき。	市が指示する市避難所に移動する。
ウ 避難指示等を行った場合	地震発生時	市が指示する市避難場所に避難する。 なお、市避難所に倒壊や延焼のおそれがなく安全が確認できた場合は、市が指示する市避難所に避難する。

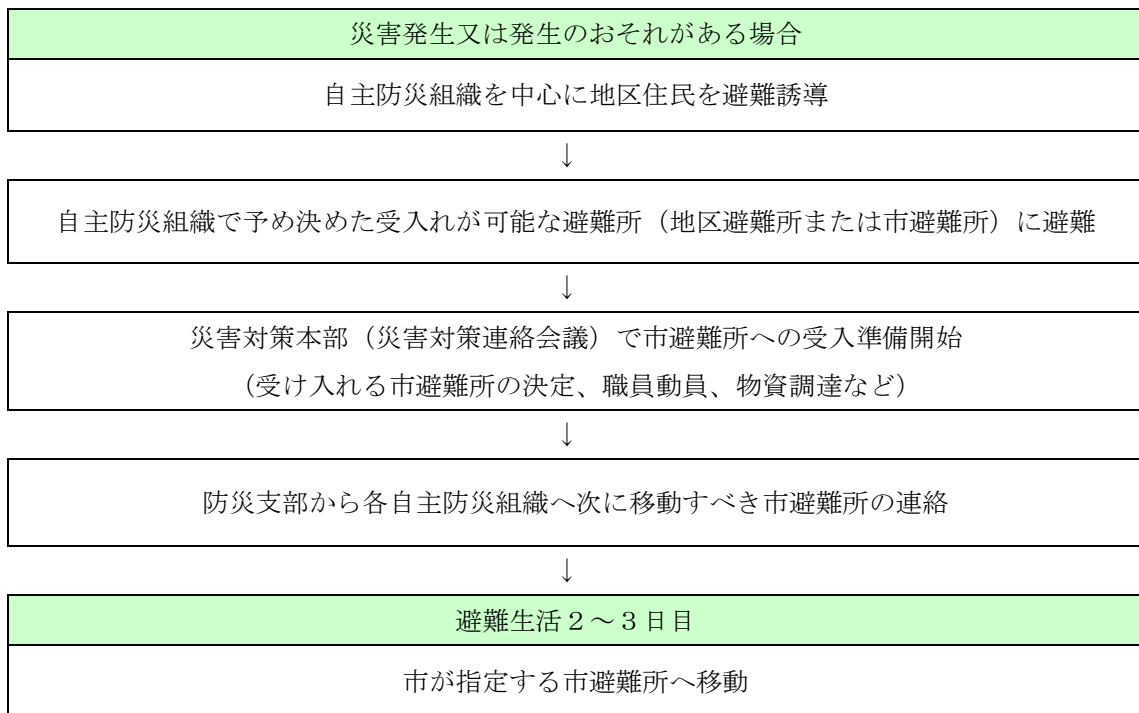
(2) 風水害

状況		避難移動
ア 自主避難の場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき。	自主防防災計画で定める地区避難所又は市避難所に避難する。
	避難が数日間に及ぶとき。	市が指定する市避難所に移動する。
イ 避難指示等を行った場合	災害発生又は発生のおそれがあるとき。	市が指定する市避難所に避難する。

(3) 火災

状況		避難移動
ア 自宅等が火災又は火災のおそれがある場合	火災発生時	風向きで避難場所が変わるため、状況に応じて避難場所を各自判断する。
	避難指示等を行った場合	市が指定する市避難場所に避難する。 なお、市避難所に延焼のおそれがなく安全が確認できた場合は、市が指示する市避難所に避難する。

(4) 時間の経過に伴う避難所の集約



2 避難の誘導

避難の誘導は、警察官、消防職員及び消防団員、自主防災組織等が行うものとし、避難経路・避難場所等を的確に指示するとともに、次の点に留意しながら安全かつ迅速に行うものとする。

[令 3 改]

- (1) 広道を利用し、できるだけ町内会、自治会等の単位で避難する。
- (2) 万一の場合の安全を考え、避難路は2路線以上を選定するものとする。
- (3) 事前に避難路の安全を点検し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- (4) 浸水地においては、船艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (5) 誘導中は、水没・関電等の事故防止に努める。
- (6) 携帯品は、必要に応じ最少限度のものとする。

3 避難の順序

避難の順序は、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画・個別避難計画）に基づき要支援者を最優先とし、防災活動に従事できる者を最後とする。

4 避難の手段

避難立ち退きにあたっては、避難者は個々に徒歩により避難することを原則とする。

ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、防災機関の車両・船艇によって移送を行うものとする。

第5 避難受入計画

市は、避難者を受入れる場合は、本章第2-1節に基づき市避難所を開設するとともに、次に掲げる措置を行うものとする。

1 市避難所の安全管理

開設した市避難所の施設設備の活用の際し、施設管理者と緊密な連携を取り、管理保全に十分留意するものとする。

2 避難状況の報告

市避難所に配備された指名職員は、市避難所ごとに受け入れた被災者の名簿(受入避難者名簿)を作成するとともに、被災者の健康状態その他必要な事項について、本部長へ報告するものとする。

3 市避難所における物資の供給

市避難所を開設し、被災者を受け入れた場合は、本章第1-1節及び第1-2節に基づき、食料及び生活必需品を供給する。なお、市避難所開設の初動においては、必要に応じて、主に次の物品を調達し、各市避難所に送致する。

- (1) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (2) 毛布
- (3) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (4) 医薬品（常備薬、救急箱等）
- (5) 生理用品
- (6) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (7) 簡易トイレ（トイレトペーパー）
- (8) 飲料水
- (9) 燃料

[平28改]

4 福祉避難所の開設

市は、必要に応じ、市避難所での生活が困難な者や特定の障がいを持つ者を受入れるため、「福祉避難所開設運営マニュアル」に定めるとことにより、福祉避難所を開設する。

5 市避難所開設の周知と報告

市避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、次の事項を県に対し報告する。

- (1) 市避難所開設の日時及び場所
- (2) 開設箇所数及び市避難所の名称
- (3) 避難者数

6 各機関等への協力要請

市は、市避難所運営に際し、必要に応じて、災害時応援協定を締結している事業者に協力を要請するとともに、県に対し日本赤十字社山形県支部等関係機関の協力について要請を行う。

また、市避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

7 自治的な運営組織の立上げ支援

市は、市避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

8 在宅等避難所以外で生活している被災者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 車中泊等建物以外の場所に避難している被災者への配慮

避難所の周辺において車中泊等建物以外の場所に避難している避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等を実施するほか、車中泊等建物以外の場所での避難が長期にならないよう避難所への避難を促すよう努める。

10 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策

- (1) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- (3) 特定の市避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

[令5改]

(4) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

11 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第6 学校、病院等における避難対策

学校、病院、社会福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について職員等に周知、徹底を図るものとする。

第7 避難指示の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示を解除する。解除の伝達は、避難指示の場合と同様に行うものとする。

第 9 - 1 節 広域避難計画

本節は、災害の規模、被災者の避難・受入状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合は、避難受入れの要請（災害対策基本法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定による広域一時滞在に関する協議をいう。以下同じ。）を行うための計画である。

1 避難受入れ要請

- (1) 県内他市町村への避難については、当該市町村に対し受入れの要請を行う。
- (2) 他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合については、山形県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

2 避難の決定及び情報伝達

県内又は県外他市町村への避難が決定したときは、第 7 節に定めるところにより、複数の手段を用い市民に情報を伝達する。

3 避難の支援要請

県内又は県外他市町村への避難が決定した場合において、多数の要配慮者等の輸送に支援が必要と判断したときは、第 2 0 節に定めるところに準じて輸送を行う。

4 避難者への配慮

- (1) 他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供することができるよう、避難先の自治体に避難者の避難先等の情報提供を求める。
- (2) 避難先の市町村と協力のうえ、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者については、支援団体等の協力などを得ながら特に配慮する。

5 知事又は内閣総理大臣による代行

- (1) 災害対策基本法第 8 6 条の 1 0 第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、山形県知事が市長に代わって同法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定による広域一時滞在について協議及びこれに附随する措置を行う。
- (2) 災害対策基本法第 8 6 条の 1 3 第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、被災市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、内閣総理大臣が市長に代わって同法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定による広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在について協議及びこれに附随する措置を行う。

[平 2 9 改]

第9－2節 災害時避難行動要支援者避難支援

本節は、災害発生時に、災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難を支援するための計画である。

第1 名簿の提供

1 要支援者部会の設置

災害対策本部に、要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づく避難支援対策を実施するため、要支援者部会を設置する。

設置と運営に関する詳細は、全体計画に定める。

2 避難支援等関係者への名簿の提供

山形市で災害が発生又はそのおそれがあり、災害対策本部等において避難指示等を発令した場合、要支援者部会は、必要な範囲内において、第2章第6節災害時避難行動要支援者対策計画に規定した避難支援等関係者に、名簿の提供を行うものとする。

名簿の提供手順については、別に定める。

3 情報漏えいの防止

災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び山形市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては山形市情報セキュリティポリシーを遵守する。

また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が、名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、避難指示等の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。

5 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保

災害発生時における名簿の提供にあたっては、避難支援者及び避難支援等関係者に対し、要支援者の避難支援を行う際、安全確保に十分配慮するよう注意喚起を行うものとする。

第2 要支援者への避難支援対策

要支援者の避難支援対策は、別に定める要支援者の避難行動支援制度全体計画に基づき実施する。

1 要支援者部会による調整等

要支援者部会は、防災支部又は市避難所からの報告があった場合は、福祉避難所の開設の要請を行うとともに、要支援者の医療・保健に必要な措置について保健医療調整チームとの調整を行うものとする。

[令3改]

2 防災支部及び市避難所の役割

防災支部又は市避難所は、市避難所への避難が困難な要支援者又は災害の発生により自宅での生活が困難となった要支援者の存在を把握した時は、要支援者部会に報告するものとする。

3 避難支援者の役割

避難支援者は、自らが支援対象としている要支援者について、安否確認及び避難支援を行うものとする。

4 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者は、第1により提供を受けた名簿に登載されている者について、所管する地域等の要支援者の安否確認及び避難支援を行うものとする。

5 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設は、災害対策本部の要請により、別に定めるマニュアルにて行う。

市避難所での避難生活が困難な要支援者又は災害の発生により自宅での生活が困難となった要支援者については、福祉避難所への避難を勧めるものとし、要支援者部会は要支援者と福祉避難所との調整を行うものとする。

第 9 - 3 節 孤立集落対策

本節は、災害による交通手段の途絶等により市内山間部集落が孤立した場合、その応急対策を実施するための計画である。

第 1 孤立実態の把握

孤立の有無と被害状況の確認手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 孤立対策用 M C A (マルチチャネルアクセス)
- (3) 衛星電話
- (4) 自主防災組織連絡協議会連絡網
- (5) ヘリコプター等による上空からの情報収集
- (6) アマチュア無線

第 2 初期の対応

集落の孤立を確認した場合、集落内外で情報収集、伝達に努め、応急対策を講じるものとする。

1 自助・共助による対応

家庭内備蓄により対応するほか、集落全体での共助により対応するものとする。

2 公助による対応

- (1) 無線を携帯した市職員の現地派遣
- (2) マスコミを活用した情報伝達
- (3) ヘリコプター等を活用した応急対策
- (4) 使用可能な農道、林道の迂回路を活用した応急対策
- (5) 公的備蓄の配備による食糧調達

第 3 救助・救出対策

- 1 ヘリコプターを保有する関係機関や協定都市等への支援要請
- 2 市域および集落内における臨時ヘリポートの確保
- 3 受入れ可能な医療機関の確保
- 4 負傷者多数の場合、医師等の現地派遣

第 4 生活必需物資の搬送

- 1 ヘリコプター等による空輸
- 2 迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送

第10節 応急給水

本節は、災害時において、断水等になった時に、応急給水を実施するための計画である。

第1 給水の基準

応急給水を実施する場合の給水の基準は以下のとおりとする。

1 対象者

災害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、提供するものとする。

2 給水量

給水量は、原則として最低限必要とされる1人1日当り最小限3ℓの飲料水とする。

第2 応急給水計画

(1) 本部長は、災害が発生し、市民に応急給水を実施する必要があると認めた場合、給水部長に指示し、給水を実施するものとする。

(2) 給水部長は、応急給水活動実施のため、給水車・給水資器材等の派遣について、必要な措置を講ずるものとする。

第3 給水の方法

断水等により応急給水が必要な区域については、給水車等による給水を行うものとする。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、次により応急給水を行うものとする。

(1) 市内全域において、事前に定められた給水所（以下、「拠点給水所」という。）を自動的に開設し、給水を行うものとする。

なお、避難所に開設する拠点給水所については、各避難所運営委員会と連携し給水を行う。

(2) 拠点給水所開設後、断水の状況に応じて給水車等による給水を行うものとする。

第4 応援要請

市の資器材等のみでの給水活動が困難と判断した場合は、応援協定に基づき、他都市等への協力を求めるとともに、必要な場合は、県を通じて自衛隊に応援を要請するものとする。

第5 地下水による生活用水の給水

山形地域地下水利用対策協議会加入業者のうち提供可能な事業所は、災害時において、市民の求めに応じ、市民自ら持参した容器等に地下水を無償で提供するものとする。なお、この給水所について、平常時から周知を図るものとする。

第 1 1 節 食料の供給

本節は、被災者への食料の供給及び炊き出し等を速やかに実施するための計画である。

第 1 配布の基準

1 食料供給の順位

食料の供給は、次の順位により行う。

第 1 位 公的備蓄である高齢者等用食料（高齢者、障がい者及び乳幼児に限る。）

第 2 位 各種団体、事業者、他市町村等から調達する流通備蓄及び支援物資である食料

第 3 位 精米による米飯炊き出し

2 配布の対象者

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 全半焼、全半壊、流失、床上浸水、床下浸水の住宅被害を受けて炊事ができない者
- (3) 被災地の災害応急対策に従事する者
- (4) その他、市内の一時滞在者等で、市長が特に必要と認めた者

3 配布の基準

品 目	量
米 飯 (炊き出し)	1食・小学生未満1人 100g
	1食・小学生以上1人 200g
パン、乾めん類	適 量
粉ミルク	1日・2才以下1人 200g
副 食 (缶 詰) (肉、魚、野 菜)	1食・小学生未満1人 半缶程度
	1食・小学生以上1人 1缶程度
調 味 料	適 量

第 2 調達の方法

1 米穀類

市は、平常から、市内の農業協同組合、山形県米穀商業協同組合及び小売業者と連絡を緊密にし、必要が生じた場合、速やかに調達する。市内の業者からの調達量で不足する場合は、県等に要請して米穀を確保するものとする。

2 その他の食料品

パン類、乾めん類、副食品、粉ミルクについては、市が取り扱い業者のリストを作成整備しておき、災害時には、災害対策本部が決定する配分計画に基づき速やかに購入する。

また、流通備蓄である食料については、財政部契約課その他の災害時応援協定を所管する関係部課等が、当該配分計画に基づき協定の相手方に対し要請するものとする。

3 調達時の留意事項

食料については、市避難所の設置状況や要配慮者を考慮した品目の確保、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品等を可能な限り調達する。

[平 2 8 改]

第3 不足する食料の受け入れ

不足する食料について、ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送なった食料については「第4 配布の方法 1 食料品の集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。

第4 配布の方法

1 食料品の集積場所及び配布場所

食料品は、山形国際交流プラザに集積し、市避難所を通して配布する。

2 配布の手続き

市避難所は、災害対策本部が決定する配分計画に基づき、町内会等の協力を得て病弱者、子供、高齢者を優先して公平かつ円滑に配布するものとする。

第5 炊き出しの実施

炊き出しは、市学校給食センターで実施する。同センターで需要に応じきれないときは、自衛隊等の防災機関及び民間団体の協力を得て実施するものとする。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分にも留意する。

第6 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第 1 2 節 生活必需品の供給

本節は、生活必需品を調達し、被災者への速やかな供給を実施するための計画である。

第 1 生活必需品供給の基準

1 生活必需品供給の対象者

災害により、住家が全半焼、全半壊、流失、床上浸水した者で、生活必需品をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 生活必需品供給の品目

避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考とする。

区分	品目例（特に重要な品目）
衣料品	外衣、肌着、下着等
寝具類	毛布、ダンボール等
食器類	茶碗、汁椀、皿、箸、ほ乳瓶（洗浄器を含む。）等
炊事用品	鍋、釜、包丁、バケツ等
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	タオル、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、生理用品、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、ポリ袋、ポリバケツ、弾性ストッキング等
光熱用品	電池、ローソク、マッチ、懐中電灯、燃料等

第 2 調達の方法

市は、平常から各業者と連絡を緊密にし、災害時には災害対策本部が決定する配分計画に基づき、速やかに購入調達する。配備計画の作成にあたっては、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズや不足している物資を把握することや、必要とされている物資の調達に留意する。

なお、市内の業者からの調達量で不足する場合は、日本赤十字社山形県支部に救援物資を要請するとともに、県に調達を依頼するものとする。

第 3 不足する生活必需品の受け入れ

不足する生活必需品について、ホームページ等を活用して情報を発信するとともに、県及び関係市町村等へ救援を依頼する。配送なった物資については「第 4 配布の方法 1 集積場所及び配布場所」に集積することとし、災害対策本部を設置した施設への搬入は行わないものとする。

[平 2 9 改]

第4 配布の方法

1 生活必需品の集積場所及び配布場所

生活必需品は、山形国際交流プラザに集積し、市避難所を通じて配布する。

2 配布の手続き

市避難所は、市民生活部市民班が作成した配分計画に基づき、町内会等の協力を得て公平かつ円滑に配布するものとする。

第5 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要すことや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と推定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第13節 救出・救助

本節は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、保護するための計画である。

第1 救出の対象者

災害が直接の原因となって、早急に救出しなければ、生命・身体が危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、救出を実施するものとする。

- 1 火災時に煙火中に取り残された者
- 2 倒壊家屋の下敷きになった者
- 3 土砂災害等により生き埋めになった者
- 4 流失家屋及び孤立したところに取り残された者及び河川等へ転落した者
- 5 大規模な爆発事故、交通事故等のため救出を必要とする者

第2 消防部隊の編成

災害のため救出を必要とする者が生じた場合において、消防長は、消防職員をもって災害の規模に応じ、消防部隊を直ちに編成するものとする。

第3 救出の方法

- 1 救出に際しては、消防本部の消防部隊を中心として、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施するものとする。
- 2 災害現場の状況に応じては、必要により早期に機械力を投入して迅速に救出活動を行うものとする。
- 3 災害による被害が甚大な場合、あるいは火災が同時に多発した場合等において、本市の救出体制のみでは救出活動が困難なときは、本部長は、知事、隣接市町長又は自衛隊に応援を要請するものとする。
- 4 救出した負傷者は、応急手当を施し、直ちに救急車、緊急車両及び船艇等を活用して、その症状に応じた医療機関へ搬送するものとする。

[令5改]

第 1 4 節 医療・助産

本節は、災害により傷病者が多数発生した場合又は医療・助産機関の機能が混乱し、市民が医療又は助産の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施するための計画である。

第 1 保健医療調整チーム

災害が発生した場合、山形市災害対策本部と関係機関が連携を図りながら、次に掲げる事項の総合調整を行うため、必要に応じて山形市災害対策本部の下に山形市保健医療調整チーム（以下「保健医療調整チーム」という。）を設置する。

- (1) 保健医療活動に係る情報の収集と伝達
- (2) 保健医療活動に係る情報の整理と分析
- (3) 保健医療活動を行う班の派遣調整等

保健医療調整チームの設置と運営については、別に定める「山形市保健医療調整チームの設置運営マニュアル」のとおりとする。

第 2 医療救護班の編成等

1 医療救護班の編成

災害が発生した場合、保健医療調整チームに連絡調整員を派遣する関係機関と連携し必要に応じて医療救護班を編成し、被災現場、市避難所救護所及び自宅等にいる傷病者へ医療救護活動を行う。なお、編成された医療救護班は、保健医療調整チームの指揮下に入るものとする。

(1) 市の機関

市立病院済生館は、同病院の医師等により医療救護班を編成するものとし、1班あたりの編成は原則として次のとおりとする。

医師	看護師	薬剤師	事務職員	計
1人	2人	1人	1人	5人

(2) 関係機関

山形市医師会（以下「市医師会」という。）等の関係機関で医療救護班を編成する場合、可能な限り市の機関と同様の編成となるよう当該機関に人員の派遣を要請する。また、状況に応じて歯科医師及び歯科衛生士等を加えるものとする。

2 医療救護班の派遣要請

- (1) 市内に甚大な被害が発生し、上記 1 の医療救護班で対応できない場合、山形県へ医療救護班の派遣を要請し、山形県災害医療コーディネーターと連携し医療救護活動を行う。
- (2) 派遣された医療救護班は、保健医療調整チームの指揮下に入るものとする。

第3 医療・助産の方法

1 救護所の設置

- (1) 救護所は、災害の規模及び患者の発生状況により、市避難所に開設し、医療救護活動を行う。
- (2) 被災者の医療相談や医療機関の紹介を行うため、救護所に医療相談所を開設する。

2 医療救護班の医療救護活動

医療救護班の医療救護活動は、被災現場、市避難所救護所及び自宅等にいる傷病者への医療救護及び助産救護に係る活動とする。

(1) 医師の医療救護

- ア 傷病者のトリアージ
- イ トリアージ区分ごとの医療処置
- ウ 後方医療機関への転送要否と搬送順位の決定
- エ その他、上記に伴い必要な活動

(2) 歯科医師の医療救護

- ア 歯科医療を必要とする患者に対する応急措置
- イ 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 医療記録等による身元確認への協力
- エ その他上記に伴う必要な活動

(3) 助産救護

助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため助産の途を失った者を対象として実施する。

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 衛生材料の支給、調達
- エ その他、上記に伴い必要な活動

(4) 上記の救護等に必要な薬剤の確保

- ア 支援物資として届けられた薬剤の適正な管理
- イ 救護等において必要な薬剤の種類や数量の選定
- ウ 山形市災害対策本部が行う薬剤調達の支援

3 市医師会への協力要請

災害が発生した場合、市は、山形市医師会を通じて市内の病院・医院に対し、時間外診療等について協力を要請する。

4 傷病者等の搬送

患者の搬送は、消防本部が行う。ただし、消防本部所有の救急車両が不足する場合は、隣接市町の消防機関の救急車両、市災害対策本部で確保する車両により搬送する。これで不足する場合は、山形県、DMAT、自衛隊など関係機関に要請（自衛隊は山形県を通じて要請）し、関係機関で確保する車両により搬送する。

道路網の寸断等により、傷病者の搬送が速やかに実施されないときは、山形県、山形県警察本部及び自衛隊にヘリコプターを要請（自衛隊は山形県を通じて要請）する。これで不足する場合は、山形県を通じて各都道府県等のヘリコプター保有各種団体に要請（山形県を通じて）する。

第4 医薬品、衛生材料等の確保

1 医薬品、衛生材料等の調達

医薬品、衛生材料等の調達は、市担当部課が調達する。

なお、調達が不可能及び不足する場合は、山形県に調達を依頼するほか、近隣自治体、災害援助協定都市等に依頼し、調達する。

第15節 保健・防疫

本節は、保健・防疫活動を実施し、被災地域における感染症等疾病の発生を防ぐための計画である。

第1 保健活動

災害発生現場及びその周辺地区住民並びに避難所の被災者に対して、保健師等を派遣し、保健指導を行うものとする。

保健師の保健活動に関する具体的内容は別に定める「山形市災害時保健活動マニュアル」のとおりとする。

1 巡回健康相談

避難所や被災家庭・被災地域の市民の健康状態を把握し、心身の健康の確保を行うため、保健師等を派遣して巡回健康相談を行うものとする。

(1) 巡回健康相談班の編成

保健師1名と事務職員1名を、最小の編成とする。

災害状況また人員体制の状況に応じて、医師、看護師、栄養士等を加えた班編成とする。

(2) 健康相談の実施

実施にあたっては、高齢者、障がい者、在宅療養者、妊婦、乳幼児等の避難行動要支援者の心身両面の健康状態と生活状況の把握に特段の配慮を行う。

(3) 保健指導及び栄養指導

巡回健康相談の際は、健康被害を予防する観点により、適時、保健指導また栄養指導等を実施する。

2 保健・医療・福祉等サービス提供の調整

巡回健康相談の結果等により、医療、施設入所、福祉等サービス及びメンタルケア等が提供されるよう、関係者また関係機関等の調整を行う。

3 その他必要な事項

被害が甚大で、市の実施する保健活動では人員、器材等に不足を生じる場合は、隣接市町、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 防疫活動

災害の状況により防疫対策の必要が生じたときは、市は、速やかに現地に職員を派遣し情報収集にあたるとともに、防疫活動を実施するものとする。

なお、防疫活動の実施にあたっては、県・村山保健所及び市医師会と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

1 防疫活動

次の防疫活動を行うものとする。

(1) 感染症法に基づく消毒措置

患者の発生などにより、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒を行う。

[令元改]

- (2) 感染症法に基づくそ族・昆虫等の駆除
- (3) 予防接種法に基づく臨時予防接種の実施
- (4) その他感染症法等の規定に基づいた必要な措置

2 防疫指導・広報活動

市民及び施設に対して衛生の保持に関する指導を行い、報道機関協力やチラシ配布等により広報を行う。

3 消毒活動

市担当部課は、災害発生後速やかに市内の消毒を要する地域を把握し、浸水家屋に対しては消毒薬剤を各戸に配布し、防疫上緊急を要する場合は、浸水家屋各戸に直接薬剤の散布を行うものとする。

(1) 消毒班の編成

消毒班は、1班は2名以上で構成する。。

(2) 消毒薬剤の配布基準

被災地域に配布する消毒薬剤の基準は、おおむね次のとおりとする。

対 象	薬 剤 の 種 類	配 布 薬 剤 量
浸 水 家 屋	逆 性 石 け ん 液	浸水戸数×500mg

第16節 遺体の搜索、安置、埋葬

本節は、災害により死亡していると推定される者の搜索及び遺体処理等を実施するための計画である。

第1 遺体の搜索

1 対象

搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 相談所の開設

市の災害対策本部又は現地本部に相談所を開設し、写真展示等の方法により身元確認に努め、遺族及び関係者の便宜を図るものとする。

3 搜索の方法

遺体の搜索は、災害の規模、被災地域その他の状況を勘案し、本部長が山形警察署長と連絡をとりながら行うが、状況によっては、自衛隊及び建設業者等の協力を得て行うものとする。

4 作業班の編成

遺体搜索及び安置処理等の作業班の編成基準は、次のとおりとする。

編 成	構 成
1 班 5 名	消防部員、消防団員、警察官

第2 遺体の安置

1 遺体収容所への搬送

発見された遺体は、警察官の検視（検分）を受けた後、山形警察署の協力を得て遺体安置所へ搬送するものとする。

2 遺体安置所の開設

遺体安置所は、被災地の最寄の寺院又は体育館等公共施設に開設するものとする。

第3 遺体の処理

1 遺体の清浄、縫合及び消毒

安置された遺体は、識別等を行うための処置として、必要に応じて清浄、縫合及び消毒等を行うものとする。

2 遺体の一時安置

身元確認のため相当の時間を必要とする場合、又は多数の遺体を短時日の間に埋火葬できない場合においては、遺体を所定の場所に集めて一時安置するものとする。

[平28改]

3 検 案

現地又は遺体安置所において、必要に応じ、死因その他について医学的検査を実施するものとする。

4 遺体の引き渡し

検視及び検案を終えた遺体のうち、身元が明らかで遺族等の引取り人がある場合は遺体を引渡すものとする。

5 身元不明遺体の取り扱い

安置された遺体のうち、身元不明の遺体については、警察に調査を依頼し、遺留品とともに一定期間保管する。

第4 遺体の埋火葬

1 対 象

埋火葬は、災害により死亡した者について、その遺族の要請に基づき、埋火葬の許可証を受付したうえで行うものとする。

2 埋火葬の実施

埋火葬は、原則として山形市斎場で行うが、本市の斎場のみでは処理できない場合又は本市の斎場が被害を受け使用不能の場合は、県知事に対して近隣の斎場使用を要請するものとする。

第5 遺体の処理、安置、埋、火葬の事務処理

災害時において、遺体の処理、安置、埋、火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ① 実施責任者
- ② 遺体発見場所、日時
- ③ 死亡（推定）日時
- ④ 死亡者及び遺族の住所
- ⑤ 所持品
- ⑥ 洗浄時の処理状況
- ⑦ 一時安置場所及び収容日時
- ⑧ 安置等に要した費用
- ⑨ 埋葬品等の支給状況
- ⑩ 埋、火葬の日時
- ⑪ 埋、火葬を行った者の住所、氏名と死亡者の関係
- ⑫ 埋、火葬許可証の写

第 17 節 住宅等の対策

本節は、応急仮設住宅等の供給、住宅の応急修理及び被災建築物等の応急対策を実施するための計画である。

第 1 応急仮設住宅

1 応急仮設住宅の建設

- (1) 災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において建設供給する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、応急仮設住宅の建設に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合は、市担当部課が行う。
- (2) 災害救助法が適用されない場合で、応急仮設住宅が必要と判断した場合は、市担当部課が建設供給する。

2 入居者の選定

次の要件の全部に該当する者について、市担当部課が調査のうえ、入居者を選定するものとするが、要配慮者のうち市が必要と認める者については、優先的に取り扱うものとする。

- (1) 災害により住宅が全壊、全焼、流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自ら住宅を確保する資力がない者

3 応急仮設住宅の管理

災害救助法の規定による県知事の通知により、応急仮設住宅の管理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、及び、第 1 項第 2 号の規定に基づき建設供給した場合は、市担当部課が行う。

4 建設の場所

市担当部課は、住宅建設用地として公用地等を確保するものとする。

5 供与する期間

応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から 2 年とする。

第 2 市営住宅への入居

災害により住宅が滅失した者で、「公営住宅法」の規定により市営住宅へ入居できる者は、公募によることなく入居させることができる。

この場合、要配慮者のうち市が必要と認める者については、優先的に取り扱うものとする。

第 3 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき県において実施する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、被災住宅の応急修理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、並びに、災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合は以下の内容で実施する。

[平 27 改]

1 対 象

災害により住宅が半焼、半壊した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対して実施するものとする。

2 修理の基準

日常生活に必要な居室、台所、便所等について、最小限度の修理を実施する。

3 修理の方法

市担当部課の対象者調査に基づき、市担当部課が設計のうえ建設業者へ請け負わせて、災害発生の日から1カ月以内に修理するものとする。

第4 被災住宅、建築物に対する調査・指導

1 被災住宅、建築物の応急危険度判定

市担当部課は、建築物の被災状況を把握し必要に応じて別に定める「山形市応急危険度判定実施要領」に基づき、応急危険度判定を行うものとする。

応急危険度判定を要しない被災状況にあつては、二次災害を防止するために、以下の予防対策を必要に応じ実施するものとする。

- (1) がけ崩れ等による宅地等への二次災害防止のため、現地調査の上立ち入りを禁止する等の必要な措置を講ずるように指導する。
- (2) 損壊し二次災害のおそれのあるブロック塀等を調査し、補強、撤去等の措置を講ずるよう指導する。
- (3) 建築付属物で落下のおそれのあるものを調査の上、必要に応じ補強、撤去等の措置を講ずるよう指導する。

2 被災住宅、建築物の使用制限等

前項の判定結果に基づき、必要に応じ再度調査をし、災害対策本部長の了解のもと、災害対策基本法等に基づく措置（立入禁止、使用禁止）を行うことがある。

3 被災住宅、建築物の修理等の指導

市担当部課は、前2項の調査、措置に基づき、修理、補強方法等の相談所を設け指導を行うものとする。

第18節 文教対策

本節は、災害時における学校の応急措置、応急教育及び学用品の支給等を実施するための計画である。

第1 災害時の応急対策

1 学校の動員体制

(1) 在校時

学校長は、災害の規模、被害の程度を判断のうえ、学校災害対策本部を設置して万全の体制を整えるものとする。

(2) 在校時外

学校長は、災害の規模により直ちに登校し、非常配備連絡網により教職員を非常召集して、学校災害対策本部を設置するものとする。

2 児童生徒の安全確保

学校長は、災害の状況により緊急避難の指示を行い、児童生徒の安全確保を図る。

児童生徒が負傷した場合は、医療機関へ搬送するとともに、保護者に連絡する。

多数の負傷者が生じたときは、医療救護班の派遣を依頼して救護活動を行うものとする。

また、あらかじめ風水害等の災害が予測される時は、市教育委員会と協議のうえ、臨時休校の措置をとるものとする。

3 被害の調査報告

学校長は、児童生徒及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査して、直ちに市教育委員会に報告するものとする。

4 施設の応急措置

学校長は、施設の破損箇所、危険箇所について立入り禁止の措置を講じ、市教育委員会は、速やかに応急修理を行うものとする。

5 通学路の安全確保

学校長は、保護者の協力を得て通学路の障害物、危険物を調査し、除去等を行い、安全確保を図るものとする。

6 市避難所の開設及び運営への協力

学校長は、その管理する学校に市避難所が開設される場合は、その開設及び運営に可能な範囲で協力するものとする。ただし、児童、生徒若しくは学生の安全確保若しくは安否確認又は学校の再開に関する業務を優先するものとする。

第2 応急教育

1 教職員の確保

授業の再開にあたって教職員が不足する場合、教育長は、市内の学校間を調整して教職員を確保する。教育長による教職員の確保が困難なときは、県教育委員会へ教職員の派遣を要

[平24改]

請するものとする。

2 授業の再開

学校長は、施設の復旧、教職員の確保、登校可能の児童生徒の状況を勘案して早急に授業を再開する。状況によっては、公民館や他校校舎の借用、又は臨時学級編成により授業を行うものとする。

3 学校給食

災害時における学校給食は、次の場合を除いて実施する。

- (1) 全市域に被害が発生して多数のり災者が生じたとき。
- (2) 学校への交通路が遮断されたとき。
- (3) 給食物資の調達が困難なとき。
- (4) 感染症が発生してまん延するおそれがあるとき。

第3 学用品の支給

1 対象

災害により住家に被害を受けて、学用品を紛失又はき損し、就学に支障を生じた小・中学生に、速やかに支給する。

2 品目

- (1) 授業を受けるのに最低限必要な教科用図書
- (2) 学用品及び通学用品

3 支給の方法

学校長は、必要とする学用品を市教育委員会へ報告し、市教育委員会より送付を受けて小・中学生に支給する。

第4 文化財の保護

1 具体的対策

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財対策

防災設備のあるものについては、設備施設により、また、他のものについては、所有者、管理責任者の定める自衛防災組織により、対策を講じる。

(2) 搬出可能な文化財対策

各指定文化財ごとに、その性質、保全の知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により定められた避難場所に搬出する。

2 措置方法

文化財の保護について、次の措置を実施する。

- (1) 所有者又は管理者は、直ちに消防機関に通報するとともに、市担当部署に被災状況を報告する。
- (2) 市担当部署は、前項による被災状況の報告を受けた時は、直ちに文化財の被害拡大を防止するための必要な応急措置をとるよう指示する。

[令3改]

第 19 節 労務の供給

本節は、災害応急対策に必要な労務者、技術者の確保及び供給並びにボランティアの受入れを実施するための計画である。

第 1 労務者の確保

1 確保の方法

市は、山形公共職業安定所を通じて労務者の雇用を図るものとする。急を要する場合は、建設業者等の協力を得て労務者を確保するものとする。

2 労務者の要請

各部課等が労務者を必要とするときは、次の事項を明記した文書により、担当部課等に要請するものとする。

- (1) 作業の内容
- (2) 所要人員
- (3) 雇用予定期間
- (4) 作業に従事する場所
- (5) 集合場所
- (6) その他必要事項

3 費用

労務者に支給する賃金は、本市における公共事業の労務単価に準じた額とする。

第 2 技術者の従事命令等

1 従事命令の実施

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、市長は、知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

また、知事が技術者等の従事命令を市長に委任した場合は、次の技術者について、公用令書を用いて救助に関する業務に従事させるものとする。従事者の実費弁償及び障害の補償等は、「山形県地域防災計画」の定めるところによる。

- (1) 医師・歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師・助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工・左官・とび職
- (5) 土木業者・建築業者及びその従業者
- (6) 自動車運送業者及びその従業者

2 協力命令の実施

市長は、知事による委任を受けた場合は、救助を要する者及びその近隣の住民に対して協

[平 2 4 改]

力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続きは、従事命令に同じである。

3 命令の種類と執行者

(1) 法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

業 務	命令区分	根拠法令	執 行 者
災 害 応 急 対 策 業 務	従 事 命 令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市 長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警 察 官 海上保安官
		警察官職務執行法第 4 条	警 察 官
		自衛隊法第 94 条第 1 項	自衛官(災害派遣の際、その場に警察官がない場合のみ)
災 害 救 助 業 務	従 事 命 令	災害救助法第 24 条	知 事
	協 力 命 令	災害救助法第 25 条	
災 害 応 急 対 策 業 務	従 事 命 令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事
	協 力 命 令		市長 (委任を受けた場合)
消 防 業 務	従 事 命 令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水 防 業 務	従 事 命 令	水防法第 24 条	水防管理者 消 防 長

- (2) 災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって同法第 65 条第 1 項の規定による従事命令を行う。
- (3) 災害対策基本法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって同法第 65 条第 1 項の規定による従事命令を行う。

第 3 ボランティア

1 ボランティアの募集と関係機関への依頼

大規模な災害により、大量かつ広範な支援活動のためのボランティアが必要とされる場合においては、市ホームページ等によりボランティアを募集するとともに、次の団体に対し協力を要請する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 日本赤十字社
- (3) NPO 法人
- (4) その他のボランティア機関・団体

2 災害時ボランティアセンター

災害対策本部は、全国各地から集まるボランティアを適切に受け入れるための窓口として、

[平 2 6 改]

山形市社会福祉協議会に対し災害時ボランティアセンターの設置を要請し、運営に必要とされる各種支援を行う。この場合において、災害時ボランティアセンターは、山形市総合福祉センターに設置するものとする。

なお、災害対策本部は、災害時ボランティアセンターの自立的な運営を尊重しつつ、綿密な連携を行う。

3 関係団体との連携

大規模な災害の発生に備え、災害時ボランティアセンターの運営ノウハウを持つ全国的な支援団体と平常時より情報交換を行うものとする。また山形県災害支援ボランティアネットワークと連携を深め、災害ボランティアコーディネーター養成をはじめとするボランティア受入れ体制整備を支援するものとする。

災害発生時は、支援団体等に対して速やかに災害ボランティアコーディネーターの派遣等を要請するものとする。

第20節 応急輸送

本節は、応急対策用人員や物資の輸送、傷病者の移送を迅速に実施するための計画である。

第1 輸送車両の調達

市担当部課等は、市有車両で不足する場合、次により車両を借上げるものとする。

- 1 公共機関の所有する車両
- 2 ハイヤー、タクシー（「県を通じて山形県ハイヤー協会」より借上げる。）
- 3 トラック（ア．協定により「山形トラック運送事業協同組合」より借上げる。）
（イ．県を通じて「山形県トラック協会」より借上げる。）
- 4 バス（協定により「山形県バス協会」より借上げる。）
- 5 軽貨物（協定により「赤帽山形県軽自動車運送協同組合」より借上げる。）

第2 輸送の対象

緊急車両による輸送の対象は、次のとおりとする。

- 1 被災者、負傷者の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送
- 3 被災者の救助及び救出のための輸送
- 4 飲料水及び食糧の供給のための輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 復旧用資器材及び人員の輸送
- 7 遺体の捜索及び処理のための輸送

第3 輸送の方法

1 車両による輸送

市担当部課等は、各部の配車の要求を取りまとめ、市有車両及び借上げ車両を手配して配車するものとする。通行規制時における緊急車両の通行は、本章第29節 [交通対策] に定めるところによる。

2 人力による輸送

交通路が遮断された場合は、市担当部課等が要員を手配して、人力による輸送を行うものとする。

3 ヘリコプターによる輸送

地上の交通路からの輸送が不可能で、市外から緊急な輸送を必要とする場合は、県、県警察本部、自衛隊、その他ヘリコプターを所有する団体に、ヘリコプターの輸送を要請するものとする。

なお、臨時ヘリポートについては、別記・資料編のとおりである。

[令5改]

第4 緊急輸送ルートの選定

被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線については、山形県道路防災・情報連絡協議会で作成した「緊急輸送道路ネットワーク計画」を基本に、山形警察署及び各関係機関と協議を行い、運行時間が短く安全なルートを選定するものとする。

なお、選定されたルートについては、速やかに、道路啓開（第3章第2.2節障害物の除去、第3章第2.6節道路・橋りょう対策：参照）、交通規制等（第3章第2.9節交通対策：参照）を実施し、緊急輸送ルートの確保を行う。

第 2 1 節 清 掃

本節は、災害時のごみ、し尿の収集及び処理を迅速に実施するための計画である。

第 1 ごみの収集及び処理

災害時のごみは、一般市民及び避難所における生活活動から生じる「生活ごみ」と建築物が被災することにより生じる片づけごみや残材（「以下「災害廃棄物」という。」に大別できるが、各ごみの対応は、次のとおりとする。

なお、詳細は「山形市災害廃棄物処理計画」によるものとする。

1 生活ごみの収集・処理計画

(1) 収集計画

平時における収集体制の維持に努め、通常の分別区分により、集積所（避難所ごみについては各避難所）より収集する。

(2) 処理計画

収集した生活ごみについては、山形広域環境事務組合の協力を得て処理するが、エネルギー回収施設等が被災した場合又は処理能力以上のごみは、緊急時における廃棄物処理相互援助協定等に基づき他自治体又は民間の処理業者に協力を要請し処分するものとする。

2 災害廃棄物の処理計画

(1) 収集計画

災害廃棄物の分別区分により、住民排出場（災害廃棄物を被災地内において仮に集積する場所）より巡回収集する。

収集体制については平時における収集委託業者に加え、民間業者団体等に協力を要請し体制を整えるものとする。

(2) 処理計画

収集した災害廃棄物については、山形広域環境事務組合又は市内の民間処理業者に協力を要請し処分するものとするが、処理能力が不足する場合等は県内外の自治体又は民間処理業者に協力を要請し処分する。

なお、収集した災害廃棄物を効率的に処理するため、必要に応じ仮置場を設置し、粗選別、一時保管等を行う。

3 市民への周知

円滑な災害廃棄物処理を進めるため、平時から、災害時のごみの分別方法や排出場所、災害に便乗した不法投棄の禁止等について広報・啓発を行う。

災害時においては、マスコミ、インターネット、広報車、避難所の掲示板等を活用して周知する。

4 応援要請

災害対策本部長は、災害時のごみの収集・処分について必要がある場合には、県、関係市町村、民間業者団体等に対し、応援を要請する。

[令 3 改]

第2 し尿の収集及び処理

1 収集処理計画の作成

被災地域やし尿処理施設の状況を調査し、すみやかに収集・処理計画を策定するとともに、計画に基づいた収集・処理体制の確保を図る。

計画を策定するに当たっては、可能な限り、平時における収集・処理体制の維持に努める。

2 仮設トイレの設置

山形市災害廃棄物処理計画に基づき市避難所に、仮設トイレを設置する。

3 応援要請

災害の規模その他の状況により、平時における収集・処理体制の維持が困難となった場合には、災害時の協定等に基づき県及び関係市町村等に対し、応援を要請する。

第3 処理施設の応急復旧対策

廃棄物処理施設が被災した場合は、可能な限り廃棄物の受入を継続しながら、次により、速やかな復旧を図る。

(1) 運転管理委託業者と連携して、速やかに不具合箇所・原因の特定を行い、保有資機材により応急復旧に当たる。

(2) 運転管理委託業者による復旧が困難な場合は、工事業者、資機材調達業者、メーカー等に対し、優先して対応に当たるよう要請する。

(3) 平時より、復旧に必要な資機材、設備の運転に必要な燃料等の調達ルートの確立に努める。

第 2 2 節 障害物の除去

本節は、道路、河川及び住宅の障害物を速やかに除去するための計画である。

第 1 道路・河川の障害物除去の優先場所

災害応急対策を速やかに実施する上から、被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線（緊急輸送ルート）については、道路・河川の障害物除去を、優先的に実施するものとする。

なお、具体的優先場所については、山形警察署及び各関係機関と協議を行い、選定するものとする。

第 2 道路・河川障害物の除去

1 市管理の道路、河川の障害物

市管理の道路、河川については、市が除去を実施するが、障害物の状況に応じて、建設業者等の協力を得て迅速に除去するものとする。

2 国、県管理の道路、河川の障害物

国、県管理の道路、河川の障害物については、それぞれの管理区分により速やかに除去することとなるが、早急に除去が必要な道路、河川については、市は国及び県に対し速やかな除去の実施を要請するものとする。

3 私道

私道における障害物の除去は、市民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で市民より要請があったときは、市において業者をあっせんするものとする。

第 3 住宅障害物の除去

1 対象となる世帯

住宅の障害物除去の対象となるのは、次に掲げる要件全部に該当する世帯である。

- (1) 災害のため住家が半壊又は床上浸水し、土木、竹木等が流入したもの。
- (2) 流入した場所が居間、台所等で日常生活が営めない状態にあるもの。
- (3) 自ら障害物を除去する資力を有しないもの。

2 除去の方法

市は、対象となる世帯を調査し、土木業者等に依頼して最小限度の範囲で、災害発生の日から 10 日以内に除去を実施するものとする。

第 2 3 節 消 防

本節は、市の消防機関を主体として、消防及び防災活動の万全を期すための計画である。

第 1 消防組織

火災その他の災害が発生した場合、市が別に策定する山形市消防計画に定める消防組織及び部隊編成により、総力をあげて対処するものとする。

第 2 火災警報の発令、伝達

1 火災警報発令

気象状況が火災にとって警戒を要する状況で、山形市消防計画に定める発令基準に達し、かつ市長が火災の予防上危険な状態であると認めるときは、火災警報を発令して警戒にあたるものとする。

2 火災警報の伝達

火災警報を発令したときは、山形市消防計画に定めるところにより市民へ周知を図る。また、県及び関係機関に直ちに通報するものとする。

第 3 情報計画

火災、その他の災害発生状況を迅速、的確に把握し、適切な措置を講ずるため、山形市消防計画に定めるところにより、災害情報を収集し、伝達するものとする。

また、関係機関に対する報告及び連絡並びに広報については、山形市消防計画に定めるところにより実施する。

第 4 火災警防計画

1 招集、出動、警戒等

火災を警戒し、鎮圧するため、山形市消防計画に定めるところにより、消防職員及び消防団員の招集、出動並びに警戒を行うものとする。

2 火災防御計画

山形市消防計画に基づいて調査した結果により、火災防御計画を樹立する必要があると指定した特殊建築物、その他警防上重要な施設等について、個々の計画を定める。それぞれの火災防御計画の樹立にあたっては、綿密に検討し作成するものとする。

(1) 火災防御

火災防御は、覚知から現場引揚げに至るまでであり、防御活動にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 人命検索、人命救助活動を優先する。

イ 周囲建物への延焼防止に主眼を置く。

ウ 再燃火災防止には、点検・消火を含み細心の注意を払う。

[平 2 5 改]

(2) 警防計画の樹立

警防計画を樹立するのは、次のとおりである。

- ア 火災危険区域警防計画
- イ 特殊建築物警防計画
- ウ 大量危険物貯蔵取扱所警防計画
- エ 大量可燃性ガス製造所等警防計画
- オ 毒物劇物貯蔵取扱所警防計画
- カ 火薬類貯蔵庫等警防計画
- キ 放射性物質貯蔵取扱所警防計画
- ク 笹谷トンネル内火災等警防計画
- ケ 林野火災警防計画
- コ 車両火災警防計画
- サ 異常気象時火災警防計画
- シ 広域断水時火災警防計画
- ス 震災時警防計画
- セ 飛火警戒計画

第5 救助・救急計画

1 救助計画

火災及びその他の災害においては、人命救助を優先して行い、生命身体の危険要因を排除するとともに、的確な状況判断と、迅速かつ確実な救出、救助活動を実施するよう万全を期するものとする。

2 救急計画

事故、火災及びその他の災害により発生した傷病者は、山形市消防救急業務規程により、迅速に救急医療機関へ搬送するものとする。

第6 相互応援協力体制

火災、その他の災害時の予防鎮圧に万全を期すために、各関係機関と協定等を結び相互応援協力体制を確立する。締結現況は、山形市消防計画による。

第 2 4 節 水 防

本節は、市内各河川の洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するための計画である。

なお、水防に関する応急対策等については、水防法に基づき別に策定する山形市水防計画の定めるところにより実施する。なお、同計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水防組織に関する事項
- (2) 非常時の配備、動員等に関する事項
- (3) 水防に関する気象警報、洪水予報及び水防警報の発表基準及び通信連絡に関する事項
- (4) 水防活動に関する事項
- (5) 避難に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

第 2 5 節 火山災害対策

本節は、噴火警報が発表され、蔵王山が噴火するおそれがある場合に実施すべき応急対策を定め、市民、登山者及び観光客等の安全を確保するための計画である。

なお、この計画は、平成 2 8 年 2 月 8 日に蔵王山火山防災協議会において策定した「蔵王山火山防災対策」その他当該協議会における決定事項に基づくものである。

第 1 噴火警報「噴火警戒レベル 2（火口周辺規制）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合、若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲	大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね 1. 2 キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね 1. 2 キロメートル以内の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

(2) 想定される防災対応

警戒範囲の立入規制

2 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

3 噴火警報及び避難指示等の周知

(1) 市民、登山者及び観光客等への周知

ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

(ア) 緊急速報メール

(イ) 山形市防災情報メールマガジン

(ウ) 山形市公式フェイスブック

(エ) 市ホームページ

(オ) 山形市防災対策課公式ツイッター

(カ) 山形市公式 LINE

(キ) Lアラート（災害情報共有システム）

(ク) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

(ケ) 蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡

(コ) 蔵王温泉観光協会への電話連絡

(サ) 索道事業者への電話連絡

[令 3 改]

(シ) 蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡

(ス) 蔵王スキーパトロール隊への電話連絡（エコーライン閉鎖期のみ）

イ 索道事業者は、蔵王ロープウェイ地蔵山頂駅に設置してあるスピーカーにより噴火警報の発表と避難指示等の発令について放送し、登山客に周知する。

(2) 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。

4 施設の閉鎖

(1) 対象施設

蔵王山神社避難小屋

(2) 対応策

次項による登山口等における立入規制の看板の設置により対応する。

5 登山口等における立入規制の実施

(1) 市は、蔵王山火山防災対策に基づき、必要な登山口に立入規制の看板を設置する。

(2) 索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、その管理する施設に立入規制の看板を設置する。

第2 噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火口周辺の広い範囲まで影響を及ぼす噴火、若しくは、融雪型火山泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

(2) 想定される防災対応

警戒範囲の立入規制

2 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

3 噴火警報及び避難指示等の周知

(1) 市民、登山者及び観光客等への周知

ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

(ア) 緊急速報メール

(イ) 山形市防災情報メールマガジン

(ウ) 山形市公式フェイスブック

[令3改]

- (エ) 市ホームページ
- (オ) 山形市防災対策課公式ツイッター
- (カ) 山形市公式LINE
- (キ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ク) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）
- (ケ) 蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡
- (コ) 蔵王温泉観光協会への電話連絡
- (サ) 索道事業者への電話連絡
- (シ) 蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡
- (ス) 蔵王スキーパトロール隊への電話連絡（エコーライン閉鎖期のみ）

イ 蔵王温泉観光協会は、その管理する屋外スピーカーにより噴火警報の発表と避難指示等の発令について放送し、蔵王温泉内の市民、観光客に周知する。

ウ 索道事業者は、その管理するロープウェイ等に設置してあるスピーカーにより噴火警報の発表と避難指示等の発令について放送し、登山客に周知する。

(2) 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発表について連絡する。

4 施設の閉鎖

(1) 対象施設

- ア 蔵王山神社避難小屋
- イ コーボルトヒュッテ
- ウ 山形大学蔵王山寮
- エ 蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設
- オ 夏山リフト（ユートピア）
- カ 次のゲレンデのリフト及び付随する施設（エコーライン閉鎖期のみ）
 - (ア) ユートピアゲレンデ
 - (イ) 菖蒲沼ゲレンデ
 - (ウ) パラダイスゲレンデ
 - (エ) コタンゲレンデ
 - (オ) ザンゲ坂及び樹氷原コース
 - (カ) 連絡コース

(2) 対応策

ア 蔵王山神社避難小屋及びコーボルトヒュッテ
第1の第4項第2号の規定を準用する。

イ 山形大学蔵王山寮

市は、山形大学蔵王山寮に施設の閉鎖について連絡し、施設管理者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

ウ 蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設及び夏山リフト

当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーからの警報の周知及び避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

エ ゲレンデのリフト及び付随する施設

ウの規定を準用する。

5 道路の閉鎖等（エコーライン開通期のみ）

(1) 対象道路

市道蔵王ドッコ沼線

(2) 対応策

市は、蔵王ラインからの入口をバリケード等で閉鎖する。

6 登山口等における立入規制の実施

第1の第5項の規定を準用する。

7 観光客等の避難対策

市は、噴火警報の発表後において帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。

また、索道事業者及びスキーパトロール隊は、エコーライン閉鎖期に噴火警報が発表された場合は、蔵王山火山防災対策に基づき、ゲレンデ内のスキー客等の避難誘導等必要な対応を講じる。

第3 噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区における須川流域の一部の居住地域（避難区域）
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サーージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することがある。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

(2) 想定される防災対応

ア 融雪型火山泥流

警戒範囲の避難準備

イ 大きな噴石及び火砕流・火砕サーージ

警戒範囲の立入規制

2 融雪型火山泥流に係る対応策

(1) 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表に伴い、警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。

(2) 噴火警報及び避難指示等の周知

ア 市民、登山者及び観光客等への周知

市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

- (ア) 緊急速報メール
- (イ) 山形市防災情報メールマガジン
- (ウ) 山形市公式フェイスブック
- (エ) 市ホームページ
- (オ) 山形市防災対策課公式ツイッター
- (カ) 山形市公式 LINE
- (キ) 防災ラジオ
- (ク) 広報車
- (ケ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (コ) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）
- (サ) 警戒範囲に関係する町内会及び自主防災組織への電話連絡
- (シ) 教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等への電話連絡

イ 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ噴火警報の発表及び避難指示等の発令について連絡する。

(3) 避難場所等の開設

市は、避難指示等の発令に伴い、次の表に定める施設に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区に防災支部を開設する。

地区の名称	施設の名称	備考
南山形地区	第九中学校	防災支部を併設
	みはらしの丘小学校	
	東北文教大学	
蔵王地区	蔵王コミュニティセンター	防災支部を併設
	蔵王第一小学校	
	蔵王第一中学校	
	桜田小学校	
滝山地区	元木公民館	

南沼原地区	南沼原コミュニティセンター	防災支部を併設
	南沼原小学校	
	第十中学校	
本沢地区	本沢コミュニティセンター	防災支部を併設

※元木公民館は滝山地区に位置するが、蔵王地区の警戒範囲に近接していることから、市避難所を開設する。

(4) その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

(5) 道路の閉鎖等

ア 対象道路

(ア) 半郷黒沢線（福田橋）

(イ) 台谷柏中谷柏線（JR奥羽本線アンダーパス）

(ウ) 南館黒沢線（常盤橋）

(エ) 上記のほか、融雪型火山泥流による道路冠水のおそれのある路線

イ 対応策

市は、融雪型火山泥流のよる道路冠水のおそれのある区間について、必要な範囲においてバリケードを設置して閉鎖し、警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置する。

3 大きな噴石及び火砕流・火砕サージに係る対応策

第2の規定を準用する。この場合において、第2の第7項中「蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校」とあるのは「蔵王第三小学校・第二中学校」とする。

第4 噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」の発表に伴う対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	火山活動により融雪型火山泥流が発生し、あるいは切迫している場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区における須川流域の一部の居住地域（避難区域）
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5キロメートル以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2キロメートル以内及び八方沢上流域の範囲

※火山活動の状況に応じて、噴火警戒レベルを維持したまま警戒範囲を縮小することができる。

※融雪型火山泥流の警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

2 融雪型火山泥流に係る対応策

(1) 避難指示等の発令

市長は、噴火警報の発表された場合、あるいは融雪型火山泥流の発生が確認された場合は、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

[令3改]

(2) 噴火警報及び避難指示等の周知

第3の第2項第2号の規定を準用する。

(3) 避難場所等の開設

第3の第2項第3号の規定を準用する。

(4) 施設の閉鎖

ア 対象施設

教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等

イ 対応策

施設管理者は、蔵王山火山防災対策及び市が別に定める避難計画に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

(5) その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、融雪型火山泥流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

(6) 道路の閉鎖等

第3の第2項第5号の規定を準用する。

3 大きな噴石及び火砕流・火砕サージに係る対応策

第2の規定を準用する。この場合において、第2の第7項中「蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校」とあるのは「蔵王第三小学校・第二中学校」とする。

第5 降灰後の降雨による土石流への対応

1 警戒事象等及び想定される防災対応

(1) 警戒事象及び警戒範囲

警戒事象	降灰堆積厚が10センチメートル以上となった溪流で、かつ、24時間で125ミリメートル程度以上の降雨が予想される場合	
警戒範囲	土石流	祓川流域の一部の居住地域（避難区域）

※警戒範囲の詳細は、市が別に定める避難計画において定める。

2 避難指示等の発令

(1) 高齢者等避難の発令

市は、大雨警報（土砂災害）の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して高齢者等避難を発令する。

(2) 避難指示の発令

市は、土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合、あるいは土石流の発生が確認された場合は、必要に応じ、警戒範囲に対して避難指示を発令する。

3 避難指示等の周知

(1) 市民、登山者及び観光客等への周知

ア 市は、次の手段により、避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。

[令3改]

- (ア) 緊急速報メール
- (イ) 山形市防災情報メールマガジン
- (ウ) 山形市公式フェイスブック
- (エ) 市ホームページ
- (オ) 山形市防災対策課公式ツイッター
- (カ) 山形市公式LINE
- (キ) Lアラート（災害情報共有システム）
- (ク) テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）
- (ケ) 蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡
- (コ) 蔵王温泉観光協会への電話連絡
- (サ) 蔵王温泉旅館組合への電話連絡
- (シ) 索道事業者への電話連絡
- (ス) 蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡

イ 蔵王温泉観光協会は、その管理する屋外スピーカーにより避難指示等の発令について放送し、蔵王温泉内の市民、観光客に周知する。

ウ 索道事業者は、その管理するロープウェイ等に設置してあるスピーカーにより避難指示等の発令について放送し、登山客に周知する。

(2) 関係者、関係機関等への周知

市は、上記のほか、必要に応じて関係者、関係機関等へ避難指示等の発令について連絡する。

4 避難場所等の開設

市は、避難指示等の発令に伴い、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設するとともに、同施設に防災支部を開設する。

なお、土石流又はその前兆現象が既に発生している場合において、蔵王第三小学校・第二中学校に避難することが危険となる区域の市民等のために、一時避難場所として蔵王アストリアホテルを活用する。

5 施設の閉鎖

(1) 対象施設

- ア 蔵王ロープウェイ山麓駅
- イ 蔵王山火山防災対策に定める宿泊施設、レストハウス等

(2) 対応策

- ア 蔵王ロープウェイ山麓駅

当該施設を管理する索道事業者は、蔵王山火山防災対策に基づき、ロープウェイ等の設置スピーカーから避難の呼びかけを行い、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

- イ 蔵王山火山防災対策に定める宿泊施設、レストハウス等

当該施設を管理する者は、蔵王山火山防災対策に基づき、避難者の誘導等必要な対応を講じたうえで、施設を閉鎖する。

[令3改]

6 観光客等の避難対策

市は、土石流又はその前兆現象の発生に伴い帰宅が困難となった観光客及び登山者を保護するため、蔵王第三小学校・第二中学校に一時避難場所（指定緊急避難場所）及び市避難所（指定避難所）を開設し、蔵王山火山防災対策に基づき、これらの者の誘導等必要な対策を講じる。

7 その他避難に関する事項

上記に定めるもののほか、降灰後の土石流に係る避難に関する事項は、市が別に定める避難計画による。

第6 救助対策

蔵王山火山防災対策に定めるところによる。

第7 その他

突発的な噴火の発生等この計画に定める事象以外の事象が発生した場合は、この計画に定める規定を準用するほか、市が、蔵王山火山防災協議会その他関係機関と連携したうえで、必要な対応を講じるものとする。

第26節 道路・橋りょう対策

本節は、道路、橋りょうの応急対策を速やかに実施するための計画である。

第1 情報の収集

道路、橋りょうの被害については、市担当部課等のパトロール車による現地調査のほか、市民からの通報、山形警察署等防災機関からの情報を収集するものとする。収集した道路、橋りょうの被害情報は、取りまとめのうえ道路網図に明示し、不通箇所の把握及び道路啓開の資料とする。

第2 応急活動体制

道路、橋りょうの応急対策は、市担当部課等が別に定める動員配備計画に基づいて実施する。要員に不足を生じた場合は、労務者等の作業員を確保して迅速な応急活動を行うものとする。

第3 応急資器材の調達

市で保有する資器材は、別編資料のとおりであるが、保有資器材で不足する場合は県、他市町村及び民間業者に借上げを要請して調達するものとする。

第4 道路・橋りょう応急措置の優先場所

災害応急対策を速やかに実施する上から、次に該当する道路・橋りょうについては、優先的に応急措置を実施するものとする。

- 1 被災地への輸送及び被災地からの輸送を行う路線及び防災拠点を結ぶ路線（緊急輸送ルート）で使用する道路・橋りょう
- 2 避難所及び医療機関への道路・橋りょう
- 3 その他、災害対策本部長が災害応急対策として必要と認めた道路・橋りょう

第5 道路の応急措置

災害により通行不可能となった道路については、柵等に表示するとともに、う回路線を公示し、次により道路の応急措置を実施するものとする。

- 1 亀裂、陥没等の舗装の破損については、車両の通行に支障のない程度の応急措置を速やかに行う。
- 2 国、県で管理する道路の被害及び不通箇所については、それぞれの管理者に迅速な道路の応急措置を要請する。

第 27 節 水道施設対策

本節は、災害によって被害を受けた水道施設の機能を確保するための計画である。

第 1 災害時の活動体制

1 動員体制

災害発生と同時に、市の上下水道部が別に定める職員配備体制に基づき動員を行い、被害の規模及び場所等を確認して、職員の適切な配備を図るものとする。

2 通信連絡

災害の状況によっては、電話が不通となったり混乱するため、水道無線による情報収集及び伝達を行うものとする。

3 被害調査

災害発生と同時に、動員職員による水道施設の被害調査を行い、被害状況を把握し給配水計画及び応急復旧計画を樹立するものとする。

第 2 施設の応急復旧

1 取水、導水、浄水施設

施設が被害を受けた場合は、総力をあげて配水機能の確保にあたるものとする。

2 送・配水施設

被害状況、各浄水場の状態及び配水池容量等を考慮して、通水可能な管路を利用して給配水を行う。送水、配水施設の復旧にあたっては、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、順次その重要度に従って実施するものとする。

3 給水装置

給水管、給水装置の被害については、通水に支障があるもの、道路上への漏水で二次災害のおそれがあるもの等、順次その緊急度に従って応急復旧を行うものとする。

第 3 応急資器材

給水用応急資器材及び作業用機器等の備蓄状況は、別編資料のとおりである。その他の配管用資材を除く応急資器材は、民間業者の協力を得て調達するものとする。

第 4 他団体への応援要請

被害の状況によっては、日本水道協会東北地方支部の「災害時相互応援に関する協定書」、日本水道協会山形県支部の「災害時相互応援協定」及び山形市管工事協同組合の「水道施設の災害に伴う応援協定書」の定めに基づき、東北主要都市水道事業体、県内市町村水道事業体及び山形市管工事協同組合へ職員派遣及び資器材等の応援を要請し、速やかな応援復旧を図るものとする。

[平 3 0 改]

第5 広報計画

発災後は、広報車等により、直ちに次の広報活動を実施するものとする。

1 広報内容

- (1) 水道の給水停止状況
- (2) 通水の見通し
- (3) 応急給水の方法、時間及び場所等

2 広報の方法

広報車等での実施とともに、報道機関の協力も得ながら広報を実施する。

第 28 節 下水道施設対策

本節は、災害によって被害を受けた下水道施設の機能を確保するための計画である。

第 1 災害時の活動体制

1 動員体制

災害発生と同時に、上下水道部が別に定める職員配備体制に基づき動員を行い、被害の規模及び場所等を確認して、職員の適切な配備を図るものとする。

2 被害の調査

災害時には、直ちに動員職員によるパトロールを実施し、被害調査を行い被害状況を下水道台長及び下水道施設図に明示した施設復旧の資料を基に、施設応急復旧計画を作成する。

被害状況は、個々の図面及び管路網一覧図に明示して、施設復旧の資料として作成するものとする。

第 2 施設の応急措置

下水管渠の被害については、汚水及び雨水の通水に支障がないように迅速な応急措置を図る。枝線については、医療機関及び公共機関の復旧を優先に実施するものとする。また、被害箇所及び危険箇所には、交通安全のため安全灯、防護柵等を設置するものとする。

第 3 応急資器材

管渠の応急措置用資材、潜水ポンプ等復旧に要する資器材は、リース業者及び土木業者に要請して確保するものとする。

第 4 他団体への応援要請

被害の状況によっては、北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議による他自治体への応援要請、及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会との協定に基づく応援要請を行い、速やかな施設復旧を図るものとする。

第 5 広報計画

発災後は、広報車により次の事項を広報し、使用停止等について、市民の理解及び協力を得るものとする。

- 1 下水道施設の被害状況
- 2 下水道施設の復旧の見通し
- 3 使用の停止期間

第 29 節 交通対策

本節は、災害時において、交通状況を把握し、交通規制を実施して、道路交通の確保を図るための計画である。

第 1 交通状況の把握

防災関係機関は、次により交通状況を把握し、相互に連絡するものとする。市担当部課等は、連絡された情報を集計し、本部長へ提出するものとする。

- 1 信号機の故障と復旧情報 [山形警察署長]
- 2 放置車両による道路不通情報 [山形警察署長、各道路管理者]
- 3 道路損壊及び障害物による不通情報 [各道路管理者]
- 4 相互連絡機関
 [山形警察署]
 [国土交通省山形河川国道事務所]
 [村山総合支庁]
 [山形市]

第 2 交通規制

1 実施責任者

交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法 令
道 路 管 理 者	東 北 地 方 整 備 局 長 山 形 県 知 事 市 長	1 道路の破損等により交通に危険を及ぼすと認められるとき。 2 道路工事のためやむを得ないと認められるとき。	道路法第 46 条
警 察	山 形 県 公 会 安 委 員 長 警 察 署 官	1 災害対策用人員及び物資の緊急輸送のため必要があると認められるとき。	災害対策基本法第 76 条
		2 交通の安全と円滑な通行を図るため必要があると認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生等により交通に危険を及ぼすおそれがあるとき。	道路交通法第 4、5、6 条

2 交通規制の実施

(1) 道路等の破損等による交通規制

ア 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損等により交通に危険を及ぼすと認められるときは、その危険箇所及び路線について、速やかに通行を禁止又は制限する。

イ 警察の措置

警察は、交通の安全と円滑な通行を図るため、必要があると認められるときは、交通規制を実施する。

[平 2 8 改]

ウ 標識等の設置

交通規制を行ったときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するとともに、必要がある場合は、適当なう回道路標識を明示する。

エ 通 知

交通規制を行ったときは、関係機関と相互に緊密な連絡を取り、その周知徹底を図る。

(2) 緊急通行車両確保のための交通規制

ア 山形県公安委員会の措置

山形県公安委員会は、本市又は隣接若しくは近接の市町村の地域に、災害が発生し、又は発生する危険があるときは、災害応急対策が的確かつ円滑に行うため、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限（通行禁止区域等）する。

なお、通行の禁止又は制限を行ったときは、直ちに、当該区域又は道路の区間その他必要事項を通知する。

イ 警察官、自衛官及び消防吏員による設置命令等

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両及び消防機関の使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第3 道路管理者による車両の移動等

1 実施責任者

車両の移動等の実施責任者は、次のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法 令
道 路 管 理 者	東 北 地 方 整 備 局 長 山 形 県 知 事 市 長	立ち往生車両、放置車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法第76条の6

2 車両の移動等の実施

(1) 道路管理者の措置

ア 道路管理者は、本市又は隣接若しくは近接の市町村の地域に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、立ち往生車両、放置車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認められるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者

[平28改]

(以下「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずる。

なお、当該指定を行ったときは、直ちに、当該道路の区間内に在る者に対し、当該道路の区間を周知する。

イ 道路管理者は、次に掲げる場合は、自らアの規定による措置をとる。

(ア) アの規定による措置をとることを命じられた者が、当該措置をとらない場合

(イ) 道路管理者が、アの規定による命令の相手方が現場にいないためにアの規定による措置をとることを命ずることができない場合

(ウ) 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めてアの規定による命令をしないこととした場合

(2) 山形県公安委員会による要請等

ア 山形県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等をおこなうため必要があるときは、道路管理者に対し、アの規定による命令又はイの規定による措置をとるべきことを要請する。

イ 国又は山形県は、道路管理者に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から、アの規定による命令又はイの規定による措置をとるべきことを指示する。

第4 緊急通行車両

1 市有車両の届け出

交通規制が行われた際に、災害応急対策として使用する市有車両については、事前に緊急通行車両等事前届出を、公安委員会に提出し、緊急通行車両としての確認の手続きを終了しておくものとする。

2 借上車両の届け出

災害応急対策の実施において、市有車両の不足により借上車両を使用する場合、市担当部課等は、山形県公安委員会に対し、直ちに緊急通行車両の届け出を行うものとする。

3 緊急通行車両の使用

(1) 緊急通行車両の認定は、証明書及び標章の交付をもってなされる。

(2) 通行の際は、交付を受けた標章を車両の前面の見やすい箇所に提示する。

第5 運転者のとるべき措置

(1) 避難のために車を使用しないこと

(2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停車させ、カーラジオ等で災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

[平28改]

- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両等の災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

第30節 相互応援

本節は、応急対策における自治体等との相互応援及び協力要請を実施するための計画である。

第1 自治体との相互協力

1 山形県の協定

山形県においては、災害における各県との応援体制を確立するため、平成7年に、北海道、東北6県、新潟県の8道県による「災害時相互応援協定」を、締結している。

したがって、山形県内が広域的に災害に見舞われ、近隣県の応援が必要と認めるときは、県を通じ他県の応援のあっせんを要請するものとする。

2 山形市の協定

本市においては、資料編に記載のとおり県内外各団体と災害時における、各種応援協定を締結している。

したがって、本市が災害に見舞われ、県内外各団体の応援の必要性が生じた場合、各協定に規定する方法で、別に定める方法により応援を要請するものとする。

第2 応援の要請

各団体に対する応援の要請は、次の事項を明記した文書により行うが、緊急を要する場合は、電話、無線によって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の規模
- 3 応援を必要とする理由
- 4 作業の内容
- 5 応援を必要とする職種及び所要人員
- 6 作業予定期間
- 7 作業に従事する場所
- 8 集合場所
- 9 集合場所までの道路経路
- 10 その他必要な事項

第3 各団体からの応援の活動拠点

各団体からの応援の活動拠点は、国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王とする。

第30-1節 広域避難者の受入れ

本節は、大規模な災害の発生を覚知したときに、災害対策基本法又はあらかじめ関係自治体との間に締結された相互応援協定等に基づき、避難者の受入れを実施するための計画である。

1 広域避難者の受入れ

被災市町村から避難者の受入れ要請があった場合又は山形県より他都道府県内市町村の避難者受入れの要請があった場合は、特別な事情がある場合を除き、当該避難者の受入れを行う。また、これによらず自主的に避難してきた場合も、必要に応じて受入れを行う。

2 受入れを行う施設

- (1) 避難者を受け入れる施設は、山形市総合スポーツセンターとする。
- (2) 山形市総合スポーツセンターの受入人員を超える避難者の受入れについては、山形県及び関係機関との協議により決定する。

3 避難者への配慮

- (1) 市は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元の市町村の求めにより避難者の避難先等の情報を避難元の市町村に提供する。
- (2) 市は、避難元の市町村及び都道府県の求めに応じて、避難者のニーズを把握し、可能な限り対応する。
- (3) 市は、避難元の市町村及び都道府県に協力し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン及び交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努める。

4 費用負担

避難者の受入れに要する経費は、災害救助法に基づき、山形県を通じて被災県に求償する。求償で不足する場合は、国へ要望する。

第31節 自衛隊の派遣要請

本節は、自衛隊の派遣を要請し、効果的な災害救助を実施するための計画である。

第1 派遣要請

市長（本部長）は、自衛隊の派遣による人命の救助等が必要であると認めるときは、次の事項を明記した文書をもって、自衛隊の派遣を知事に要請する。

なお、通信の途絶等により、県に対する災害派遣の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊第6師団に通知するものとする。

また、人命救助等で特に緊急を要する場合には、直接陸上自衛隊第6師団へ通報するとともに、知事に自衛隊の派遣を要請するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 派遣を必要とする理由
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣を必要とする人員及び資器材の概数
- 5 派遣を希望する区域及び活動内容
- 6 その他参考となる事項

第2 受入れ体制

市長（本部長）は、派遣された自衛隊が直ちに効果的な災害救助活動が実施できるように、次により受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 他の団体の作業と重複しないように作業計画を樹立する。
- (2) 国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王を活動拠点とする。
- (3) 連絡所を設け、誘導者を配置する。
- (4) 宿舎を確保する。
- (5) 必要な資器材を準備する。
- (6) 食料、燃料を確保する。（携帯したもので間に合う場合は除く。）

第3 派遣要請の代理者

自衛隊の派遣要請については、市長（本部長）が行う事項であるが、不在または連絡が取れない場合、次の順序で、事務を引き継ぐものとする。

- 1 副市長
- 2 総務部長

第4 派遣自衛隊の業務

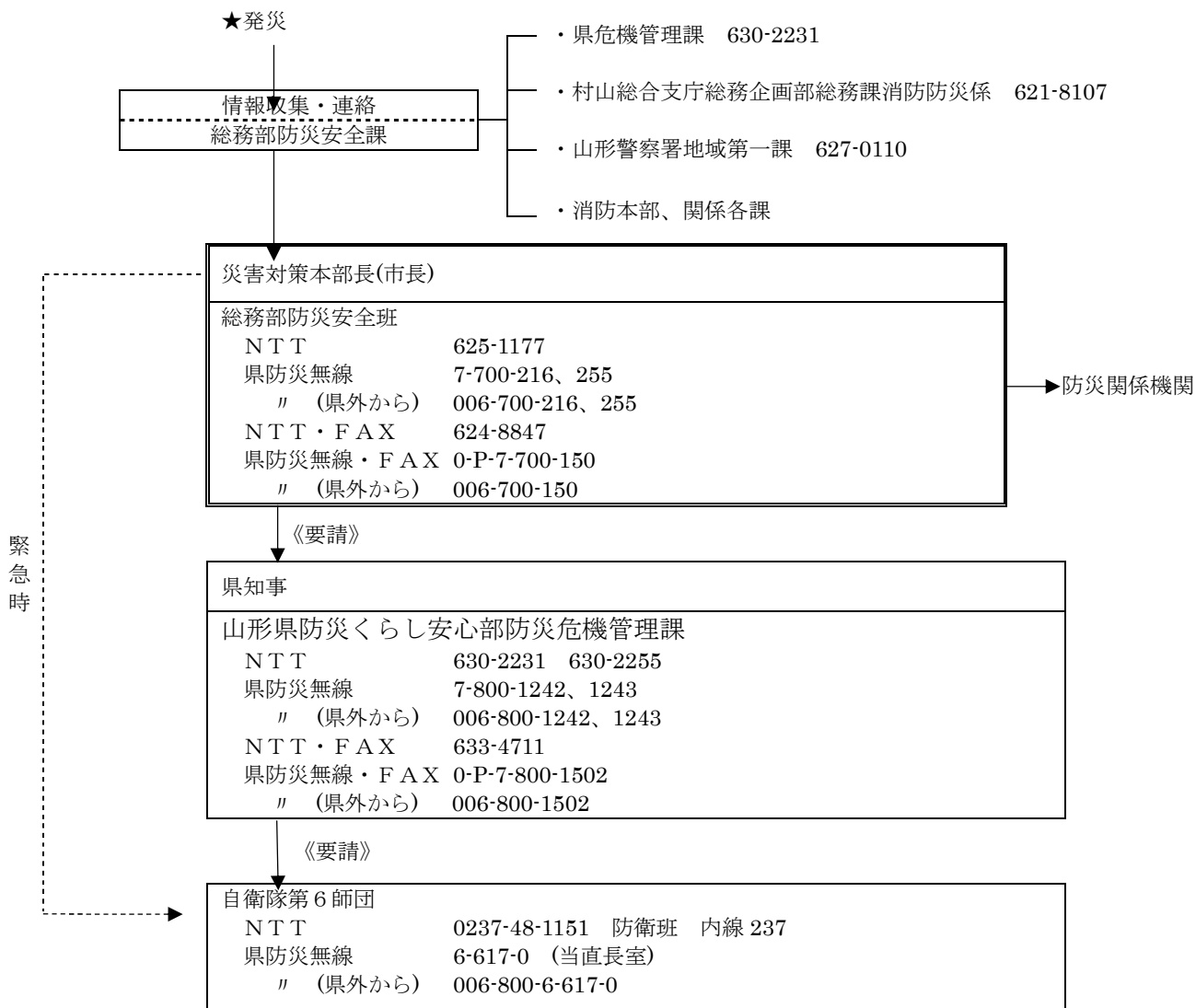
自衛隊に要請しうる業務は、次の応急救援及び応急復旧である。

- 1 被害状況の把握

[令5改]

- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索、救助
- 4 消火活動
- 5 危険物の保安及び除去
- 6 水防活動
- 7 道路、水路の啓開
- 8 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 9 通信の支援
- 10 人員及び物資の緊急輸送
- 11 炊飯及び給水
- 12 その他

第5 派遣要請連絡系統図



[令元改]

第6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由、または直接市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第32節 災害救助法による救助

本節は、災害救助法が適用された場合において、被災者の応急救助を実施するための計画である。

第1 実施責任者

災害救助法が適用されたときは、応急仮設住宅の供与を除き、知事の委任を受けて市長が救助を実施する。なお、その経費は、「山形県災害救助法施行細則」で定められた範囲内で知事が負担する。

第2 災害救助法の適用

1 基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので本市における適用基準は次のとおりである。（令和2年国勢調査時点）

- (1) 本市域内において、100世帯以上の住家が滅失したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上あってかつ市内の滅失世帯数が50世帯に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上あって、かつ市内において多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 本市域内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
 - ウ 時間的に同時に、又は相接近して二以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数が100世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。
 - エ 当該災害前に、前各号に該当する被害を受け、その救助がまだ完了していないとき。
 - オ その他被害状況が、アからエまでに準ずる場合で救助を要する状態にあるとき

2 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく破損した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

被害世帯	算定
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1／2世帯
床上浸水、土砂のたい積	1／3世帯

[令元改]

第3 災害救助法による救助

災害救助法による救助の種類は、次のとおりであり、救助の程度、方法及び期間は別編資料のとおりとする。

- 1 避難所の設置、応急仮設住宅の建設
- 2 炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 学用品の供与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送費及び人夫賃
- 12 実費弁償

第4 災害救助法の適用手続き

災害が発生し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに次の事項を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

- 1 災害発生時の日時及び場所
- 2 災害の原因
- 3 法の適用を要請する理由
- 4 法の適用を必要とする期間
- 5 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- 6 その他必要な事項

第5 応急救助の実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

- 1 災害対策本部の各部及び各班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を総務部防災安全班に報告するものとする。
- 2 防災安全班は、各部及び各班からの報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告するものとする。

第 3 3 節 義援金品の配分

本節は、市に寄託された義援金品の受付け及び配分を実施するための計画である。

第 1 義援金品の受付

義援金品は、健康福祉部援護班が受付けし、寄託者には受領書を交付する。義援金については、その後会計班に引き継ぎ、義援品については、市担当部課等に引き継ぐものとする。

県や日本赤十字社山形県支部及びその他の団体から義援金品の送付があった場合も、同様とする。

第 2 義援品の配分

義援品については、山形国際交流プラザに一時集積を行い、市担当部課等が作成する生活必需品配分計画と照合のうえ、援護班は、速やかに各市避難所及び市民に配分するものとする。

第 3 義援金の配分

義援金は、被害額が確定した後に、本部長の決定により配分するものとする。

第34節 物的公用負担等の実施

本節は、災害が発生し、又は発生しようとする場合においては、応急措置を緊急に実施する必要がある、施設・土地・家屋または物資を管理・使用若しくは収用するための計画である。

第1 応急公用負担等の権限

1 市長の権限

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- (1) 当該区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。(災害対策基本法第64条第1項)
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(災害対策基本法第64条第2項)

2 警察官の権限

市長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。

なお、この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(災害対策基本法第64条第2項)

3 知事による代行

市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、山形県知事が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。(災害対策基本法第73条)

4 国の機関による代行

市に災害が発生した場合において、当該災害の発生により市及び山形県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、国の機関が市長に代わって市長の権限の応急公用負担等を行う。(災害対策基本法第78条の2)

第2 損失補償等

市長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。(災害対策基本法第82条)

第35節 原子力災害対策

本節は、隣接県にある原子力施設において事故等が発生した際に、市民の被害を最小限に抑えるための応急対策について定めた計画である。

第1 情報収集及び情報伝達

隣接県の原子力施設にて事故が発生し、原災法第15条第1項による原子力緊急事態宣言（注）が発出された場合は、国、山形県、原子力発電所所在道府県及び関係機関等と協力して、原子力災害に関する情報収集に努め、市民へ必要な行動を促すため情報伝達を行う。

また、情報伝達にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

注 原子力緊急事態宣言とは、検出された放射線量が異常な水準の放射線の量として政令で定めるもの以上である場合又は原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合に、内閣総理大臣が行う関係区域・事故の概要・居住者等に対し周知すべき事項の公示をいう。

1 市が行う広報及び指示伝達

市は、防災情報メールマガジン、公式フェイスブック、ホームページ等の様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 災害の現況
- (3) 放射線の状況に関する今後の予測
- (4) 山形市、山形県及び防災関係機関の対策状況
- (5) 屋内退避、避難など市民の取るべき行動及び注意事項
- (6) その他必要と認める事項

2 相談窓口の設置

市は、状況に応じて放射線に関する健康相談、水道水の安全等に関する相談、農林産物の生産等に関する相談等に関する必要な相談窓口を設置し、様々な相談・問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

1 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の市民への注意喚起

市は、原子力災害による本市への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。

[平29改]

2 全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、本市への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本市に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、市民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（注）が発生した場合には、同項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

注 原子力緊急事態とは、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう。

(1) 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、市民に対して次の方法により屋内退避又は避難指示を伝達する。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする

ア 緊急速報メール

イ 山形市防災情報メールマガジン

ウ 山形市公式フェイスブック

エ 市ホームページ

オ 山形市防災対策課公式ツイッター

カ 山形市公式LINE

キ Lアラート（災害時情報共有システム）

ク テレビ・ラジオ（報道機関を通じた情報提供）

ケ 広報車等による広報

コ 学校、保育所、病院、社会福祉施設その他の特に屋内退避に当たる配慮を要する者を対象とする施設への電話連絡

(3) 市の区域を越えた広域避難を要する場合は、「第9-1節 広域避難計画」のとおりとする。この場合においては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

3 隣県等からの避難者の受入れ

「第30-1節 広域避難者の受入れ」のとおりとする。

第3 原子力災害医療活動等の実施

1 市民の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

2 避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

[令3改]

第4 モニタリングの実施

市は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L（注）に基づく防護措置の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線の影響を把握するため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階からモニタリングを行う。

注 O I Lとは、原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。

1 緊急時における空間放射線モニタリング

ア 空間放射線モニタリング

市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階においてモニタリング機器によるモニタリングを開始する。

イ 放射性物質の検査

市は、空間放射線モニタリングの結果及び国の指示等を踏まえながら、水道水の放射性物質の検査等必要な検査を行う。

2 結果の公表

モニタリングの結果については、市のホームページ等により公表を行うとともに、速やかに報道機関にプレスリリースを行う。

第5 放射性物質対策の実施

1 水道水の摂取制限等の措置

(1) 水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水及び水道原水中の放射性物質濃度の検査結果について水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続すると見込まれる場合は、他の水源への切替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。

(2) 簡易水道、営農飲雑用水、市有施設の井戸水等その他飲用水についても、(1)と同様の対策を行う。

2 浄水汚泥・下水道汚泥

(1) 浄水汚泥又は下水道汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に定める基準値を超えた場合、市民へ周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めたいえ、放射性物質汚染対策特措法（平成23年法律第11号）に準じて、処理、輸送、保管及び処分を行う。

(2) 農業集落排水施設の管理者は、汚泥の放射性物質検査の結果、放射性物質濃度が放射性物質汚染対策特措法に定める基準値を超えた場合、市民に周知するとともに、周辺住民及び作業者が受ける放射線量の抑制に努めたいえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、処

[平29改]

理、輸送、保管及び処分を行う。

3 廃棄物等の適正な処理

市は、国や県等と連携し、放射性物質に汚染された溶融飛灰等の廃棄物が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

4 市内生産品の摂取及び出荷の制限

国、山形県の実施するモニタリングの結果、市内農林産物等の放射性物質濃度が基準値を超え、国の原子力災害対策本部及び山形県知事から摂取及び出荷制限の指示を受けた場合、関係事業者及び市民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

5 その他

市有施設等について、モニタリングの結果、人体への影響が予想される水準の放射線量が測定された場合、市民に周知するとともに、利用制限や汚染の除去の実施等、必要な措置を講じる。

第4章 災害復旧計画

第 1 節 公共施設の復旧

本節は、被災した市の公共施設の復旧を迅速かつ適正に実施するための計画である。

第 1 土木施設の復旧

1 復旧の方法

復旧事業は、単に原形に復すのみではなく、災害予防のための施設の新設及び改良工事についても十分留意のうえ実施するものとする。

2 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地地方公共団体に対する支援を行う。

3 復旧事業の種類

(1) 河川復旧事業（負担法）

ア 河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川の復旧

イ 維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止、その他の施設の復旧

(2) 林地荒廃防止施設復旧事業（負担法）

山林砂防施設の復旧（立木を除く）

(3) 道路復旧事業（負担法）

道路法第 2 条第 1 項の規定による道路の復旧

(4) 下水道復旧事業（負担法）

下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道及び同条第 5 号に規定する都市下水路の復旧

(5) 公園復旧事業（負担法）

都市公園法施行令第 3 1 条各号に掲げる施設で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第 2 条第 2 号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたものの復旧

(6) 林道復旧事業（暫定法）

(7) 農業用施設復旧事業（暫定法）

注 1 （負担法）とは「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」に、（暫定法）とは「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく事業をいう。

注 2 次の復旧事業は、国庫負担とならないので、市単独で実施することとなる。

ア 1 箇所の工事の費用が 60 万円に満たないもの

イ 工事の費用に比べてその施設の効果が著しく小さいもの

ウ 維持工事と認められるもの

[令 3 改]

- エ 明らかに設計の不備、施行の粗漏に基因したもの
- オ 甚だしい維持管理の怠慢に基因したもの
- カ 河川の埋そくに係るもの
- キ 天然の河岸の決壊に係るもの
- ク 災害復旧事業以外の事業の工事施行中のもの
- ケ 直高1 m未満の小堤、幅員2 m未満の道路、その他主務大臣の定める小規模な施設（ただし、カとキは、維持管理上又は公益上特に必要と認められたものは除かれる。）

第2 その他の公共施設の復旧

1 復旧の方法

第1で掲げた施設以外の公共施設については、土木施設の復旧と同様の方法による復旧計画に基づいて実施するものとする。

2 復旧事業の種類（根拠法令）

- (1) 公立学校復旧事業（公立学校負担法）
- (2) 公立学校施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (3) 公営住宅復旧事業（公営住宅法）
- (4) 生活保護施設復旧事業（生活保護法）
- (5) 児童福祉施設復旧事業（児童福祉法）
- (6) 老人福祉施設復旧事業（老人福祉法）
- (7) 身体障害者支援施設復旧事業（身体障害者福祉法）
- (8) 知的障害者援護施設復旧事業（知的障害者福祉法）
- (9) し尿処理施設復旧事業
- (10) ごみ処理施設復旧事業
- (11) 火葬場復旧事業
- (12) と畜場復旧事業
- (13) 公的医療機関復旧事業

第3 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足を生じたときは、県を通じて被災を免れた他の市町村に派遣を依頼して、技術職員を確保するものとする。

第4 緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために、国及び県の負担金、補助金を利用するほか、次の制度により臨時資金の調達に努める。

1 地方債の発行

災害復旧事業債、地方短期資金（財政融資）

2 地方交付税の増額交付

特別交付税

第2節 水道施設の復旧

本節は、水道施設の復旧を実施するための計画である。

第1 施設の復旧優先順位

水道施設の復旧は、次の順位により実施する。

- 1 取水施設、導水施設、浄水施設、送・配水施設、特に重要と認められる管路
- 2 一般管路
- 3 給水装置

第2 管路における復旧順位の指定

管路の復旧順位については、次のとおり指定するものとする。

- 1 導送配水本管の復旧
 - (1) 第一次指定路線
導送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路
 - (2) 第二次指定路線
主要配水幹線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び必要と認められる管路
 - (3) 第三次指定路線
第一次、第二次指定路線以外の管路
- 2 配水管の復旧
重要と認められる管路を優先して、順次復旧に努めるものとする。

第3 給水装置の復旧優先順位

配水管の通水状況及び復旧状況等を勘案して、次の施設を復旧優先施設として選定するものとする。

- 1 負傷者の救護にあたる医療施設
- 2 腎人工透析治療施設
- 3 重症重度心身障がい児・者施設、特別養護老人ホーム等の施設
- 4 その他、特に早期復旧が必要と認められる施設

第3節 被災者の生活安定対策

本節は、災害により被災した市民の生活安定を図るための計画である。

第1 税の減免、徴収猶予

1 市税等の減免

被災した市民から申請があったときは、「山形市市税条例」及び「山形市国民健康保健税条例」の規定により、減免の措置がとられる。

(1) 市民税の減免措置

災害により、市民税の納付が著しく困難であると認められるとき。

ア 自己及び控除対象配偶者又は扶養親族の所有する住宅又は家財に被害を受け、個人の減免の対象となる年度の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合

イ 納税義務者が死亡又は障がい者となった場合

(2) 国民健康保険税の減免措置

災害にあった時で、保険税の納付が著しく困難であると認められるとき。

ア 納税義務者及び被保険者の所有する住宅又は家財に損害を受け、納税義務者及び被保険者の合計所得金額の合算額が、1,000万円以下の場合

イ 災害により、納税義務者が死亡又は障がい者となった場合

(3) 固定資産税の減免措置

土地、家屋及び償却資産に2割以上の損害があった場合

(4) 軽自動車税の減免措置

「山形市市税条例」の規定により、軽自動車を滅失又は著しく価値を減じた場合

2 市税等の徴収猶予

被災したために、市税の申告や書類の提出、税の納入を所定の期日までに行うことができないときは、申請により提出期限の延長又は徴収を猶予する。

3 国税、県税の減免及び徴収猶予

「国税通則法」、「地方税法」及び「山形県県税条例」等の規定により、国税、県税においても減免、徴収猶予の措置がとられる。

第2 災害援護資金の貸付け

1 市による災害援護資金の貸付け

「山形市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により、次のとおり災害援護資金を貸付ける。

(1) 貸付け対象者

災害により被害を受けた世帯で、前年の所得が	
1人世帯	220万円以内
2人世帯	430万円以内
3人世帯	620万円以内
4人世帯	730万円以内
5人以上は、730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円	

(2) 貸付け金額

世帯主負傷	
ア 家財損害あり、及び住居損害なし	150万円
イ 家財損害あり、かつ住居損害なし	250万円
ウ 住居半壊	270万円
エ 住居全壊	350万円
世帯主負傷なし	
オ 家財損害あり、かつ住居損害なし	150万円
カ 住居半壊	170万円
キ 住居全壊（クの場合を除く）	250万円
ク 住居全体滅失	350万円
住居の残存部分を取り壊す場合	
ケ 上記ウの場合	350万円
コ 上記カの場合	250万円
サ 上記キの場合	350万円

(3) 償 還

償還期間	10年	据置期間	3年（特別の場合は5年）を含む
貸付利率	年3%	（据置期間は無利子）	

注 世帯主の負傷とは、療養に要する期間が1カ月以上をいう。また、家財の損害とは、家財のおおむね3分の1以上の損害をいう。

2 母子福祉資金の貸付け

「母子福祉法」の規定に基づき、県は、母子家庭を対象に福祉資金を貸付ける。

3 世帯更正資金の貸付け

県は、「世帯更正資金貸付要綱」の規定に基づき、低所得世帯を対象に更正資金を貸付ける。

4 住宅資金の貸付け

「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構が災害復興住宅資金を貸付ける。

[令3改]

第3 災害弔慰金等の支給

「山形市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により、次のとおり弔慰金及び見舞金を支給する。

1 対象者

災害弔慰金の支給等に関する法律で規定する災害により、死亡した者の遺族及び精神又は身体に著しい障がいを受けた者。

2 金額

死亡	弔慰金	(主たる生計者)	500万円
死亡	弔慰金	(主たる生計者の家族)	250万円
障害	見舞金	(主たる生計者)	250万円
障害	見舞金	(主たる生計者の家族)	125万円

第4 被災者生活再建支援金の支給

1 被災者生活再建支援法による支援金被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)(以下「支援法」という。)に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う(支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金(以下「基金」という。)が行う。)

市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

2 山形県・市町村による独自の支援金

支援法が適用されない中規模半壊以上の世帯の生活の早期再建を支援し、生活の安定に資するため、県と市町村が連携して、生活再建のための支援金を支給する。

第5 その他の援助

1 郵便事業株式会社

郵便事業株式会社は、非常災害の場合で特別の措置が必要であると認めたときは、次の非常取り扱いを実施する。

- 1 災害時の被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 4 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

2 郵便局株式会社

郵便局株式会社は、災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

[令5改]

第4節 事業所への融資

本節は、農林水産業及び中小企業等を経営する事業所に対する災害融資計画である。

第1 融資計画

1 融資制度の周知

市は、災害により被害を受けた事業所等に対して、関係機関を通じて利用できる融資制度の周知徹底を図るものとする。

2 融資の促進

事業所が各制度を利用しようとするときは、市は、被害の実情に応じて融資手続きの簡易化、迅速な融資の実施を関係金融機関等に働きかけるものとする。

第2 農林水産業関係融資の種類

1 農林水産業経営資金の融資

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による貸付け

2 組合への事業資金の融資

1と同法による貸付け

3 農業経営維持安定資金（災害等資金）の融資

「農林漁業金融公庫」による貸付け

4 組合共同利用施設の復旧資金の国庫補助

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による補助

第3 中小企業関係融資の種類

1 復旧資金の融資

「中小企業金融公庫法」、「国民生活金融公庫法」及び「商工組合中央金庫法」による貸付け

2 労働者住宅建設資金の融資

「産業労働者住宅資金融通法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による貸付け

3 設備近代化資金の償還免除、延滞措置

「小規模企業者等設備導入資金助成法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置

第4 私立学校、医療機関への融資

1 私立学校災害復旧資金の融資

「日本私学振興財団法」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による貸付け

2 医療機関に対する災害復旧資金の融資
「医療金融公庫法」による貸付け

第5節 激甚災害指定による復旧

本節は、大災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」による激甚災害の指定を受けて、速やかな復旧事業を実施するための計画である。

第1 激甚災害指定の手続き

大災害が発生した場合は、市長は災害の状況、応急対策の概要を知事に直ちに報告する。知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定し、その災害に対して取るべき措置を政令で定め、必要な援助を行うこととなる。

第2 激甚災害指定による援助の種類

1 公共土木施設の災害復旧事業

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用を受ける公共土木施設及び同法第3条で定める施設で、国の負担割合が3分の2未満の災害発生防止のための新設又は改良に関する事業による施設

2 社会福祉施設の災害復旧事業

- (1) 「生活保護法」第40条、第41条の規定により設置された施設
- (2) 「児童福祉法」第35条の規定により設置された施設
- (3) 「身体障害者福祉法」第27条の規定により設置された施設
- (4) 「老人福祉法」第15条の規定により設置された施設
- (5) 「知的障害者福祉法」第19条の規定により設置された施設

3 農林施設の災害復旧事業

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用を受ける災害復旧事業及び災害防止を図るための農業用施設・林道の新設又は改良に関する事業

4 教育施設の災害復旧事業

「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定を受ける施設

5 公営住宅の災害復旧事業

- (1) 「公営住宅法」第8条第3項の規定の適用を受ける住宅及び共同施設
- (2) 被災者公営住宅建設事業に対する特例補助

6 その他の災害復旧事業

- (1) 河川、道路、公園等に堆積した多量の泥土、砂礫、樹木等の排除事業
- (2) 市が指定した場所に搬入された土砂の排除事業
- (3) 湛水の排除事業
- (4) 水防資器材費の特例補助

第6節 原子力災害による制限措置等からの復旧

本節は、原子力災害により影響を受けた市民生活の早期復旧に向けた計画である。

第1 制限措置等の解除

1 各種指示の解除

モニタリングによる測定結果等に基づき、国、山形県が屋内退避又は避難指示を解除したときは、市民に対しその旨を周知する。

2 各種制限措置の解除

モニタリングによる測定結果等に基づき、国、山形県が立入制限、交通規制等各種制限措置を解除したときは、制限措置の解除を関係機関に対し周知する。

第2 モニタリングの継続及び汚染の除去等

1 モニタリングの継続

原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を市のホームページ等により公表するとともに、速やかに報道機関にプレスリリースを行う。

2 放射性物質による汚染の除去等

モニタリングにより基準又はOILを超える空間放射線量が確認され、市民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、山形県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

第3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

1 風評被害等の影響の軽減

国、山形県及び関係機関等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、市内農林産物や市内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と、観光客の減少を防止するための広報活動等必要な対策を行う。

2 損害賠償の請求等に必要な資料の作成及び保存

将来の損害賠償等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について、諸記録を作成及び保存するものとする。